

関東地方産業競争力強化戦略

— 関東地方全体の「連携」で産業競争力を強化する —

平成 26 年 3 月

関東地方産業競争力協議会

目次

1. 総論	1
1-1.戦略の位置付け	1
1-2.関東地方の強み・特長(産業発展のための優位な礎)	1
1-3.関東地方の抱える課題・問題意識	3
1-4.関東地方の役割、課題解決の方向性	5
2. 各論(産業競争力強化に向けた取組)	12
2-1.成長産業の育成支援に向けた取組	12
2-1-1.成長産業ごとの現状(強み)・課題	12
2-1-1-1.ヘルスケア産業.....	12
2-1-1-2.先端ものづくり産業.....	15
2-1-1-3.環境・エネルギー関連産業	17
2-1-1-4.クリエイティブ産業	19
2-1-2. 成長産業ごとの都県・政令市における取組の方向性.....	19
2-1-2-1.ヘルスケア産業.....	20
2-1-2-2.先端ものづくり産業	22
2-1-2-3.環境・エネルギー関連産業	23
2-1-2-4.クリエイティブ産業	23
2-1-3.成長産業支援のための広域的な取組の方向性	24
2-1-3-1.都県域を越えた戦略的産業集積(クラスター)ネットワークの形成.....	24
2-1-3-2.戦略的集積(クラスター)ネットワークを支える基盤の強化.....	28
2-1-3-3.成長産業支援に係る国と地方自治体の連携	29
2-2.地域資源の活用・融合・ブランド化に向けた取組	31
2-2-1.地域資源の現状(強み)・課題	31
2-2-1-1.農林水産品・食品.....	31
2-2-1-2.鉱工業品(伝統的工芸品等)	32
2-2-1-3.観光.....	33

2-2-2.地域資源の活用・融合・ブランド化に向けた都県・政令市における取組の方向性	36
2-2-2-1.農林水産品・食品	37
2-2-2-2.鉱工業品(伝統的工芸品等)	40
2-2-2-3.観光	41
2-2-3.地域資源の活用・融合・ブランド化を支える広域的な取組の方向性	44
2-2-3-1.高品質で魅力ある産品・サービスの開発	44
2-2-3-2.新しい市場の開拓	46
2-2-3-3.ユーザーに向けた戦略的な情報発信の強化	48
2-2-2-4.地域資源活用の担い手となる人材の確保・育成	50
2-3.エネルギー基盤の強化に向けた取組	54
2-3-1.エネルギー基盤の現状(強み)・課題	54
2-3-1-1.エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備	54
2-3-1-1-1.広域ガスパイプライン等	54
2-3-1-1-2.電力関連設備	56
2-3-1-2.石油コンビナート等	57
2-3-1-3.エネルギー資源の調達	59
2-3-2.エネルギー基盤の強化に向けた取組の方向性	59
2-3-2-1.エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化	59
2-3-2-1-1.広域ガスパイプライン等	59
2-3-2-1-2.電力関連設備	60
2-3-2-2.石油コンビナート等の施設の強化	62
2-3-2-3.エネルギー資源調達元の多角化等	63
3. 交通インフラ等整備の方向	65
4. 取組を実現するに当たっての課題(国等への提言)	68
4-1.規制改革に関する提言(成長産業、地域資源)	68
4-2.財政・税制面等での提言(成長産業、地域資源)	72
4-3.エネルギー基盤整備への提言	74
5. まとめ	80

1.総論

1-1.戦略の位置付け

関東地方産業競争力強化戦略は、民間企業、自治体、国等がそれぞれ主体的に関東地方の産業競争力強化や地域経済再生に取り組むとともに、産業競争力会議等国の政策決定プロセスに反映していくために、策定されたものである。

本戦略は、関東地方¹の知事及び政令指定都市市長、民間委員や有識者により構成され、オブザーバーに国の出先機関の長等の参画を得て設置された関東地方産業競争力協議会の議論を取りまとめたものである。

関東地方産業競争力協議会²は、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）を地域において国と地方とが一体となって実行していくための体制であり、一方で、これらの取組は「地域経済再生の緊急決議（平成25年7月9日全国知事会）」における、国と地方とが一体となって効果的な施策を講じるための場として設置を要望された「地域経済再生戦略会議（仮称）」と趣旨目的を同じにするものでもある。

本戦略では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機として、関東地方から新たに世界に発信する新しい社会や生活の姿を提示するとともに、それを実現するために行政の圏域を越え、関東地方の地域産業集積間や複数の自治体間等を広域的（以下「関東大」と言う。）に捉えて連携を進めていくことを主軸に、取組の方向性を定めた。加えて、エネルギー基盤のあり方、社会経済活動を支える広域交通インフラのあり方について取りまとめた。さらに、取組の方向性を実現するために必要な規制緩和、財政措置等に関する国等への提言についても取りまとめた。

本取組は、地方自治体の施策や日本再興戦略等国の施策と相互に連動しつつ、2014年度（平成26年度）以降、実現可能なことから具体的取組を始め、当面、2015年度までの2年間は定期的にフォローアップを進め、本戦略の実効性を確保する。

1-2.関東地方の強み・特長（産業発展のための優位な礎）

1-2-1.日本経済の推進役

関東地方の経済規模は全国の4割を占め、日本経済を牽引する頭脳あるいはエンジンとも言える地域である。地域別の総人口のシェア（平成22年国勢調査（総務省））を見ると、全国の40.4%を占め、域内生産額（平成21年度県民経済計算（内閣府））でも全

¹関東地方

関東地方産業競争力協議会における関東地方とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一都十県のことを指す。この地域にある政令市は、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市である。

²関東地方産業競争力協議会

同協議会の構成員である委員・オブザーバーについては、P.82、P.83を参照のこと。

国の 44.3%を占めている。中でも、産業大分類別の売上高では、全国に占める割合が 50%を越える分類が、医療・福祉（54%）、学術研究、専門・技術サービス業（67%）等多数存在する。製造業では、都県別全国シェア上位 10 位までに 6 つの都県が入っている。（平成 24 年経済センサス（総務省・経済産業省））このように多くの人口と事業所が集積し大きな域内市場を持っている。

各地域においては、大企業の海外展開やリーマンショックを乗り越えた高い技術力を有する中小企業の集積が地域クラスターとして存在し、筑波研究学園都市や J-PARC が立地する東海村を始めとして、大学や公的研究開発機関、民間企業、行政などが地域ぐるみで産学官連携による新産業創出の取組が盛んに行われている。加えて、大手メーカーの量産工場から発展したマザー機能をもった民間企業の研究開発拠点も多数立地しており、これらを支える、専門的な知識を有する高度産業人材が多数存在している。

1-2-2.首都圏の優位性

首都圏は、本社機能の集積、デジタルコンテンツ産業を中心としたクリエイティブ産業の日本一の集積、世界的な情報・文化の発信機能を有するとともに、我が国最大の財・サービスの消費地域でもある等、他の圏域と比して優位な面を有している。

特に、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定は、外国人観光客増加を始めインバウンド需要拡大の好機であると考えられる。

1-2-3.多様な地域資源

伝統技術を用いた高品質な鉱工業品を生み出す多数の産地、世界的に有名な世界遺産、魅力的な山岳・高原リゾートなどの観光資源、日本の中でも有数の出荷高を誇る北関東の農産品など、他のブロックと比して勝るとも劣らない様々な地域資源（農林水産品、伝統工芸品等鉱工業品、自然、歴史文化遺産等）が多数点在している。

加えて、日本の社会・文化を好む多くの知日派外国人や地域資源から新たな価値を創造していこうとする感度の高いクリエイティブ人材の存在は、関東地方ならではの優位性である。

1-2-4.エネルギー供給拠点の集中

関東地方においては、我が国最大のエネルギー消費地域である首都圏域の経済・産業活動を支えるエネルギー基盤として、ガス、電力及び石油等のエネルギー供給拠点の全国の 4 割が立地している。特に、東京湾岸には、石油精製設備、液化天然ガス（LNG）、火力発電所、LNG 基地等の重要なエネルギー供給拠点の約 8 割が集中している。茨城県・静岡県内太平洋沿岸地域や新潟県内日本海沿岸地域にも一部の供給拠点が整備されている。

石油コンビナート等³も、エネルギー供給拠点としての役割に加え、エネルギー・素材産業の一大集積地として我が国の経済を支える重要な産業インフラとして、東京湾臨海部に集中している。

1-2-5. 充実した道路、港湾、空港インフラ

関東地方の道路、港湾、空港等の交通インフラについては、経済活動を支え、地域の活力を維持発展させるために整備が進められている。

道路網については、東名高速道路を始めとした放射方向の高速道路が整備されており、その機能強化も進められている。加えて、これらを環状に連絡する3つの環状道路の整備も進展しつつある。

港湾については、国際戦略港湾である京浜港を始めとして、太平洋沿岸部及び日本海沿岸部に国際港湾を有している。

空港については、成田空港・羽田空港の二大国際空港が国内外の主要都市と航空ネットワークが形成されている。加えて、4つの地方空港が、それぞれ役割分担を期待されている。

1-3. 関東地方の抱える課題・問題意識

1-3-1. 既存産業の課題

関東地方の総生産額はリーマンショック後、大きく減少したが、全国に占める割合は着実に伸びている。しかし、主な産業別に見ると、「製造業」は平成11年度以降、それまでの総生産額最多の座を「サービス業」に明け渡している。製造品出荷額の全国比率は長期的な低下傾向が続き、事業所数も減少傾向である。加えて、輸出の柱である機械類及び輸送用機器の輸出も逡減しており、雇用吸収効果や他産業への波及効果の高い製造業の厳しい現状がある。(経済産業省「工業統計」、財務省「貿易統計」)

また、長年続いた為替相場の影響や企業の世界戦略の一環等による大手企業による製造拠点の海外移転や国内事業の縮小に直面するとともに、川下の大手企業から川上の中小企業・小規模事業者までの一貫した取引構造が縮小することとなり、産業の空洞化が懸念される地域が散見される。こうした状況の中、中小企業・小規模事業者は、下請体質から転換し、自ら新分野進出を図ることが早急に求められている。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が単独で成長産業と見られる産業分野へ参入を図ることは、販路の開拓、研究開発、各種法令対応等、解決すべき喫緊の課題が多数存在し、極めて困難である。一例として、医療機器分野への参入に関しては、薬事法への対応や、医療現場への関係構築、ニーズの確保等、単独では対処困難な問題に直面す

³ 石油コンビナート等：石油精製業、石油化学工業のみならず、化学工業、鉄鋼業等のコンビナートを含む。

ることとなる。

1-3-2.地域資源の抱える課題

関東地方の多様な地域資源を生み出す農林水産業や伝統的工芸品産業等については、総じて産出額が長期にわたり減少傾向にあり、担い手の高齢化や後継者も不足していること等、厳しい課題を抱えている。高い技術力、職人技に裏打ちされた伝統工芸品や産地の技術は、個別の産品に注目すると、芸術の域まで達するような高付加価値、高品質なものが多数あるにもかかわらず、多様化した生活スタイルや消費者ニーズに応え切っておらず、その潜在的な魅力が生かされていない。

これら、農林水産品、伝統工芸品等地域資源の主な市場は国内であるが、少子化や総人口の減少により縮小傾向であり、海外等新たな市場への進出が大きな課題である。個別の産品の魅力を高めブランドを確立し、海外市場の開拓に成功した事業者が存在する一方で、大多数を占める中小企業・小規模事業者にとって、海外展開は、現地での種々の手続やマーケティング等新たなビジネス上の能力スキルが必要とされ、ハードルは高い。

観光については、平成 25 年の訪日外国人旅行者数は過去最高を記録しているものの、海外からの集客拡大が課題である。アジア各国は大きなインバウンド（訪日外国人旅行者等誘致）効果が期待できる国際会議の誘致を始め、海外からの集客交流に力を入れており、国同士の競争に加え都市間競争が激化している。

加えて、これまでの官民の海外展開の取組から、日本の文化や生活様式そのものに関心の高い外国人が多数存在することが分かってきており、こうした外国人のニーズを調査・分析し、的確な市場開拓を進めることが求められる。

1-3-3.エネルギー基盤にかかる課題

東日本大震災の際には、関東地方でも電力供給不足による計画停電や石油供給困難が市民生活・産業活動に大きな影響をもたらした。

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、その影響は首都圏にとどまらず、日本全体のエネルギー供給が相当長期にわたり大きく毀損されるおそれがある。

最近公表された首都直下地震の被害想定では、首都直下地震の発生する確率は 30 年以内に 70%とされている。インフラ・ライフラインの被害は、例えば、電力供給においては、発災直後は供給能力が 5 割程度に落ち、1 週間以上不安定な状況が続く。さらに、油槽所・製油所においては、備蓄はあるものの、タンクローリーの確保、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となると想定されている⁴。

⁴平成 25 年 12 月には国土強靱化基本法、首都直下地震対策特別措置法、南海トラフ地震対策特別措置法が施行されたことに加え、政策大綱が策定される等、政府では防災・減災への取組が進められている。

ガス、電力、石油等のエネルギーは国民生活、経済活動及び産業の競争力を維持強化するために必要不可欠であり、エネルギー基盤の強化に向けた対策は極めて重要である。しかしながら、既存のエネルギー供給施設の強化、エネルギー供給拠点の分散化、他の地域からのバックアップ機能の強化の取組が遅れている。

天然ガスにおいては、パイプラインの広域ネットワークが不十分であり、首都圏のバックアップの役割を担うガス供給施設の整備・機能強化が進んでいない。

電力関連設備においては、東西間の周波数変換設備や地域間連系線の容量の制約により、災害時に広域的な供給力の活用が十分図られない状況である。また、内陸や日本海側への大規模な発電所の立地が進んでいない。さらに、分散型電源は、災害発生時には地域において一定のエネルギー供給を確保することが可能であるが、普及は進んでいない。

石油コンビナート等は 災害時の製油所内の設備の耐震性が十分整備されていない。また、石油コンビナート等は、大量のエネルギーが活用される地域であり、設備の耐震性を高めていくことが課題である。国際競争の激化等により石油コンビナート等の立地企業の競争力が低下しており、コンビナート機能の低下が懸念されている。さらに、石油製品の備蓄等が分散化されておらず、供給基盤の脆弱性が危惧される。

そして、我が国ではほとんどのエネルギー資源を海外からの輸入に頼っており、調達元の多様化により安定供給及び価格の安定化を図ってきた。しかしながら、原油価格は2010年以降、4～6万円/kLの間で総じて上昇傾向にあり、特に、2012年4月は6.5万円/kLを越す等高騰するとともに、LNG 価格も連動して上昇した。これらの高騰する燃料価格等の影響を受けて電気料金が上昇しており、中小企業等の収益を圧迫している。

1-3-4.その他関東地方の抱える課題

2008年をピークに全国の総人口が減少に転じる中、2010年まで自然増加となった地域は関東、中部の2地域のみであり、社会増については、関東地方が他地域を大きく上回っていた。しかし、今後は全国を大きく上回るペースで高齢者が増加していくことが見込まれており、生産活動を支える人材の不足をもたらすこととなるため、新たな高齢者対策も必要とされてくる。

1-4.関東地方の役割、課題解決の方向性

1-4-1.基本的な考え方

上記のような関東地方の抱える課題を克服し、地域経済を中長期にわたる低迷状態から脱却させ、持続的な発展の軌道に再び乗せるために、今回二つの視点を提示する。第一の視点として、これまで幾多の困難を乗り越え磨かれてきた高い技術をこれから市場の拡大が見込まれる成長産業分野へ応用する等、企業等の新分野進出の促進である。特

に、日本の製造業の復活を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉である、中小企業・小規模事業者は、世界に誇るべき産業基盤であり、彼らの新分野進出は、関東地方の発展の鍵を握るといっても良い。

もう一つの視点として、長寿国である一方で、急速に進む高齢化など課題先進地域として、それらに対応した新しい暮らしや社会のあり方を提示することである。高いQOL (Quality Of Life) を実現した日本ならではの未来の生活スタイルを提示することは、景気低迷の続く国内の閉塞感を打ち破り、新たな産業分野が生まれるきっかけにもつながる。加えて、永い伝統に培われて地域に根付く鉱工業品等に新たな価値を与えていくことにもなる。世界中に拡散しつつある「ファブラボ」のような、3D プリンターによる生活者視点のものづくり、つまりは「規格化、画一化」から、個々人の嗜好の「多様化」に対応したものづくりが普及することも、その一つである。

このような視点に基づく取組を、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて関東地方から世界に発信していくことで、日本全体の活力を牽引し、プレゼンス（存在感）を向上させるとともに日本全体の競争力の底上げにも大きく寄与していくことができる。これまで述べた関東地方の強み・特長を踏まえると、この地方こそが日本経済再浮上を牽引する地域として、その役割を果たすことが期待されている。

そこで、本戦略では、成長が期待される産業分野において、個々の企業・産業集積（産業クラスター）・行政等の主体がお互い切磋琢磨し高みを目指す方策はもちろんのこと、行政区域を越えて小異を捨て大同につき関東大での連携強化を図り、企業の現実のビジネスチャンスにつなげるための方策を示す。これまで価値が高いにもかかわらず埋もれた地域資源についても、個々の資源の魅力を高めるとともに関東大での連携を進めブランド化を図る方策等も提示する。

連携を進め関東大で一緒に取り組むことは、需要がまとまること、規模の拡大による対外的な対抗力が強くなること、知識・ノウハウ・設備等を相互に補完できることなどの利点が生まれる。例えば、小水力発電ニーズを広域で丹念に拾い、「需要がまとまり」相当な台数を確保できれば、製造側も導入側もコストが確実に下がり新エネルギーの普及に弾みがつくとともに新たな産業が生まれること、等が挙げられる。

さらに、広域連携を下支えする産業のソフト基盤として「結節点役を担える人間力あふれる優れた人材」の発掘・共有化・育成に関する方策や、「イノベーション創出のための研究開発機能の充実（産学連携を含む）」に向けた方策等も検討し、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進（開廃業率の改善）や、更なる国際展開の促進につなげる。

これら経済産業活動の維持・発展に必要なエネルギー基盤については、首都直下地震等が発生した際の首都圏のバックアップを図るため、エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化、石油コンビナート等の強化を図る方策を提示する。

これら基本的方向性に基づき、2. 各論（産業競争力強化に向けた取組）以降において、新たな成長産業を創出する「成長分野の育成」、関東地方の地域資源について国内

外の消費者への訴求力を高め販路開拓を行う「地域資源の活用・融合・ブランド化」、これらを支える「エネルギー基盤の強化に向けた取組」の3つの項目に整理をし、その取組の方向性を提示する。

1-4-2. 関東地方で取り組む戦略産業

これまで、中小企業・小規模企業の新分野進出の重要性について言及してきたが、関東大として育成・支援に取り組む新たな産業分野（以下「戦略産業」という。）は、いかなるものなのだろうか。以下に、取り組む戦略産業を、選定するにあたって考慮した4つの視点とともに提示する。

一つ目の視点は、産業発展のための優位な礎（ポテンシャル）が関東地方に存在し、政策投入により更なる発展が見込まれる産業分野かどうかである。例えば、他のブロックと比して産業規模や研究開発機能に優位性がある産業分野、輸送機器産業等関東地方で強みを持つ産業が培った技術等の資源を活かすことができる成長産業分野がこれに該当する。二つ目の視点は、各都県政令市の重点政策として取り組まれていることである。三つ目の視点は、日本再興戦略の戦略市場創造プランで掲げられている、「世界や我が国が直面している社会課題のうち、『日本が世界的に強み』を持ち、『グローバル市場の成長が期待』でき、『一定の戦略分野が見込めるテーマ』として挙げられている4つのテーマ⁵を念頭に置くことである。四つ目の視点は、民間企業、関東地方の都県・政令市等の自治体、国の出先機関等地域の関係者が一体となって育成・支援に取り組むことである。

以上の4つの視点から、本協議会では、成長産業育成分野として、①医療機器産業などの「ヘルスケア産業」、②航空宇宙産業、次世代自動車産業などの「先端ものづくり産業」、③エネルギーマネジメント産業などの「環境・エネルギー関連産業」、④デザインなどの「クリエイティブ産業」、そして、地域資源活用等分野として、⑤「農林水産・食品産業」、⑥「観光産業」を戦略産業として位置付け、これら6つの産業についての取組を強化する。

1-4-3. 成長産業の育成

関東地方における地域経済産業上の特徴（①全国に比して急速に超高齢社会が到来する地域、②我が国最大の財・サービス・電力消費地域、③世界的な情報・文化の発信基地、④多くの研究開発機関・企業が立地する地域）を踏まえて、今後取組を強化すべき

⁵ 日本再興戦略 戦略市場創造プランの4つのテーマ

- ・国民の『健康寿命』の延伸
- ・クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現
- ・安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
- ・世界で引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

成長産業として4つの戦略産業（①ヘルスケア産業、②先端ものづくり産業、③環境・エネルギー関連産業、④クリエイティブ産業）を選定した。

成長産業の育成に向けた取組をまとめるに当たっては、まずは、戦略産業ごとの特性を十分に踏まえつつ、支援を行う上で把握しておくべき現状と課題についての整理を行った。その上で、都県・政令市が成長産業支援として取り組む内容について、それぞれの具体的な取組の共通項を抽出することで戦略産業ごとにその方向性を提示した。

さらに、個々の都県・政令市が単独で取り組むだけでは、域内のリソース（企業、支援機関・支援人材、試験研究機能等）に限りがあるため、広域連携によって成長産業支援に取り組むことが重要であり、その取組の方向性を提示した。

広域連携による取組については、まずは、都県域を越えた戦略的産業集積（クラスター）ネットワークを形成していくことの重要性を提示した。具体的には、①医療機器産業では、薬事法や販路に精通した専門医療機器メーカーや専門医が集まる医学系学会等と各地域の優れたものづくり企業との連携により、世界に共通する医療機器・介護福祉機器の創出を促進する取組、②航空宇宙産業では、関東地方での生産能力の向上を図る観点から、一貫受注生産能力を有する地域とその他の地域との広域連携を促進する取組、③クリエイティブ産業では、価値創造人材を活用するためのプラットフォームを構築するとともに、これらの人材が地域や産業を越えて様々なリソースと結びついていく取組の重要性を提示している。次に、関東地方に複数存在する類似の総合特区を連携させて相互の取組を強化することの重要性と、増大する都市部の高齢者に対して充実した介護サービスを、地域を越えて提供することの意義を提示した。

また、前述した戦略的集積（クラスター）ネットワークを支えるため、産業人材、試験研究機能という基盤の強化や、海外展開支援の強化を広域的に実施することの重要性を提示した。

最後に、成長産業支援に係る国と地方自治体の連携という観点から、国の成長産業支援に係る研究開発補助金等の執行に係る連携体制を構築していくことの重要性についても提示した。

1-4-4.地域資源の活用・融合・ブランド化

関東地方においては、多様な地域資源が存在しているが、それぞれの特性を踏まえると、「農林水産品・食品」「鉱工業品」「観光資源」の3つの類型に分けることができ、これらに関連する産業から、「農林水産品・食品産業」及び「観光産業」を特に取組を強化すべき戦略産業として位置付けた。

さらに、地域資源を活用した事業展開の現状・課題及びこれらの産業の振興を通じた地域活性化に関する関東地方の各都県・政令市の取組を踏まえ、地域資源を活用したブ

ランド化等の取組を進める上で有効と考えられる都県域を越える広域的な取組を整理した。

少子高齢化、人口減少、消費者ニーズの多様化など経済社会環境が変化する中、農林水産業・食品産業、観光産業においても、持続的な発展を遂げるためには、こうした変化への柔軟な対応が求められている。

農林水産業・食品産業、伝統的工芸品産業においては、人材の確保・育成、技術の継承等のみならず、顧客ニーズに対応した商品・製品の高付加価値化や新たな市場開拓が必要となっている。また、観光産業においても、観光資源を活かした付加価値の高い旅行商品・サービスの提供、さらにはハード面での環境整備も必要となっている。

各都県・政令市においては、各産業が抱えるこうした課題の解決に向け、事業者間連携等を通じた商品の高付加価値化、地域ブランドの確立、マーケティング・情報発信の強化、担い手の育成、海外販路開拓等の支援を進めている。個々の強みを相乗的に発揮させるため、単独の自治体だけでなく、複数の自治体が広域的に連携して取り組むことも効果的となる。

例えば、競争力のある付加価値の高い商品・サービスを開発・提供するためには、より市場ポテンシャルの高い他地域の流通業者や加工業者、専門人材（デザイナー、マーケティングの専門家等）との県域を越えたマッチングを広域的に推進することが有効である。また、観光においても、相互に機能を補完し得る近隣都県等が連携することでより付加価値の高い、多様な観光サービスを提供することが可能である。

これらを踏まえ、地域資源の活用等による地域活性化に向けて、各都県が広域的な連携を進め、高品質で魅力ある商品・サービスの開発、新市場の開拓、戦略的な情報発信、担い手人材の育成を進めることが重要である。

1-4-5. エネルギー基盤の強化

これまで述べたように、関東地方は重要なエネルギー供給拠点が東京湾岸に集中しており、災害時も含めたエネルギーの安定供給を図るために、エネルギー基盤の強化を推進することが重要である。あわせて、エネルギー・コストの低減に向けてエネルギー資源の調達が多様化を進めることも必要である。

その実現に向けて、エネルギー基盤の強化に当たっては、①エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化、②石油コンビナート等の施設の強化という二つの視点から取組の方向性を提示する。

エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化に向けた取組として、広域ガスパイプラインにおいては、東京湾以外の太平洋側や日本海側の拠点と首都圏を結節するパイプラインを整備する。また、事業採算性を高めるための沿線需要確保に向

けて、LNG 火力発電施設やコージェネレーション導入施設との一体的整備の促進等の取組を進める。ガス供給施設（LNG 基地等）においては、首都圏へのエネルギー・バックアップ機能を担う地域（東京湾以外の太平洋側や日本海側）の供給・貯蔵施設の整備・機能強化を推進する。

電力関連設備においては、現在容量の不足している東西 50Hz・60Hz 間の周波数変換設備及び地域間連系設備等の早期増強を図る必要がある。そして、東京湾に集中している大規模発電所の内陸や日本海側への立地を進める。具体的な例としては、栃木県真岡市においてパイプライン網の整備に併せて都市ガスを燃料とした内陸型火力発電所の設置が計画されているところである。このような取り組みを推進することで、大規模発電所の分散化を図る。さらに、災害時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献できる分散型電源の導入促進を図る。

石油コンビナート等の施設の強化に向けた取組としては、首都直下地震等の被災時にも石油等の供給を継続できるよう石油コンビナート等施設の耐震性等の強化を進める。あわせて、エネルギー・素材の安定供給体制を維持するために必要な経営基盤を確保するために、石油コンビナートに立地する製油所・石油化学工場・製鉄所等が生産活動の効率化、高付加価値化、これらの一層の展開を図る企業間の連携、海外の市場開拓につながる取組を進め、国際競争力の強化を図る。そして、災害時の石油供給の機動力を向上させるため、石油製品備蓄の内陸部を含めた分散化等備蓄体制の一層の整備を進める。

また、エネルギー・コストの低減に向けて、国産資源の開発やエネルギー資源の調達元の多角化等によって安定的かつ低廉な資源確保を進めることが重要である。

1-4-6. インフラ整備の方向性

関東地方全体の連携強化による産業競争力強化のためには、「陸・海・空」の広域交通ネットワークの整備を促進していくことが重要である。

都県域を越えた戦略産業集積（クラスター）ネットワーク形成、地域を越えた特区間の連携、試験研究機能の広域連携による相互利用、目利き人材の広域育成・活用等の面において、地域間のアクセス向上に資するインフラ整備は重要である。

また、地域資源の広域連携での活用・融合・ブランド化のための地域間でのマッチング、東京オリンピック・パラリンピックを契機に見込まれるインバウンド需要拡大に向けた広域観光ルートの確立、訪日外国人旅行者受入環境の充実・強化といった面においてもインフラ整備は重要である。

さらに、成長産業や地域資源が海外市場を取り込んでいくためにも空港・港湾といった国際的な施設の充実とアクセスを強化していくことは、産業競争力の強化のためには重要であると考えられる。

あわせて、首都直下地震等の災害発生時に首都圏の経済活動維持を図っていくためにも、災害に強い物流機能維持や緊急物資輸送等の陸路・海路・空路といったインフラ強化が求められるところである。

2. 各論（産業競争力強化に向けた取組）

2-1.成長産業の育成支援に向けた取組

2-1-1.成長産業ごとの現状（強み）・課題

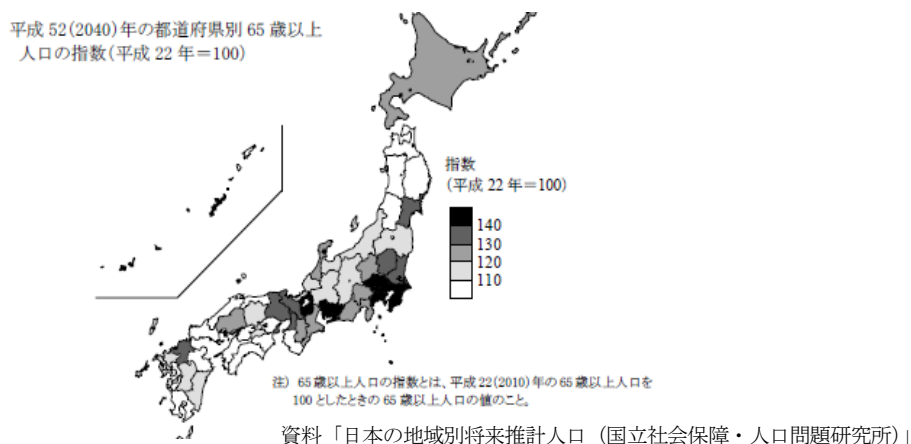
日本再興戦略を実行し、その効果を地域経済及びそれらを支える中小企業等にも及ぼすことにより、我が国全体として経済再生を図っていく観点から、関東地方において取組を強化すべき成長産業として4つの戦略産業（①ヘルスケア産業、②先端ものづくり産業、③環境・エネルギー関連産業、④クリエイティブ産業）を選定した。以下、成長産業ごとに現状・課題を記載する。

2-1-1-1.ヘルスケア産業

関東地方は全国に比して急速に超高齢社会が到来する地域であり、高齢者に対する医療福祉サービスのあり方が問われている。このような状況においては、高齢者が健康を維持して元気に生活ができるようなQOLの実現に向けたサービスの提供や多様化する需要への対応等が各方面で必要となる。このため、健康・医療・福祉の各分野を包含するヘルスケア産業は、持続的な成長が期待される重要な分野である。具体的には、ものづくりの視点では、医薬品・医療機器分野は輸入超過状態であり、海外市場を含めて、中小企業のものづくり力やバイオベンチャーの橋渡し機能を発揮するなどのビジネス機会が大きい市場である。また、サービスの視点では、地域で安全・安心で健やかな生活を維持・向上するために、今後需要が大きくなると想定される高齢者向けの在宅関連のサービスやこれらのサービスを支える機器やロボットの開発、病気になる前に健康な状態に戻すなどの取組等が期待される。

以上のようなことから、関東地方において特に重点的に取り組むべき領域は、①医療機器産業、②介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む）及び関連サービス産業、③革新的医薬品産業、④高齢者向け食品・機能的食品関連産業、⑤健康・未病関連産業とする。

〔図表1〕平成52(2040)年の都道府県別65歳以上人口の指数



(1) 医療機器産業の現状・課題

医療機器産業の貿易収支を見てみると、血液検査装置や全身用 X 線-CT 装置等の診断系機器については輸出額が輸入額を上回っているものの、人工心臓や人工関節等の治療系機器の多くが輸入に頼っている状況である。こうした背景には、自動車やエレクトロニクス産業に比べて日本が強みとしてきたものづくり技術が十分活かされていないことや、薬事法の規制等による事業化へのハードルの高さから、新規参入が加速せず、ものづくり基盤が弱体化していること、リスクの高い新たな医療機器については、その有効性や安全性の基準が確立されていないことによる審査期間の長期化や医療ニーズの高度化への対応の遅れ等の課題を抱えている。

医療機器開発に当たっては、薬事法や事業化を踏まえた実施体制づくりが重要であるとともに、医療現場の課題・ニーズを出発点にすることが必要不可欠である。また、開発に当たっては治験への対応等も含め、医療機器の承認までの期間が長く、相当の資金を要するといった課題を抱えている。

医療機器産業への参入を目指すものづくり企業がこのような課題を独力で乗り越えることは極めて困難であるため、薬事法への対応や治験等も含めた専門的な支援、事業化を担う専業医療機器メーカーや医療現場との円滑な関係構築、販路確保等についての支援を行うことで、関東地方における医療機器産業の強化に向けた取組の高度化を図っていくことが必要である。

(2) 介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）及び関連サービス産業の現状・課題

今後、関東地方（特に、首都圏地域）の急速な高齢化が見込まれる中で、要支援・介護認定者数の大幅な増加が予測される。これに伴い、家庭及び医療・福祉施設等で提供される医療・介護等サービスの質の向上や多様なサービス提供に対するニーズが高まるため、これに応じた多様な関連サービスや介護・福祉機器が求められる。このためには、ものづくり中小企業を中心に介護・福祉機器分野への新規参入を促進することが必要であるが、新規参入を目指す企業は、販路面で不安を抱えており、大手メーカーや介護機器レンタル業者等の流通サイドとの連携が課題となっており、介護・福祉サービスを提供する現場と機器を供給する産業サイドとの間での情報共有不足も課題とされている。また、介護保険の給付対象となる福祉用具貸与（販売）種目の追加や拡充は3年に1回の報酬改定時に行われているため、新たに開発された商品が対象品目となるまでには時間を要してしまう等比較的事業化までの期間が長いことも課題となっている。

さらに、高齢者の急増に対して、関東地方の限られた医療・介護資源で対応していくためには、例えば、在宅医療・介護の質を高めるサービスや訪問医療・介護の巡回時間を効率化するサービス等の創出も重要な課題となっている。このようなサービスの生産性を向上させるためには、介護や生活支援の現場で活躍するロボットの開発・

実用化を積極的に図っていくことが必要である。このようなロボット開発に当たっては、制御等の要素技術や様々な部品・部材が必要とされるため、優れたものづくり中小企業の技術力を結集し、応用していくことが重要であるとともに、介護・生活支援ロボットの実用化に向けては安全性の評価や実証実験を行う公的施設の整備や地域間の相互活用といった取組が必要である。

(3) 革新的医薬品産業の現状・課題

関東地方には大手製薬メーカーや優れた研究シーズを有する研究機関の集積はもとより、優れた研究シーズをコア技術とするバイオベンチャーも多数創業している。特に、バイオ医薬品のシーズを事業化するための橋渡し機能を担うバイオベンチャーは首都圏地域を中心に顕著な集積を誇っている。このように、医薬品の実用化に向けたバリューチェーン上重要な役割を担うプレイヤーが関東地方には多く存在している点が地域の大きな強みとなっている。

現在の医薬品の世界市場は低分子医薬品からバイオ医薬品にシフトしつつあり、海外メーカーを中心に市場投入されたバイオ医薬品のほぼすべてがバイオベンチャー由来のものとなっている等バイオベンチャーの存在感は高まっている。また、欧米では大手製薬企業とバイオベンチャーとの間でのオープンイノベーションが活発に行われ、新薬開発の研究基盤を支える機能とシーズを生み出す機能が十分に発揮されている。しかしながら、従来の自前主義的経営を行ってきた日本の製薬企業はグローバルな視点での外部リソースの活用が進んでおらず新薬の開発競争に遅れをとっており、優れた技術が製品化までなかなか結びつかない等の課題を抱えている。さらに、ベンチャーキャピタルの投資年限が終わりを迎え、経営面での課題を抱えているベンチャーも存在している。このような課題を克服していくためには、優れた技術を有するバイオベンチャーの事業連携の促進に向けた国内外の大手企業等とのビジネスマッチングの場の支援や国際展開支援を図ることが急がれる。

さらに、最先端の技術を活用した医薬品については、その有効性や安全性の基準が確立されておらず、その審査承認に時間を要することも大きな課題となっており、早急な改善が必要となっている。

(4) 高齢者向け食品・機能性食品関連産業の現状・課題

高齢化の急速な進展によって、高血圧や糖尿病、肥満等の生活習慣病患者が増加しており、我が国の医療費削減の観点からも、特に日々の食生活の改善による生活習慣病の予防や進行の抑制が課題となっている。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者向けの食事や介護食品の提供について大きなニーズが存在している。特に、高齢者向けの加工食品の流通については、医療施設・老人福祉施設等への業務用食品は、施設に滞在する高齢者用に比較的安定的な製造・

流通が確保されているものの、一般小売り向け加工食品については、一般高齢者者の需要に応えうる状況にはなっていないのが現状である。高齢者が多い地域においては、食料品等の日常の買い物にも困る等の生活支援に係るニーズも増加することが予測され、日常生活の基盤となる地域コミュニティ（商店街や高齢者サポートを実施するNPO等）と流通事業者との連携による新たなサービス創出への支援を行うことも必要である。

さらに、特定保健用食品制度の発足以降、研究開発及び製品化が活発化している機能性食品については、食の改善に資する解決策として大きなニーズが潜んでいる。しかしながら、地域において機能性食品の開発支援を行う場合、製品化が実現したとしても、保健機能食品以外の食品は、保健や栄養成分の機能を表示することができないため、販売が思うように拡大しないとといった大きな課題を抱えている。このような課題を解決していくためには、試作開発や新たに開発した食品について、健康に対する機能性の評価（適切な実証データの取得、評価等）等の支援が必要である。

(5) 健康・未病関連産業の現状・課題

高齢者の急増に対して、医療・介護費の抑制や高齢者自身の生活水準の維持・向上等の視点から、健康増進や介護予防への取組強化が課題である。特に要介護者の急増等により、各自治体は介護保険財政の逼迫に直面している。健康の維持増進や病気の手前で気づき、健康に戻すこと等により医療費の削減を目指すことが重要でありこれらに関連する多様な産業として、いわゆる「健康・未病関連産業」を創出することが必要である。健康・未病関連産業の創出にとって、食・運動等による健康の維持・増進、最先端の診断技術による健康状態の見える化、健康医療情報のデータ化、さらに、ビッグデータの活用等の関係を通じて、ヘルスケアに関する様々なビジネスを創出し、他産業からの参入を促進していくことが重要である。また、健康維持・増進の観点からは、地域住民を健康にするための課題解決策を自治体と連携しながら地域で展開していくサービス（科学的根拠に基づく健康づくりプログラムの提供等）の導入などを後押しすることも重要である。

2-1-1-2.先端ものづくり産業

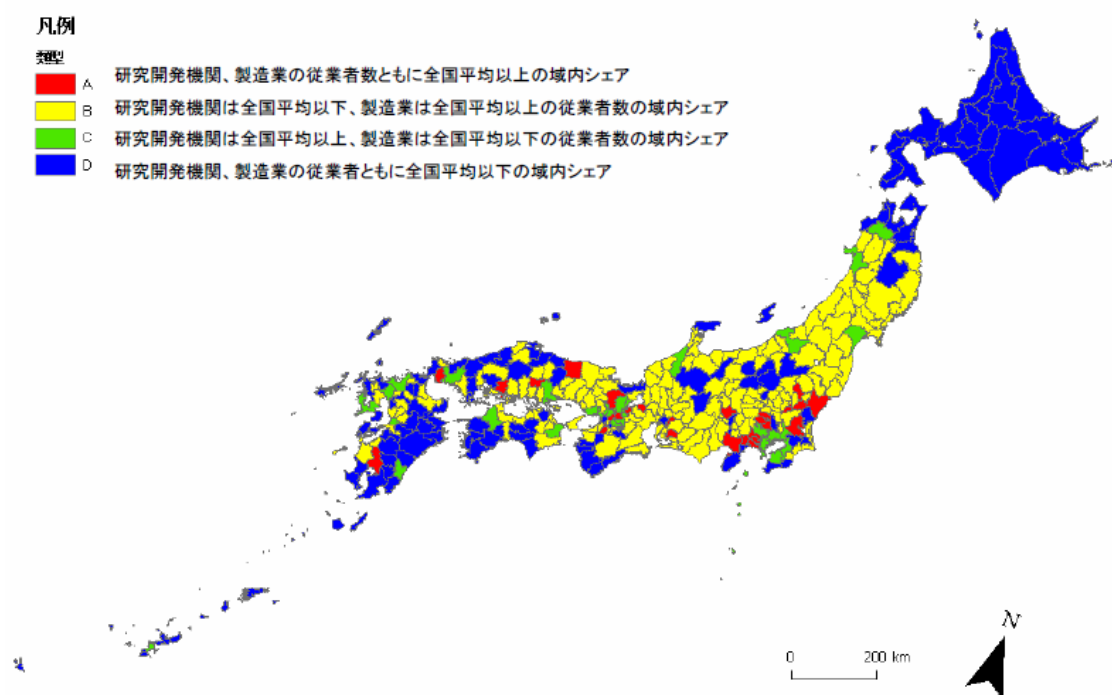
関東地方全体で見ると、日本の中で相対的に、研究開発・製造機能の高集積地域であることが大きな特徴であり、我が国製造業がこれまで蓄積してきた生産技術や製品開発技術を引き続き維持・発展させていくことが非常に重要である。このためには、グローバル競争にさらされているエレクトロニクス産業や自動車産業における、新製品の開発技術を不断に向上していくためのマザー工場等の国内拠点の維持が不可欠であることは言うまでもないが、今後、国内外の需要の拡大が見込まれる航空機や次世代自動車等の成長分野において、ものづくり中小企業の有する高度な製造技術等を活用していくこ

とが喫緊の課題である。

また、我が国製造業の競争力向上を図るためには、研究開発から試作開発までの高次機能の維持・発展が重要であるが、関東地方に立地する多くの大手製造企業や大学・研究機関の研究開発活動や試作開発等の一翼を担うものづくり中小企業の集積は我が国の大きな強みであり、今後とも存続させていかねばならない。

以上のようなことから、関東地方において今後特に重点的に取り組むべき領域は、①航空宇宙産業、②次世代自動車産業、③先端ものづくりを支える産業とする。

[図表 2] 研究開発機関、製造業従業者数の全国シェアと域内シェアの比較



資料「日本における地域イノベーションシステムの現状と課題（文部科学省 科学技術政策研究所）」

(1) 航空宇宙産業の現状・課題

世界の航空旅客輸送量は、今後も成長基調であり、航空輸送の主力であるジェット旅客機は、現在の約 1.8 万機から、20 年後には約 3.7 万機と見込まれている。これらの需要増への対応から、新型機開発を進める欧米航空機メーカーの増産基調が高まる中で、関東地方においては、国内外からの受注拡大に向けて、地域の中小企業がグループ化し、航空宇宙産業に特に求められる一貫受注生産体制の確立を図っていくことが最大の課題である。また、燃費向上を狙いとする耐熱・軽量材料の加工技術開発ニーズがある中、当該分野のサプライチェーンを踏まえ、重工メーカー等との連携による加工技術の高度化を図っていくことも必要である。

また、宇宙産業分野については、優れたものづくり技術を有する地域の企業が当該分野への参入を図る観点からの支援として、独立行政法人宇宙航空研究開発機構

(JAXA) と地域のものづくり中小企業との交流を図るための仕掛けがまだまだ不足していること等が課題となっている。

(2) 次世代自動車産業の現状・課題

電気自動車 (EV) やハイブリッド車 (HEV)、プラグイン・ハイブリッド車 (PHV) 等の次世代自動車の市場投入や普及によって、今後、自動車産業は大きな構造変化に直面していく。構成部品の変化は、エンジン部品や駆動系部品を生産する自動車部品メーカーの受注を減少させる一方、電池やモータ、インバーターなどの部品を生産する電機系部品メーカーの自動車分野への参入を促すため競争が激化する。特に、EV はエンジンやトランスミッションなどの部品が不要となるため、大手企業を中心とした一次サプライヤーのみならず、中小を中心とする二次以下のサプライヤーにまで大きな影響を及ぼすことが予測される。また、異業種からの参入も想定され、既存の自動車部品・部材を手掛ける地域のものづくり中小企業にとっては、技術の高度化、サプライチェーンの変化への対応等による競争力強化が大きな課題となる。さらに、次世代自動車として燃料電池自動車の普及が期待されているが、水素供給インフラを含めた環境整備も課題となっている。

(3) 先端ものづくりを支える産業の現状・課題

先端ものづくりを強化し付加価値の高い製品を次々に生み出していくためには、関東地方に立地する大手メーカー等のマザー工場を始め、研究機関、大学等による産学官のオープンイノベーションを推進していくとともに、それらを支える中小企業の高度な基盤技術や研究開発能力が発揮されるような環境を整備することが重要である。このため、地域の中核企業を中心とする特徴的な先端技術の事業化を促進するとともに、研究機関等の活動を支える中小企業の技術力の更なる向上、マッチング等による他市場への展開、製品開発への支援が必要である。

また、高機能素材・新機能材料 (CFRP (炭素繊維強化プラスチック) 等の航空機や次世代自動車等の部材として活用される素材や3Dプリンターで作成する臓器モデルに使われる樹脂等の新たな機能を有する部素材) については、先端ものづくりを支える重要な産業であり、研究開発等に係る支援をさらに充実させるなど競争力を強化することが必要である。

2-1-1-3.環境・エネルギー関連産業

我が国は、エネルギーのほとんどを輸入に頼っていることから、エネルギー価格の上昇や供給の不安定性が企業経営に大きな影響を及ぼしている。安定した経営環境を維持するには、コスト低減と供給不安の克服が同時に実現されるようなエネルギー需給構造を構築することが不可欠である。特に、我が国最大の電力消費地である関東地方におい

ては喫緊の課題でもある。

また、エネルギー需給構造の改革はエネルギー分野に新規産業を創出し、新規事業者の参入を促すことにもなり得ることから、当該分野の成長を促進することが重要である。

具体的には、①地域の住宅やビル、工場等のエネルギー需要を最適にマネジメントすることによって、電力のピークシフト対応や省エネルギーを推進するとともに、②再生可能エネルギーの積極的な導入によって環境負荷の低減やエネルギーの地産地消を図ることが必要である。これらの産業の発展や深化により、家庭、産業、交通等の地域エネルギーを総合的にマネジメントするとともに、生活支援サービス等を盛り込んだ新たな社会システムであるスマートコミュニティの形成を推進していくことが重要である。

なお、実現のためには、関東地方の大学、企業、研究機関等から創出される新技術や研究者の知見、情報等を関係者で共有することを目的とした広域的なネットワークを創設し、その活用により地域の環境・エネルギー関連産業を振興することが重要である。

(1) エネルギーマネジメント関連産業の現状・課題

エネルギーマネジメントは、ビルやマンションなどにおけるエネルギー需給の全体最適を図るものであり、各地で普及が進められているところである。

しかしながら、需要家に対して効果的なエネルギーマネジメント・サービスを提供したり、エネルギーマネジメントを行うエリアの拡大（ビル、街区、地域へと拡大）に対応するための、技術・ノウハウ（システム設計、データ評価、運用等）の開発や蓄積が必要である。

また、エネルギーマネジメントにかかる運営サービスの収益性の確保が難しいことから、技術開発による関連機器の低廉化を進めて、エネルギーマネジメント・システムの導入を促進するとともに、機器販売や付帯サービスを一体化した総合的な事業展開による安定的な収益モデルの確立を図り、エネルギーマネジメント産業へ新規事業者の参入を促していくことも重要である。

(2) 再生可能エネルギー等関連産業の現状・課題

我が国のエネルギーを供給面からみると8割以上を化石燃料に依存しており、その多くが輸入に頼っているため、エネルギーの安定供給及び地球温暖化防止の観点から再生可能エネルギーの普及拡大を積極的に推進していく必要がある。

現状における再生可能エネルギーの導入は太陽光を中心に進んでいるが、発電モジュール等の製品については海外製品との競争も激しさを増しており、競争力を維持していくためには、継続してコストダウンを進めるほか、継続して高効率集光型太陽電池や薄膜太陽電池（有機系太陽電池等）等、革新的な太陽電池の技術開発・製品開発の加速化を図るとともに、初期需要の創出支援を行う必要がある。

また、地域において海洋エネルギーの利活用に関連した新事業創出を目指した取組が行われているが、海洋エネルギーはまだ導入が進んでいないため、コストダウンも

含めたエネルギーの効率的利用技術の開発と導入実証が必要である。

さらに、次世代のエネルギーとして期待されている水素の本格的な利活用に向け、個別の技術開発や実証事業の推進に留まるのではなく、水素の製造から貯蔵・輸送、そして利用に至るサプライチェーン全体を俯瞰した戦略の下、国、自治体、企業が連携し、インフラの整備等を進めていく必要がある。

2-1-1-4. クリエイティブ産業

成熟した経済を実現した我が国では、大量生産品の普及が進展している。したがって、目の肥えた消費者のニーズを的確に捉えるためには、個別化・高付加価値化した商品・サービスの提供が必要であり、従来とは異なる価値を創造するクリエイティブ産業の存在感が高まりつつある。

我が国のファッションやアニメーション、キャラクター等は国内だけではなく海外でも高い人気を誇る一方で、その人気に比して十分な収益・成長が獲得できていない点が大きな課題である。また、クリエイティブ産業の活性化を図るためには、優れた創造力を有したデザイナーやクリエイターの育成・活用を図ることに加えて、クリエイティブな商品・サービスを経済的価値に転換するプロデュース機能が重要である。さらに、消費者ニーズを的確に捉えた商品開発を行うためには、ユーザーの視点に立って、優れた機能だけではなく「楽しさ」等の要素を入れ込むことで高付加価値化を実現するといったクリエイティブ（創造的）なものづくりの発想も重要である。そのためには新たな発想を有するデザイナー等との連携が課題である。

なお、足元のコンテンツ市場ではデジタル化・ネットワーク化が進むとともに、流通構造が変化しつつあり、新しいコンテンツ市場拡大のチャンスが到来しており、特に、中小コンテンツ制作事業者の発展のためには、多様化する消費者ニーズへの的確な対応が課題となっている。

【図表 3】 関東地方のコンテンツ関連分野における従業員シェア（全国比）

メディア(インターネット付随サービス業)	84.3%
映画・アニメ(映画情報制作・配給業)	74.3%
音楽(音声情報制作業)	87.5%
ゲーム(ソフトウェア業)	68.0%
情報処理・提供サービス業	71.6%

資料「平成 21 年経済センサス基礎調査、平成 22 年特定サービス産業実態調査」

2-1-2. 成長産業ごとの都県・政令市における取組の方向性

以上の成長産業の現状及び課題を踏まえると、都県・政令市においては、地域中小企業のニーズ・強み・業況などを十分に踏まえつつ、①今後新たに成長産業分野に進出を

目指す企業に対してはセミナー等の開催を通じて、基本的な情報を提供するとともに、②当該成長産業分野で一定の経験を積み、次の飛躍に近づいている企業に対しては重点的な支援を行い成功事例の創出を目指す、③さらには、当該分野で頭角を現している中小企業を核とした中小企業グループへの支援を通じて面的な発展を目指す地域の産業クラスター支援などを行うことが重要である。以下には、今後、成長産業支援に係る取組の方向性を記載する。

2-1-2-1.ヘルスケア産業

(1) 医療機器産業

都県・政令市は、医療機器産業支援として、新規参入を目指す中小企業への情報提供、ビジネス機会の創出（販路開拓支援を含む。）、コーディネータの確保・育成等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 地域のものづくり中小企業の当該分野への新規参入機会の増大やリスク低減を図るために、当該分野の業界研究や薬事戦略の検討に役立つ情報提供を行うとともに、各種補助金の情報提供や申請サポートを行う。
- ・ 地域発の医療機器開発プロジェクトの創出に向けて、地域のものづくり中小企業が有する優れた技術シーズを医療現場の課題・ニーズや医療機器メーカーに結び付ける機会を提供していくとともに、両者の間をつなぐコーディネータの確保と育成を行う。
- ・ 総合特区において、先端的な医療機器開発を推進するために、プロジェクト形成や資金調達等の総合的支援を行う（例えば、つくば国際戦略総合特区や群馬がん治療技術地域活性化総合特区では先端的ながん治療装置の開発、ふじのくに先端医療総合特区では高生体適合性インプラントの開発、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区では再生医療関連の機器開発等に取り組む）。
- ・ 最先端の技術を活用した医療機器について、海外支援を行う（例えば、国際標準となるような革新的な評価法や評価基準に係る検討を総合特区等の活用によって実施する等）

(2) 介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）及び関連サービス産業

都県・政令市は、介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）及び関連サービス産業の支援として、新規参入を目指す中小企業への情報提供、技術・資金・企業間連携等のサポート、販路開拓支援等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 地域のものづくり中小企業の当該分野への新事業創出の機会増大やリスク低減を図るために、当該分野に係る参入障壁の実態把握及び適切な情報提供を実施するとともに、各種補助金の情報提供や申請サポートを行う。
- ・ 介護・福祉現場の負担を軽減する機器等の開発を行う事業者に対して技術・資金

面等のサポートを総合的に実施できるように研究・開発支援体制を強化する。

- ・ 介護・福祉現場に対して新製品・サービスの導入を促すとともに、現場が抱える課題やニーズを抽出し、それらに対する課題解決策を提供していくためのマッチング機会を提供する。
- ・ 地域のものづくり中小企業が介護・福祉機器の事業化に向けた開発を行う際に、販社との橋渡し等の販路開拓支援を行う。
- ・ 高齢者が地域で生活を継続するため、高齢者の多様なニーズに対応し、地域の実情に応じた、見守り、配食、孤立防止等の生活支援サービスの充実を図る。

(3) 革新的医薬品産業

都県・政令市は、革新的医薬品産業の支援として、バイオベンチャーに対する事業化支援、海外展開に向けた支援等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 優れた創薬シーズを有するバイオベンチャーがいち早く革新的医薬品を市場投入し成果をあげるための事業化支援や企業間連携をコーディネートする人材の育成を行う。
- ・ 最先端の技術を活用した医薬品について、海外展開支援を行う（例えば、国際標準となるような革新的な評価法や評価基準に係る検討を総合特区等の活用によって実施する等）。

(4) 高齢者向け食品・機能性食品関連産業

都県・政令市は、高齢者向け食品・機能性食品関連産業の支援として、商品開発に係る資金面の支援、機能性評価をサポートする機能の強化、商品開発をプロデュース（全体統括）する人材の育成等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 食品の新たな付加価値として期待される高齢者向け食品や介護食品、機能性食品等の商品開発に係る資金面等の支援を実施する。
- ・ 試作開発や機能性の評価に向けたエビデンス（根拠となる検証結果等）取得等を支援する機能を強化・拡充する。また、開発製品の実証試験を行うために地域における協力体制の確立に向けた関係機関（病院等）との連携を強化する。
- ・ 高齢者向け食品や機能性食品の開発をプロデュースできる人材の活用・育成を実施する。
- ・ 高齢者向け食品の安定的な供給を実現するために、買い物サポート等の生活支援について、様々な地域のプレイヤー（商店街、流通事業者等）の連携による取組を支援する。

(5) 健康・未病関連産業

都県・政令市は、健康・未病関連産業の支援として、普及啓発に向けた情報提供、

プレイヤー間の連携促進等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 未病関連産業について、ビッグデータの活用促進等による新たな市場創出の取組を推進するとともに、「未病」に関する産業側の理解を促進するための普及啓発を実施する。
- ・ 健康維持・増進や介護予防、高齢者生活支援等に対するニーズに着目した課題解決策を自治体や商店街等の地域コミュニティと連携しながら地域で展開していくサービスを創出するための支援を実施する。

2-1-2-2.先端ものづくり産業

(1) 航空宇宙産業

都県・政令市は、航空宇宙産業の支援として、施設整備・技術開発支援、販路開拓支援、企業誘致・新事業創出支援等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 地域で取り組む航空機部品等の一貫生産・受注体制の構築に向けた施設整備や航空機部品に係る技術開発（難削材の加工、複合素材等の部品加工等）を支援する。
- ・ 地域として航空機関連企業の技術力向上を図るために、国際見本市等を活用した海外大手メーカーや国内重工メーカーとの共同開発に向けたマッチング支援を行う。
- ・ 技術力が高い海外航空機メーカーの誘致やメンテナンス事業等の新事業への展開支援を行う。
- ・ 宇宙産業支援の取組として、JAXA の研究者と地域のものづくり中小企業との共同研究を促進するため、両者が連携を図るための交流会等を実施する。

(2) 次世代自動車産業

都県・政令市は、次世代自動車産業の支援として、技術開発支援、企業間連携、技術人材育成等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 安全、環境負荷低減、軽量化等の次世代自動車開発に当たって求められる技術に係る開発支援を行う。
- ・ 大手自動車メーカーと地域のものづくり中小企業との技術交流や商談会等のマッチングを実施するとともに、制御技術等に係る技術人材の育成を行う。

(3) 先端ものづくりを支える産業

都県・政令市は、先端ものづくりを支える産業の支援として、技術開発支援、企業間連携、人材育成等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 付加価値の高い成長産業分野を支えるものづくり技術（光・電子技術、3次元デジタル技術、危機管理分野への応用技術、高機能素材、産業用ロボット等）の研

究開発や事業化に向けたマッチング・人材育成等の支援を行う。

2-1-2-3.環境・エネルギー関連産業

(1) エネルギーマネジメント関連産業

都県・政令市は、エネルギーマネジメント関連産業の支援として、技術開発支援、企業間連携等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 省エネルギーを推進するために、住宅や事業所のスマート化や地域においてエネルギーを管理・融通するシステムを構築するなど、スマートコミュニティの形成に向けた基盤整備を行う。また、その実現のために必要な新技術開発等の各種支援を行う。
- ・ 環境・エネルギー関連産業の創出を図るため、ものづくり企業だけではなく、サービス産業や住宅メーカー等との異業種・異分野の企業との融合を図る。また、実証実験等の場提供や地元関係者との調整を積極的に実施する。

(2) 再生可能エネルギー等関連産業

都県・政令市は、再生可能エネルギー等関連産業の支援として、新市場の創出、技術開発支援等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ 都市部において太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図るために、現行の太陽光パネルが設置できない建物の屋根への設置に加え、高層ビルの壁面への設置など用途を拡大し、新市場を創出することにより開発が進められている薄膜太陽電池の導入を促進する。
- ・ 太陽光のほか、風力、水力、バイオマス、地熱、雪冷熱、海洋等の地域に賦存する資源の利活用を促進することで関連産業の育成を図る。
- ・ 有機系太陽電池を始め様々な再生可能エネルギー等の新技術・新製品開発を図る。
- ・ 水素エネルギーの利活用を促進するため、水素の製造から貯蔵・輸送そして利用に至るサプライチェーンの整備を進める。
- ・ 環境関連大手企業の技術・製品ニーズに対応した、地域の中小企業の効果的な技術や製品開発を後押しするためのマッチング会等を行う。

2-1-2-4.クリエイティブ産業

都県・政令市は、クリエイティブ産業の支援として、異業種連携、人材育成等について、以下のような具体的な取組を行っていく。

- ・ ファッション、デザイン等のクリエイティブ産業と他産業との交流を促進するための異業種交流会等を行う。
- ・ クリエイティブ産業の各分野における有望なデザイナー、クリエイター（映像、ゲーム、キャラクター、CG（コンピュータ・グラフィックス）等）等に対して、

展示会への出展支援や経営相談等を実施し、将来の担い手となる人材を育成する。

- ・ コンテンツの違法利用による被害を防止するために、知的財産に関する理解の促進に向けた情報提供等の支援を行う。

2-1-3.成長産業支援のための広域的な取組の方向性

2-1-2 で述べた都県・政令市における成長産業支援を進めることが関東地方での活気ある成長産業を実際に作り出していくために重要である。しかしながら、成長産業の支援については、個々の都県・政令市が単独で取り組むだけでは、域内のプレイヤー（連携先）、支援機関・支援人材、試験研究機能等の利用可能な資源に限界がある等の課題がある。こうした隘路を乗り越えるため、相乗効果の期待できる分野において、都県・政令市が互いに協力して、又は、より広域的な行政機関が関与した広域連携によって、戦略産業の支援に取り組んでいくことが望ましい。以下に、関東地方全体として広域的に取り組むべき成長産業支援の方向性を記述する。

2-1-3-1.都県域を越えた戦略的産業集積（クラスター）ネットワークの形成

戦略産業の地域ごとの状況を見てみると、発展状況は異なっており、関東全域で考えると一律の支援ではなく、地域ごとの特徴を踏まえたメリハリのある支援をすることが有効である。例えば、関東地域全体として、戦略産業の生産・受注能力を向上させるため、先進地域の産業集積を海外需要が獲得できるレベルまで強化しつつ、当該産業集積とその他の地域の産業集積との連携を図ることが重要であるこのように、地域を越えてお互いが利益を得るウイン・ウイン（win-win）の関係を構築するための関東広域産業ネットワークの形成を促進することが必要であり、特に有効と考えられる取組としては以下のとおり。

(1) 戦略産業に係る中小企業等の広域連携の場の創出

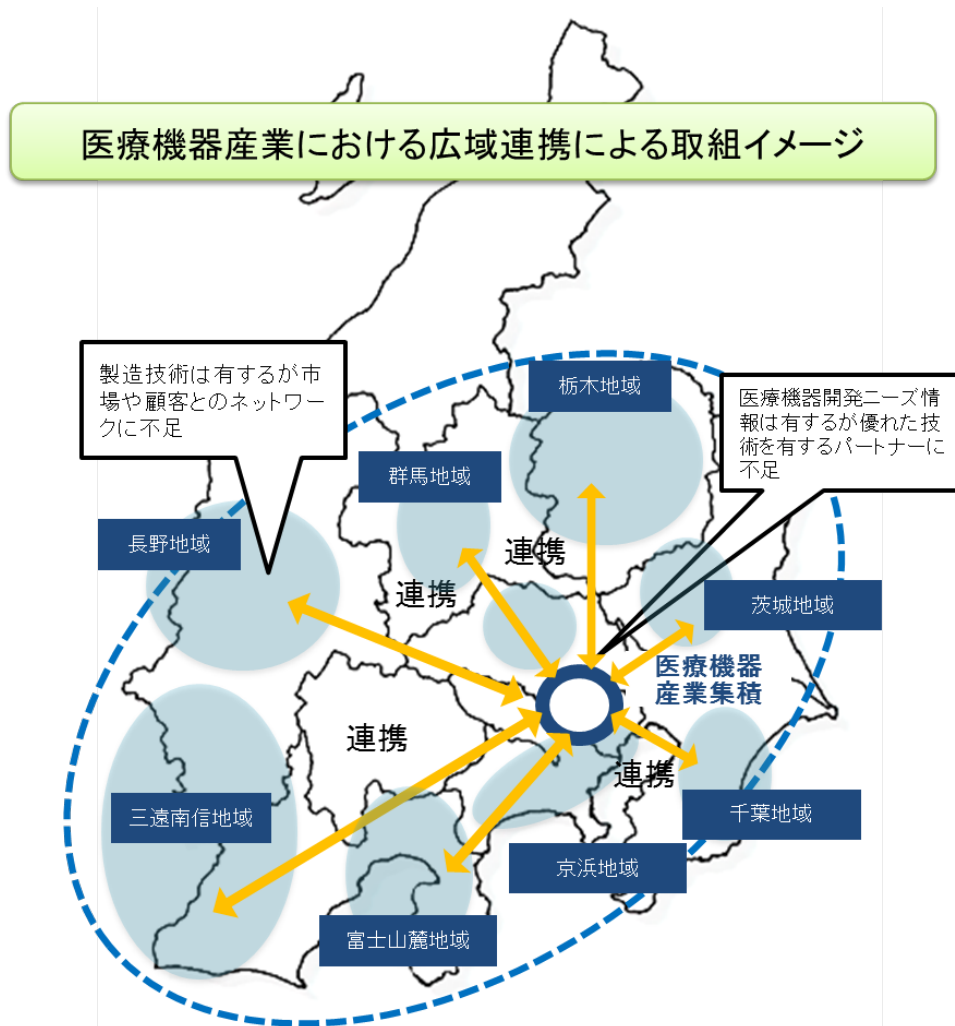
医療機器産業において鍵となる役割を果たす専門医療機器メーカーは東京都文京区周辺（本郷地域）に集積しており、また、専門医が集まり、汎用的な医療現場のニーズが潜んでいる医学系学会もほとんどが東京に本拠地をおいている。

このような関東地方の特徴を踏まえると、医療機器産業においては、薬事法や販路に精通した専門医療機器メーカーや専門医が集まる医学系学会等と各地域の医工連携活動との橋渡しを実施することが有効である。例えば、各地域で活発化する医工連携活動では、優れたものづくり企業を中心に製造技術は有するものの、市場へのアクセスや顧客との接点が不足している。一方で、専門医療機器メーカーは薬事法に係るノウハウや販路を有しているが部品・部材等の優れたものづくり技術を持った取引先・連携先が不足している。また、医学系学会は専門医による医療現場の課題・ニーズは豊富に有するが、解決のための手段が不足している。これらの課題に対しては、広域的な取組として、優れたものづくり技術を有するものづくり企業と本郷地域の専門医

療機器メーカーや特定の診療分野の医師が多く集まる医学系学会とを新たに結び付けることで、それぞれが有しない機能を補い合うことができ、個々の地域で取り組む医工連携活動の力をより高度なものへと結集させ、関東地方全体として医療機器産業の産業競争力強化を強固に推進することが可能となる。

また、医療機器開発に当たって地域医工連携活動が共通して抱える専門的な知識サービス機能（薬事戦略支援、医療機器の品質マネジメントに係る国際標準規格の取得支援等）の不足については、地域医工連携活動と専門機関とのネットワーク形成を広域的に図ることも有効である。

〔図表 4〕 医療機器産業における広域連携による取引イメージ

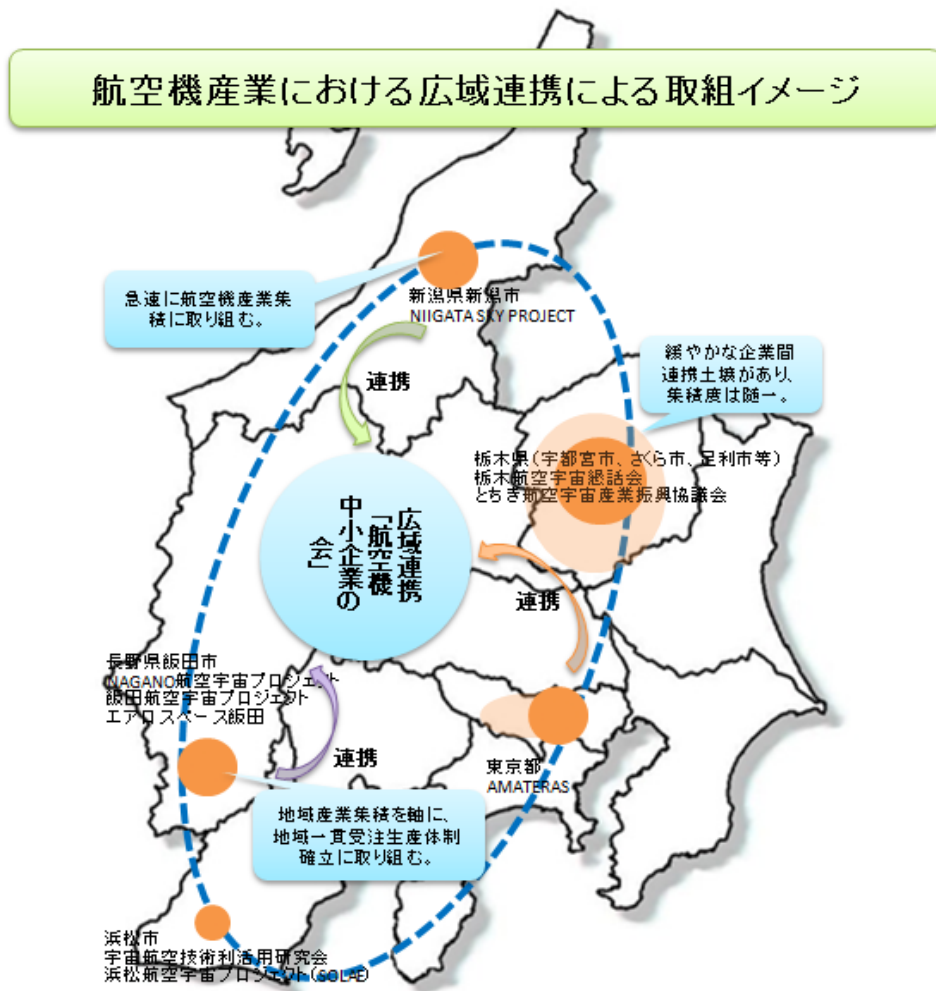


航空宇宙産業においては、関東地方での生産能力の向上を図る観点から、一貫受注生産能力を有する地域とその他の地域の広域連携を促進することが有効である。

具体的には、中核企業や中小企業グループを中心に先導的な取組を実施することで成長の萌芽が見えてきた地域の航空宇宙産業クラスターの一貫受注生産能力の強化や販路拡大を支援するとともに、それらに続く他地域のクラスターとの相互連携を進め、地域単位での取組を越え、緩やかに連携する土壌を形成する。そのうえで、海外から

の受注獲得に向けて、パリ航空ショー（Paris Air Show）等の海外展示会への出展支援による販路開拓や国内外大手企業とのマッチングを広域的に行うことで関東地方全体としての航空宇宙産業の受注能力拡大を図ることが重要である。

〔図表 5〕 航空機産業における広域連携による取引イメージ



クリエイティブ産業においては、首都圏地域に多く存在している優れた価値創造人材（クリエイティブな発想やプロデュース機能を有する人材）を活用するためのプラットフォームを構築するとともに、新たな付加価値を創出するために、これらの人材が地域や産業を越えて様々な資源と結び付いていくことが有効である。

例えば、海外への発信力に優れたクリエイターが、地域の食材、地酒、器、食器類（テーブルウェア）等を広域的に組み合わせ、「日本食の楽しみ方を提案する」といったコンセプトで個々の需要をまとめ、海外に対する情報発信を効果的に実施するといった取組が重要である。また、医療機器の設計・製造に当たっては、医療関係者や患者の視点に立ったものづくりが重要であり、このような視点を理解したプロデュース力を有するプロダクト（製品）デザイナーと医療機器メーカーとの連携により、ユー

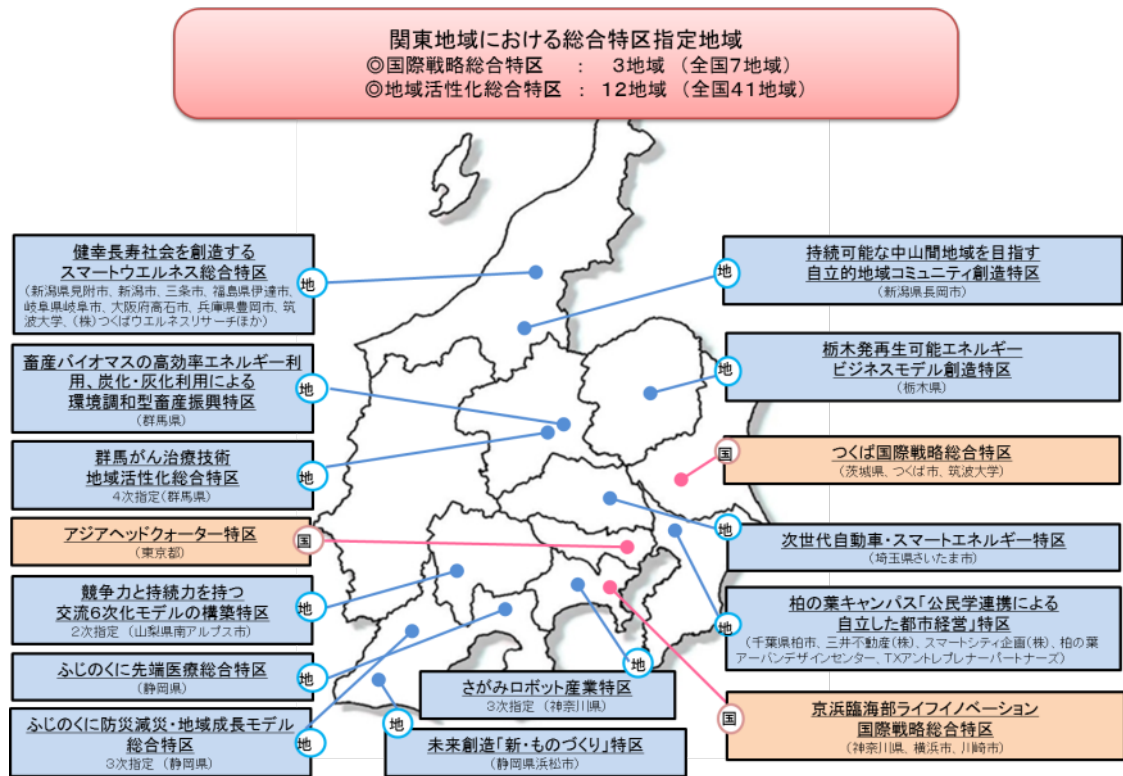
ザービリティ（使い易さ）に優れた製品を創出することなどが期待される。

また、コンテンツ産業においては、新しいコンテンツ市場拡大やコンテンツの高付加価値化を図るために、首都圏に集積するコンテンツ制作事業者のデジタル化・ネットワーク化への対応を推進するとともに、首都圏とその他地域の取組を連携させることが有効である。

(2) 地域を越えた特区間の連携の促進

関東地方における総合特区の取組については、類似テーマの取組（例：医療健康産業関連）が複数存在するとともに、相互補完的な取組が存在している。特区間の切磋琢磨を通じた個々の取組の進展を促しつつ、他地域の特区の取組との連携（例：対外的な発信を共同して実施する、利用可能な資源の相互補完を行う等）を図ることにより、相互の取組を強化していくことが有効である。

【図表 6】 関東地方における総合特区指定地域



例えば、関東地方の複数の総合特区において、がん治療のための先進的な放射線治療技術の開発等が行われている。それぞれの治療法には異なる特徴があることから、それぞれの特区の治療では対応しにくい（他の特区における治療の方が効果的である）症状の患者を互いに紹介し合うなど、がん治療に関する取組を行う特区間において有機的ながん治療を将来的に実現するための検討などを行うことが望ましい。また、当該施設で必要な放射線技師等については人材が不足しているとの指摘がある。当該人材の育成を個々の地域がバラバラで行うのは効率的ではないことから共同での育成プ

プログラム等を検討することが有効である。

さらに、生活支援ロボットをテーマとする特区間において、一方の特区が有する生活支援ロボット安全検証センターを提供する代わりに、他の特区が実証実験の場を提供するような相互補完関係を構築することが有効と考えられる。

このような特区間の連携の取組の実現について議論するため、いくつかのテーマごとに複数地域の特区の代表者が協議をする場を設置することが重要である。

(3) 地域を越えた連携による介護福祉サービスの充実を通じた高齢者の QOL 向上

既に述べたように、関東地方において今後急速に増加する高齢者に対して、個々の地域だけでは十分なサービスを提供できない可能性がある。今後、高齢者単身世帯又は老老介護世帯や認知症高齢者の増加等が見込まれる。現状では、都市部においては特別養護老人ホームの建設等がコストや用地確保等の観点で難しい。一方、一部の地域においては、人口が減少傾向である、相対的に地価等が安価であるなどの状況により、高齢者と併せて医療・介護関係事業者を地域に受け入れることによって、地域活性化（消費増加）、地域コミュニティの維持等を目指したいとの要望がある。以上のことから、移住を希望する高齢者と受け入れを望む地域とのニーズを満たすため、ニーズを有する自治体間で連携のための検討を行うことが有意義である。

高齢者に十分な医療サービス等を提供するためには、情報通信技術の役割も重要である。情報技術を活用した地域を越えた医療サポートや見守りなどを実現するため、先行的に実証研究をしている地域の取組に係る情報提供等を広域で行うことが重要である。

2-1-3-2.戦略的集積（クラスター）ネットワークを支える基盤の強化

2-1-3-1 に示したように、関東地方において広域的に戦略産業ごとの産業集積ネットワークの構築を支援していく際に、当該産業集積ネットワークの中で活躍する人材や産業集積の研究開発能力を支える試験研究機能等を広域的に強化することが重要である。

(1) 産業人材面での強化

戦略産業の成長を実現するためには、多種多様な産業人材が必要となる。事業を担う経営人材（例えば、起業をする人材）、製品開発等を担う中核人材、戦略産業分野に精通しているコーディネータなど、育成する人材ごとに育成方針・支援策は異なり、ともに、育成には相対的に長期間を必要とする。このため、産業人材の地域を越えた交流を促進させるとともに広域で育成支援する等の取組が重要である。

地域におけるニーズの高い目利き人材は、例えば、優れた技術シーズを見極め事業化に向けたサポートを提供できる人材、新事業の創出に向けて最適な企業間連携をコーディネートできる人材、薬事法等の専門的ノウハウを有し製品化に向けて戦略的に指南できる人材等の様々な領域の専門家が存在するが、中小企業の状況や求めている

新分野の取組方によって、必要とする人材は異なるとともに、分野によってはそこに長じた人材がなかなか見つからない場合も存在する。このため、各地の専門家の情報を収集し、中小企業のニーズにできる限りマッチした目利き人材を紹介できるように、当該人材の情報を集約し活用できる仕組みを構築することが有用である。

また、現状では、こうした資質を有する人材には限りがあることから、当該人材を草の根的に発掘し、発掘した先進的な人材からなるアドバイザーボード（仮称）を創設して当該人材の効果的な活用を図るとともに、中期的な観点に立って、目利きの知識サービスを提供できる人材を育てていく取組が重要である。

同様な観点で、新産業分野の新たな事業を地域において開始する「起業家」を中期的に育てていくことが重要である。創業や起業家に対する支援は個々の地域で行われていることから、これらの取組を広域的な関連で強化するため、関東圏内の先進事例の情報提供を行うとともに、地域のインキュベーション施設間の有機的な連携を進めていくことが重要である。

(2) 試験研究機能の強化

公設試験研究機関は各都県に存在するが、この潜在能力を広域関東圏で十二分に発揮するためには、研究機関間の連携や地域を越えた相互利用の促進が重要である。具体的には、国の研究機関や各都県の試験研究機関等が得意分野を生かしながら役割分担の上、関東広域内で整合性のとれた試験研究設備導入や、相互利用の推進、実現性の高い開発テーマ選定、当該テーマに沿った技術支援の実施等を促進することが重要である。

このため、まず、関東地方の試験研究設備等の整備状況を把握するとともに、国の施策を通じて、成長産業支援に留意した試験研究機器整備や活用のための中小企業支援体制の整備を進めることが重要である。さらには、関東地方には、国の研究所や大学も多く存在することから、当該機関と地域との連携を進めるための所要の取組を行うことが重要である。

(3) 海外展開支援の強化

戦略産業集積ネットワーク中の共通目標である海外需要の更なる獲得のため、ネットワーク内の中小企業の海外展開を連携して一体的に支援することは有効であり、今後取組を進めていくことが重要である。具体的には、海外展開に係る情報収集・提供、認証取得などの専門的コンサルティング・販路開拓支援等の共同実施等が重要である。

2-1-3-3.成長産業支援に係る国と地方自治体の連携

今後、成長産業を関東地方で効果的に育成していく観点から、国と都県・政令市間の緊密な連携が必要である。

このため、国の成長産業支援に係る研究開発補助金等の執行に当たっては、例えば、都県・政令市からの関東地方内企業の取組状況に関する情報提供を受けて、具体的な案件選定、補助金交付、事業の実施等を行うような連携体制の構築が重要である。

2-2.地域資源の活用・融合・ブランド化に向けた取組

2-2-1.地域資源の現状（強み）・課題

2-2-1-1.農林水産品・食品

関東地方においては、気候・風土等の地域特性に応じて多様な農林水産品・食品が生み出されているほか、消費者志向の変化等に対応して産学官等の連携による品種改良や植物工場等の新たな生産技術の活用、食品の研究・技術開発等により生み出された多種多彩な地域産品・食品が多数存在している。これらの資源を活かして創作された日本食は、外国人からも高く支持されているほか、昨年12月に「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなどの評価を得ている。

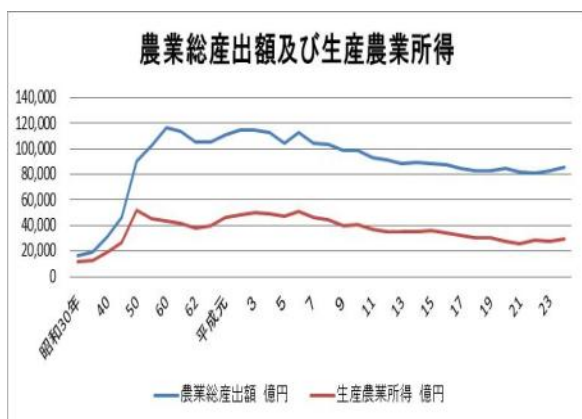
（代表的な産品・食品）

茨城県（レンコン、メロン、納豆など）	栃木県（いちご、かんぴょうなど）
群馬県（キャベツ、蒟蒻いもなど）	埼玉県（こまつな、ねぎなど）
千葉県（びわ、落花生、梨など）	東京都（キウイ、ぶどうなど）
神奈川県（ダイコン、蒲鉾など）	新潟県（米、日本酒など）
山梨県（ぶどう、もも、甲州ワインなど）	長野県（りんご、レタス、花卉など）
静岡県（茶、わさび、花卉など）	

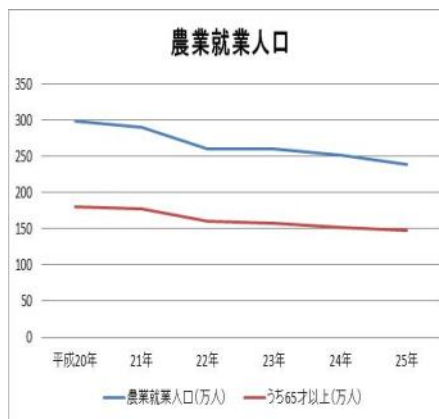
一方、農林水産品・食品を産出・生産・供給する農林水産業・食品産業は厳しい状況に直面している。

全国ベースで農業について見ると、農業総産出額は、昭和59年に11兆7千億円に達したが、その後は、多少の増減がみられるものの、減少傾向となっており、平成24年の農業総産出額は、前年比3%増の8兆6千億円となったが、昭和59年に比べて3兆1千億円（26%）減少している。また、生産農業所得は、昭和50年には5兆2千億円に達したが、その後は減少傾向となっており、平成24年は前年比6%増の3兆円となったが、昭和50年と比べ44%減となっている。さらに、平成25年の農業就業人口は、平成20年の298.6万人から59.6万人減少の239万人となっていることに加え、65才以上の割合は、平成20年の60.4%から61.8%に上昇している。

〔図表7〕 農業総産出額、生産農業所得、農業就業人口（全国）



資料「生産農業所得統計（農林水産省）」



資料「農業構造動態調査結果（農林水産省）」

また、同様に林業について見ると、林業産出額は昭和 55 年の約 1.2 兆円をピークに、長期的に減少傾向で推移し、近年は約 4 千億円程度となっている。また、林業所得も減少しているほか、就業者の高齢化率（65 才以上）は、平成 22 年時点で 17%と全産業の高齢化率と比べ高い水準となっている。

さらに水産業について見ると、漁業就業者数は、平成 22 年は 20.3 万人となっており、前年に比べ 4.2%減少し、同年の高齢化率は 30.0%と高い水準となっている。また、水産加工業は、漁業と共に漁村を支える基幹産業となっているが、中小零細規模の経営体が大半を占め、減少傾向となっている。

農林水産業は、それぞれ農村、山村、漁村を支える基幹産業である。しかしながら、前述の通り、生産額や所得額は減少し、高齢化の進行や担い手の不足など厳しい状況に直面している。

こうした厳しい状況に直面する農林水産業の活性化を図るためには、新規就業者の拡大や経営基盤の強化を進めるとともに、農山漁村に受け継がれている豊かな資源等、農山漁村の潜在力を最大限に引き出し、また、需要サイドのニーズを敏感につかみ、農林水産業の高付加価値化等を積極的に推進することが重要である。

一方、食品産業については、国内生産額は、食料品価格の低下等により 1990 年代後半をピークに減少傾向にあり、近年においては 80 兆円程度で推移し、平成 22 年度は、前年度に比べて 1%（6 千億円）低下し 79 兆円となっている。また、就業者数は、前年比 1%（10 万人）上昇し 817 万人となっている。食品産業は、農林水産物を加工して多種多様な食品を製造し、消費者に安定的に供給するというだけではなく、地域の農林水産業の最大の需要者として国内農林水産業を支えるという重要な役割を果し、地域経済の担い手として地域経済の安定に大きく貢献している。

しかしながら、食品産業においても、少子高齢化や消費動向の変化により、国内市場は量的に縮小傾向となっている。こうした中、食品産業が持続的な発展を遂げるには、地域において特長のある産品を供給する生産者との連携、先端技術の活用、1 次・2 次・3 次産業のバリューチェーン（需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖）の形成等により、需要サイドに立った新しい付加価値を提供し、さらに、拡大するアジアを中心とした海外市場の開拓を戦略的に行うことが重要である。また、新市場への展開等を側面から支援する高度な専門人材を活用していくことが有効である。

2-2-1-2. 鉱工業品（伝統的工芸品等）

関東地方には、地域固有の資源を用い、永年育まれた技術との融合により生み出された高付加価値な伝統的工芸品や産地の技術が多数存在している。

（主な伝統的工芸品）

織物（結城紬、桐生織ほか）

染色品（東京染小紋、東京手描友禅）

陶磁器（笠間焼、益子焼）

漆器（鎌倉彫、木曾漆器、小田原漆器ほか）

木工品（春日部桐箆笥、箱根寄木細工ほか） 竹工品（駿河竹千筋細工）
 仏壇（新潟・白根仏壇、三条仏壇ほか） 和紙（内山和紙、西嶋和紙）
 石工品（真壁石灯籠、甲州水晶貴石細工） 人形（江戸木目込人形、岩槻人形ほか）
 その他工芸品（房州うちわ、東京銀器、江戸切子、燕鎚起銅器、甲州印傳ほか）

他方、関東地方の伝統的工芸品産地の現状を見ると、伝統的工芸品産業は、人口減少や急速に進む消費者の嗜好の変化、海外からの安価な製品の流入、後継者難など多くの課題に直面している。平成23年度の生産額は123.5億円、従業員数は10,549人となっており、10年前と比べ、生産額は51.1%、従業員数は32.9%と大幅に減少している。特に、漆器の生産額は10年前と比べ75.6%（59億円→14億円）、織物は61.2%（36億円→14億円）とそれぞれ大幅に減少している。

〔図表8〕 関東地方における伝統的工芸品生産額、産地従事者数

生産額(百万円)		従事者数(人)	
平成13年	平成23年	平成13年	平成23年
25,260	12,345	15,719	10,549

（関東経済産業局調べ）

こうした状況を脱却するためには、産地における技能の継承に向けた人材の確保を始め、伝統的な技術に更なる付加価値を加えた魅力ある製品の開発や、様々な媒体・手段を通じた戦略的な情報発信、地域資源に関するブランド・イメージの形成・浸透を図ることが必要である。また、少子高齢化など社会環境の変化に伴い縮小する既存市場を補完・代替するためにも、伝統的工芸品単品での市場展開にとどまらず、伝統的工芸品を含む地域の産品やアニメ、コンテンツ、ファッション、食等多様な産業と連携を図り、海外も視野に入れた新たな市場を開拓することが必要である。なお、新たな産品開発、海外も含めた新市場開拓、多様なソフト資源との組み合わせによる情報発信、ブランド・イメージの形成を進めるに当たっては、首都圏等に多く存在する高度専門人材を活用していくことが有効である。

2-2-1-3.観光

関東地方には、多様な観光資源が多数存在している。自然、歴史・文化的建造物、歴史的町並み、映画等のロケ地、アニメ・漫画の舞台、ポップ・カルチャー、先端的な都市機能・空間、産業施設、国際会議等（MICE）開催が可能なコンベンション施設や美術館・博物館等多様かつ集客力の高い観光資源が存在しており、地域においては、こうした有望な観光資源を磨き上げ観光資源としてのブランド化、付加価値向上に取り組み、国内外からの集客・交流を図っている。

（主な観光資源の例）

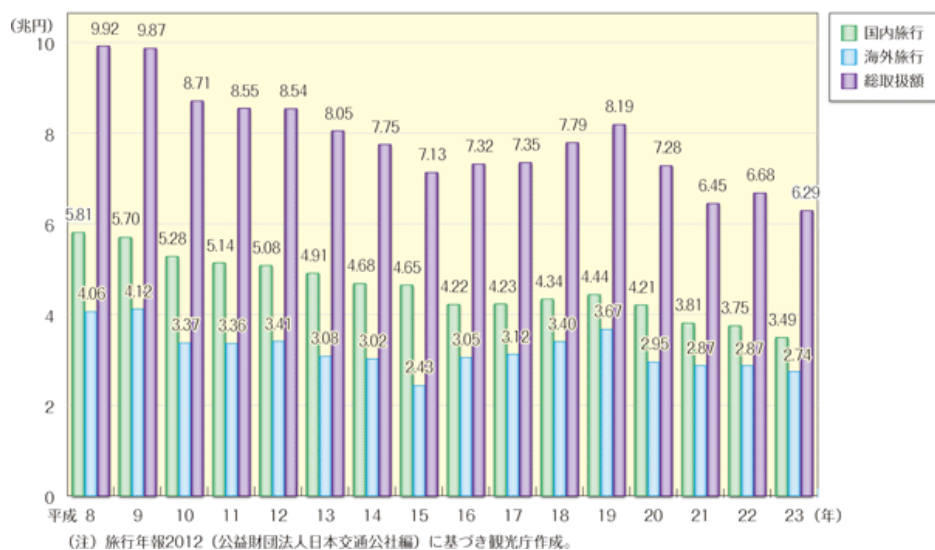
自然資源（富士山、日本アルプス、小笠原諸島、尾瀬、草津温泉等）

- 歴史・文化的建造物（鎌倉・日光等の寺社・仏閣、富岡製糸場）
- 社会・文化（祭り、芸能等）
- 歴史的町並み（川越の蔵造りの町並み等）
- 都市機能・空間（東京、横浜等）
- 産業施設（見学可能な工場・工場夜景等）
- コンベンション施設（東京、横浜、千葉等）
- その他（映画等のロケ地、アニメ・漫画の舞台）

他方、平成 24 年の観光の動向をみると、日本人の国内観光旅行者数は、日帰り旅行は延べ 2 億 430 万人（前年比 3.8%増）、宿泊旅行は延べ 1 億 7,876 万人（前年比 5.2%増）と、いずれも前年を上回り、東日本大震災前の水準とほぼ同じ又は上回る結果となった。訪日外国人旅行者数については、LCC（格安航空会社）を含む新規路線の就航や増便、チャーター便の就航増、訪日プロモーション、一般短期滞在数次ビザの運用開始等もあり、837 万人（前年比 34.6%）と過去最高である平成 22 年の 861 万人に次ぐ結果となった。

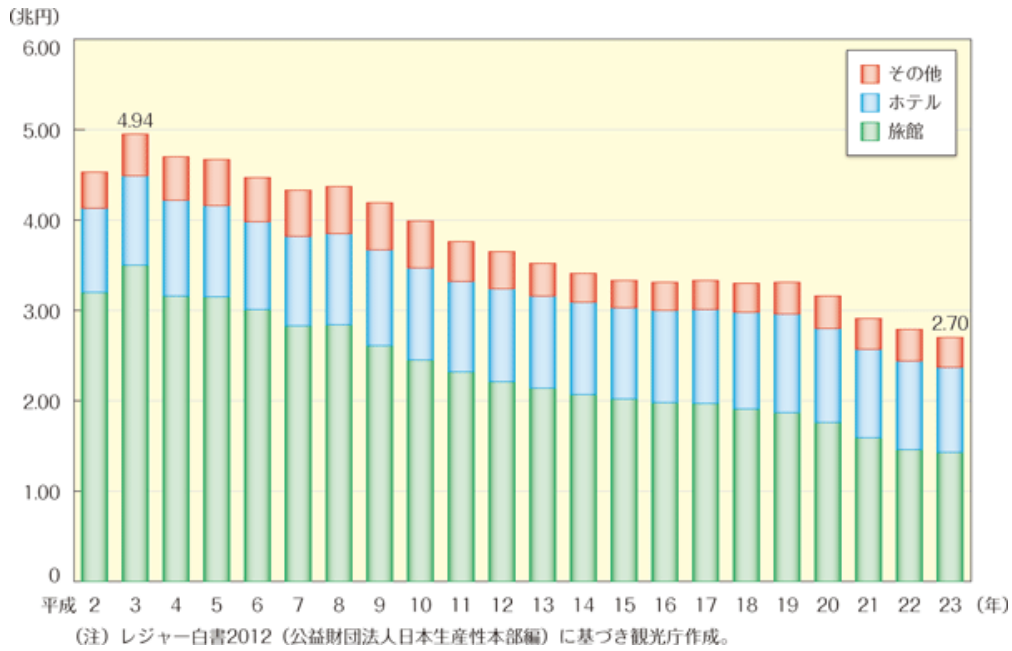
その一方で、いわゆる観光産業は、旅行業、旅行業者代理業、宿泊施設・食事・交通手段等の手配業、添乗サービス業、ホテル・旅館等の宿泊業のほか、運輸業、娯楽施設、小売店・飲食店、製造業等非常に幅広い分野におよび広範な経済波及効果や雇用誘発効果が期待される産業であるが、旅行業では、平成 8 年に 9.92 兆円であった旅行取扱額が、平成 23 年には 6.29 兆円と、36.6%減少しているほか、宿泊業の市場規模も平成 3 年に 4.94 兆円を記録した後は縮小傾向が続いており、平成 23 年には 2.70 兆円と 45.3%の減少と厳しい状況となっている。

〔図表 9〕 旅行業者の旅行取扱額の推移（全国）



資料「平成 24 年観光白書（国土交通省）」

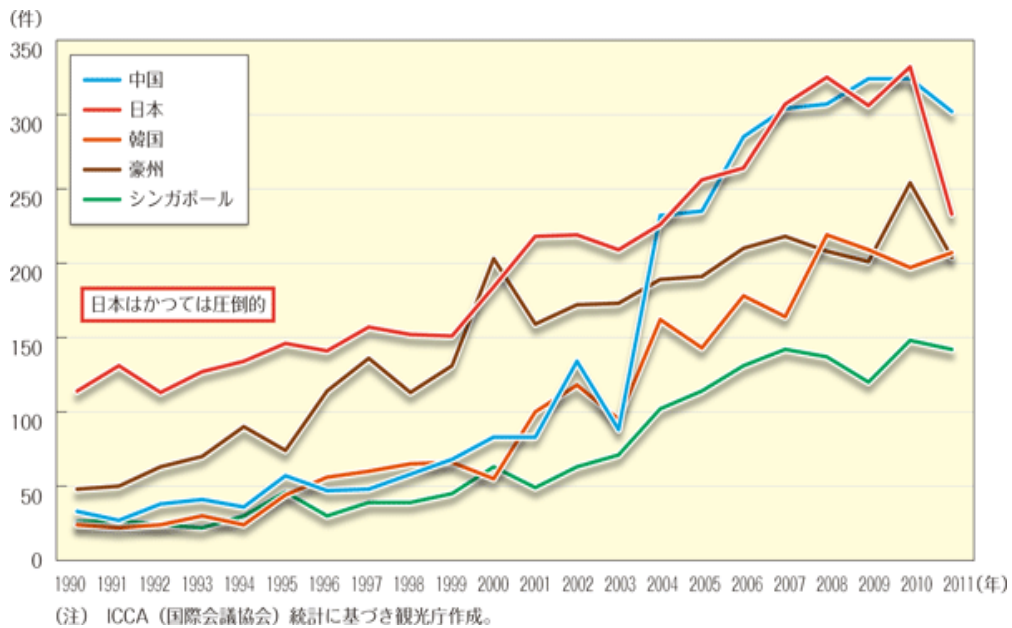
[図表 10] 宿泊業の市場規模の推移（全国）



資料「平成 24 年観光白書 (国土交通省)」

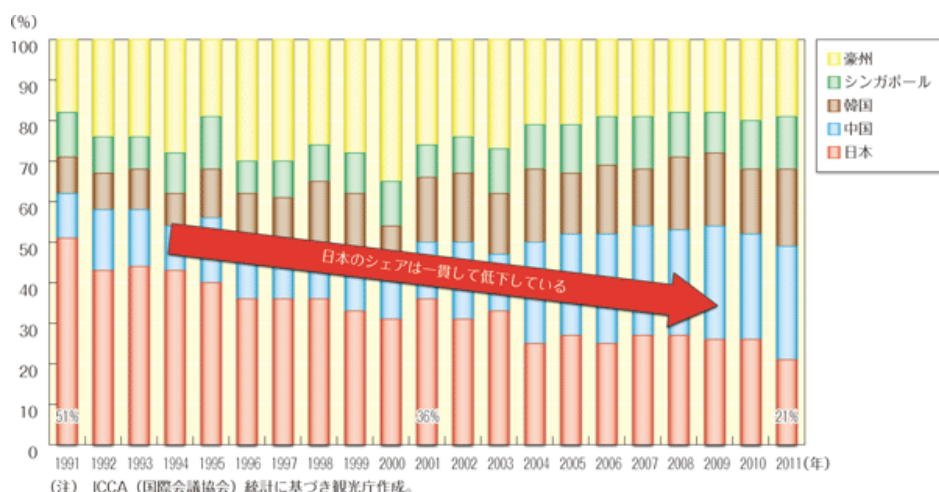
また、MICE についても、アジア・大洋州地域の主要 5 カ国（日本、中国、韓国、シンガポール、豪州）の国際会議開催件数における日本のシェアの推移をみると、1991 年には日本が過半数を占めていたが、中国、韓国、シンガポール等が飛躍的に伸び、日本の相対的な地位が低下している。

[図表 11] アジア太平洋地域の主要国の国際会議開催件数



資料「平成 24 年観光白書 (国土交通省)」

【図表 12】 アジア太平洋地域の主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェアの推移



資料「平成 24 年観光白書 (国土交通省)」

今後、更なる人口減少と少子高齢化の進展により、国内市場の縮小が見込まれる中、観光産業の活性化及び観光地域の活性化を図るためには、国内における集客交流を推進するとともに、今後大きな成長が見込まれるアジア等の新興国市場の需要を取り込むことが重要である。また、平成 25 年には、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことに加えて、年間の訪日外国人旅行者数が、初めて 1000 万人を突破したが、今後もビジネス客や個人客の誘致を促進することが重要である。

そのためには、ターゲットとなる顧客層のニーズを精緻に分析し、日本に旅行することでしか得られない価値と魅力のある観光サービスを開発・提供することにより、観光資源の質及びホスピタリティ (おもてなし) の向上を図るとともに、情報発信については日本の食、文化、観光等を扱う放送コンテンツの海外展開や様々な情報媒体 (紙媒体、テレビ、ラジオ、Web サイト、SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス) 等) ・手段を通じて観光資源・地域に関する情報を戦略的に発信し、観光資源・地域に関するブランド・イメージを形成・浸透させることが必要である。これらの観光資源の質及びホスピタリティの向上に向けた取組、情報発信に当たっては、広域的な連携の下に関東地方の官民観光関係者が一体となった取組を戦略的に進めることが重要である。

また、MICE 分野における競争力を高めるためには、誘致対象分野、会議のローテーション・規模・施設要件・成長性、顧客となる団体・参加者のニーズなど関連する事項を綿密にリサーチし、販売促進活動・ブランド化、価格設定、会議・宿泊施設、観光資源、会議内容など多岐にわたる競合都市との差別化要素を勘案し、マーケティング戦略を構築することが必要である。

2-2-2. 地域資源の活用・融合・ブランド化に向けた都県・政令市における取組の方

向性

2-2-2-1.農林水産品・食品

(1) 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化による產品の高付加価値化と事業化の推進

農林水産業・食品産業を成長産業化させていくためには、市場を意識し、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するというマーケットインの発想による需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築が不可欠である。そのため、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、植物工場等新たな技術や企業活力を活かした農商工連携や医福食農連携等の6次産業化を進めることにより、農林水産物や食品の付加価値向上を図ることが重要である。

(事例1)

・6次産業化を通じた產品の開発と事業化の促進【茨城県】

茨城県は、農業の6次産業化を推進するため、新たな加工品の開発や販路開拓に取り組む農業者に対し、事業計画の策定から事業化までを専門家が一貫支援する「6次産業化サポートセンター」を設置。また、新商品試作のためのオープン・ラボラトリーの整備、農林漁業者が販売戦略や商品づくり、商談力などを学ぶアグリビジネス講座、異業種連携促進のためのマッチング等を実施。

(事例2)

・「フードバレーとちぎ」プロジェクトによる食に関連する産業の振興【栃木県】

栃木県は、県内で産出される良質で豊かな水や農林水産物を活かし、食品産業等地域に密着した内需型の産業を振興することで、国内外の経済環境の変化に対応できる厚みのある産業構造を構築するため、「フードバレーとちぎ」プロジェクトを推進。食品関連企業や農林漁業者、大学、試験研究機関等の連携による新商品開発・新技術開発の支援や、フードバレーとちぎ農商工ファンドを活用した新商品開発や販路開拓支援、食品製造関連企業の誘致、6次産業化総合化計画の策定支援や新たな加工・販売を開始する農業者への助成等を実施。

(事例3)

・「しあわせ信州食品開発センター」の整備による新たな食品開発機能の強化【長野県】

長野県は、試作加工機能を強化し、官能評価エリアを併設した「しあわせ信州食品開発センター」を整備し、健康長寿・長野県らしい高機能性食品や高齢者対応食品など新たな食品の開発機能を強化。

(2) 地域ブランドの確立と販路開拓の推進

農林水産品や食品の販売促進に向けては、製品の優れた品質と産地名を強固に結び

付け、消費者に浸透させることで地域ブランドを確立し、このブランド力を活かして、小売店やレストラン等の川下事業者への販路開拓を進めることが必要である。

そのためには、例えば、地域において独自のブランド認証制度や原産地呼称制度を設け、高いレベルで品質管理を行うことでブランド・イメージを確立するとともに、これらブランド品を国内のみならず海外の見本市にも出展するなど、川下事業者へ積極的なプロモーションを行うことが効果的である。

なお、これらブランド化や販路開拓の成否は、製品の質の高さのみならず、同種の製品類に対する消費動向に大きく左右されるため、これらの取組は事前の入念なマーケティングに基づき実施することが重要である。

(事例 1)

・マーケティング視点によるブランド価値向上の取組【長野県】

長野県は、信州の豊かな風土から生まれた食べ物のうち、「プレミアム」・「オリジナル」・「ヘリテイジ」の3つの基準で厳選した信州産食品の統一ブランドである「おいしい信州ふード（風土）」や、ワイン産地を「ワインバレー」と称してブランド化し、農業・商工業・観光業が連携して振興を図る「信州ワインバレー構想」等、各地域の地場産品を有機的に結び付け、県全体の発信力を強化。また、消費者が求める産地、味、品質を保証する「原産地呼称管理制度」（ワイン、日本酒等）により、信州ブランドの一層の魅力向上を図るほか、首都圏での情報発信力を強化するため、食を始めとする文化やライフスタイル等信州の魅力を総合的に発信し、体感させる「しあわせ信州シェアスペース（仮称）」を整備。

(事例 2)

・「しずおか食セレクション」等によるブランド構築【静岡県】

静岡県は、県産の農林水産物の中から、全国や海外に誇りうる価値や特長を備えた商品を、県独自の認定基準（セールスポイント、流通・販売戦略、安全性、品質、市場における評価）に基づき「しずおか食セレクション」として認定。また、食品産業分野においては、県産農林水産物の魅力を活かした新しい加工食品を、審査項目（商品としての魅力、味、郷土色、デザイン、安全性、地域貢献度）に基づき表彰することで、企業の新商品開発や商品改良に結び付け、加工食品の品質向上と食品産業の活性化を目指す「ふじのくに新商品セレクション」を実施。静岡県は、両セレクション認定・表彰商品をパンフレットや県ホームページでPRするとともに、県が実施する内外の展示会・商談会への優先出展を行うなど、販路開拓を支援。

(事例 3)

・豊洲新市場の建設による販路拡大【東京都】

東京都は大消費地であり、生鮮食料品等の円滑な供給の確保と都民の消費生活の安定に資することを目的として、11の中央卸売市場を開設。中でも、現在の築地市場は、日本全国、世界中の産地から旬の食材や珍しい食材が大量に集まり、それらの品質や価値を適正に評価する「目利き」の力などにより、「築地ブランド」としての評価を確立。豊洲新市場は、こうした築地市場の機能を継承するとともに、温度管理機能を備えた閉鎖型施設による品質・衛生管理や効率的な物流を実現し、産地や川下事業者、消費者のニーズに応え、質の高い多種多様な食材を広範に提供。それにより、豊洲新市場から流通する食材が、国内はもとより海外からも「豊洲ブランド」として評価される市場を実現し、さらなる生鮮食料品の販路拡大や、地域ブランド品の普及に貢献。

(3) 生産の担い手の育成

農林水産業における事業者の高齢化や後継者不足は深刻である。そのため、例えば、集落営農組織の育成、新規就農支援、農地の集約、農業・農村の多面的な機能を維持・発揮させる活動による農村コミュニティの強化、学校教育における農業体験の導入等を通じ、生産活動の新たな担い手を確保・育成することが重要である。

(事例 1)

・次世代を担う就農者の育成・確保【浜松市】

浜松市では、市の農業振興基本計画に基づき、新規就農研修制度等による農家子弟や新規就農希望者への実践的な営農研修の実施、農協や関連機関と連携した農地や住居の相談、農業法人等への就職斡旋、就農準備資金支援制度等の新規就農者支援を実施。また、就農意欲のある後継者を育成・確保するため、関係機関と連携し、相談機能の充実、育成・指導体制の確立のほか、営農技術指導、経営改善研修等を行う等、後継者が農業に魅力を感じ、意欲を持って取り組んで行ける環境整備を推進。

(事例 2)

・農業体験施設を活用した担い手の育成【新潟市】

新潟市は、「つくる・育てるなど農業の本格的な教育ファームと農業の担い手育成の場」を基本コンセプトとして、体験ほ場・体験畜舎、農業体験クラブハウス、レストラン・宿泊施設等を備え、食品加工支援センターが併設されたアグリパークを、平成 26 年度のオープンに向けて整備中。ほ場における農業体験と屋内施設における座学を通じ、子どもから大人まで幅広い層が農業や伝統的な食文化の重要性について理解を深めることで、産地の振興と未来の担い手育成を図る。

2-2-2-2. 鉱工業品（伝統的工芸品等）

(1) 試作開発支援等を通じた製品の高付加価値化

伝統的工芸品に代表される地域資源としての鉱工業品については、消費動向の変化により従来からの市場が縮小する中、新たな消費者層へアピールしうる魅力ある製品を目指し、既存の製品イメージにとらわれない、大胆な製品のリニューアルや新製品開発の実施が必要である。

そのため、デザイナーや商品バイヤーなど外部専門家を活用し、産地における新たな製品の企画を促進するとともに、公設試験研究機関等における製品開発支援や商品展開のアドバイスを行うなど、企画段階から商品化までの一貫支援を行うことが重要である。

(事例)

・ 伝統的工芸品等の製品の高付加価値化と新たな市場開拓【長野県】

長野県は、県工業技術総合センター内の「地域資源製品開発支援センター」において地域資源の商品化を企画段階から一貫支援し、品質評価やデザイン改良等による高付加価値な製品開発を促進。また、地域産業活性化基金等を活用し、新製品開発やブランド化に係る経費を助成。

(2) 海外市場を視野に入れたブランド化と販路開拓

歴史・文化に裏付けられた我が国の伝統工芸品等鉱工業品への海外消費者の評価は、近年ますます高まる傾向にある。都県・政令市においては、海外市場の開拓に向けて、現地消費者の嗜好などを調査・分析し、その結果を新たな製品作りに反映させる等念入りなマーケティングを行うとともに、国際的な見本市への出展や現地取引先とのマッチング等を進める必要がある。また、地域の自然風土や歴史文化と密接に結び付き、これらを付加価値の源泉とする伝統工芸品の特性を踏まえ、海外への展開に当たっては、伝統的工芸品等単体ではなく、様々な地域資源とも組み合わせた情報発信を行うことで、より効果的にブランド・イメージを形成することも重要である。

(事例)

・ 海外展開を視野に入れた地場産業ブランドの形成【新潟県】

新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、「100年後にも大切にしていきたい生活文化を、楽しみ、維持し、継承していくための道具」を基本テーマとして、県内地場産業事業者と世界的なデザイナーが連携し、大量生産大量消費型ではない、少量生産・個人対応・長寿命型の生活用品の試作開発を行う「百年物語」プロジェクトを実施。平成15年より毎年、特定のテーマの下に複数社が製品開発を行い、

開発された製品は国内大手百貨店における展示会やドイツ・フランクフルトで開催される生活用品の国際見本市「アンビエンテ」に出展。着実に取引先を増加。

(3) 技能を受け継ぐ後継者の育成

高い技能が要求される伝統的工芸品の分野においては、後継者不足が深刻化していることから、国の伝統的工芸品産業支援補助金等も活用し、次世代を担う人材の育成を進めるとともに、伝統的工芸品産業に関連する中小企業・小規模事業者の収益性向上を目指した経営支援や新事業開拓への支援をきめ細やかに行うことで、これら企業の雇用吸収力を高めていくことが必要である。

(事例)

・ 県工業技術センターによる地場産業人材の育成と経営支援【茨城県】

茨城県は、魅力と活力ある県内伝統的地場産業界の後継者確保及び技術水準向上を図るため、県内の関係事業所への就業又は県内での自営を予定する人材を対象に、県の伝統的地場産業である「結城紬」及び「笠間焼」に関する基礎的知識及び技術の習得を目的とした後継者育成研修を、県工業技術センター繊維工業指導所及び窯業指導所において実施。特に窯業指導所では地元笠間市や笠間焼協同組合等とも連携して、既に就業した陶芸家の再教育も含めた新たな人材育成事業の実施を目指している。また、デザイナーやバイヤー等専門人材を活用し、異業種連携等を通じて、伝統的技法にこだわらない新たな発想での商品開発を支援することによって地場産業事業者の収益性向上を促進。

2-2-2-3.観光

(1) 新たな顧客層の開拓に向けた観光プログラムの開発と受入環境の整備

国内の旅行市場が縮小傾向にある中においては、訪日外国人を中心とする新たな顧客層の開拓が急務である。そのため、新規顧客層のニーズを調査・分析し、これを踏まえた観光資源の掘り起こしや周遊ルートの設定、放送コンテンツの海外展開による積極的なプロモーション、観光客受入に必要なインフラ（多言語表記された案内板、公衆無線 LAN、駐車場等）の整備等、マーケティングに基づいた観光プログラムの開発と受入環境の充実・強化を進めることが必要である。

また、大規模な災害発生時における外国人観客への情報提供の仕組みづくりの観点からの受入体制の充実が必要である。

(事例 1)

・ 外国人旅行者誘致に向けたマーケティング機能の強化による戦略構築【東京都】

東京都は、東京を訪れる可能性がある有望市場の旅行者層（セグメント）の嗜好、

特徴的行動パターン、消費行動などに踏み込んだセグメント・マーケティングを実施し、セグメントの特性に応じたプロモーション戦略を再構築。戦略実施に当たっては、成果指標を導入し、調査対象市場を拡げて経年的に施策効果や旅行者動向を把握することで体系的な PDCA サイクルを構築。また、発地（海外市場）側の状況分析と併せて、着地（東京）側における旅行者の動きも把握し、誘致戦略の策定に反映。

(事例 2)

- ・外国人旅行者受入環境整備の一環としての無料 Wi-Fi サービス【横浜市】

横浜市は、海外からの来訪者の受入環境向上に向けた取組として、外国人旅行者のニーズの高い無料 Wi-Fi について、NTT 東日本との間で「訪日外国人旅行者向けの無料 Wi-Fi 環境整備に関する協力覚書」を締結。訪日外国人旅行者がキャリアフリー（どの通信事業者の端末でも利用できること）で 14 日間、無料で Wi-Fi を利用できる「ID/PASS カード」を市内の観光案内所等で配付。

(事例 3)

- ・山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり【長野県】

長野県は、日本アルプスなどの山岳とその裾野に広がる高原、その中で育まれた暮らしを「独自の価値」として磨き上げ、世界水準の滞在型観光地づくりを進めるため、3つの重点支援地域をモデルとすべく、多彩な滞在プログラムの開発、受入環境の整備を支援し、観光事業者や地域住民の意識を醸成するとともに、サイクリングやトレッキングなどで県内を楽しみながら移動する新しい旅のスタイルの構築などにより、県全体の基盤づくりを推進。

(2) 顧客ターゲットに対応した戦略的な情報発信の強化

東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、世界からの注目が集まる中、顧客を地域に呼び込むための情報発信は、事前の入念なマーケティングに基づき、ターゲットとする顧客層を特定の上、それら顧客層に対して日本の食、文化、観光等を紹介する海外向け放送コンテンツの展開や最適な情報媒体（紙媒体、テレビ、ラジオ、Web サイト、SNS 等）、使用言語を選別する等戦略的に展開することが必要である。

(事例)

- ・外国人旅行者等をターゲットとした戦略的な情報発信【東京都】

東京都（公益財団法人東京観光財団）は、外国人旅行者に向けた情報発信を強化すべく、平成 24 年 5 月に、東京都の公式サイト「東京の観光」と東京観光財団の「YES!TOKYO」を統合し、新たに東京の観光の魅力を一元的に発信する情報サイ

ト「GO TOKYO」を開設。8言語9種類（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語）で人気スポットや店舗の情報など東京観光を網羅する情報提供を行っている。

(3) MICE の誘致・開催の促進に向けたマーケティングの実施

国際的な MICE の誘致・開催の促進のためには、顧客として想定される国際団体や会議参加者、競合する海外主要都市を徹底的にリサーチし、重点誘致分野の設定、競合相手との差別化を図る等、戦略的なマーケティングを実施することが必要である。

(事例)

・ターゲットを特定した MICE 誘致・開催戦略の策定【横浜市】

横浜市は、国際的な MICE 開催都市としてのブランド確立を目指し、平成 25 年 月に「中長期 MICE 戦略素案」を策定。素案では、横浜の強みである医学系会議や国際会議の開催実績を活かし、経済効果の高い中大型の国際会議や医学会議を最優先としつつ、バイオ産業等のライフイノベーション、IT 関連、企業インセンティブ等、市内への波及効果が高く見込まれるものを誘致ターゲットに設定。横浜ならではの魅力を活かした MICE 誘致・開催のため、ソフト面における「誘致」「開催支援」「地域連携」と、ハード面における「施設拡充」「施設機能強化」「周辺まちづくりとの一体的推進」の 6 つの取組を推進。

(4) 高いレベルでサービス提供が可能なおもてなし人材の育成

国内旅行の「安・近・短」化が進む中、観光資源を活かして経済効果を生み出すためには、従来型の観光スポットを一巡する物見遊山型の観光から、当該地域を繰り返し訪れ、地域住民の生活に触れる「滞在交流型観光」への転換が必要であり、その実現に向けては、観光事業者のみならず、地域を挙げてのおもてなしの向上が不可欠である。そのため、地域における事業者・一般市民を対象とした取組の推進や、訪日外国人旅行者へのおもてなしの担い手となる、外国語や宗教を含む生活習慣等に精通した人材の確保・育成が重要である。

(事例 1)

・「おもてなしプロジェクト」を通じたホスピタリティの醸成【埼玉県】

埼玉県は、日本一のおもてなし県を目指す「観光づくり基本計画」を策定。これに基づくリーディング・プロジェクトとして、県を挙げたホスピタリティの向上のための「埼玉県おもてなしプロジェクト」を平成 25 年度よりスタートし、県ホームページを通じた取組事例の紹介、観光事業者・一般市民向けの「おもてなしサポーターブック」（観光客受け入れの心得や県内観光資源を解説する教本）の提供、「お

もてなし大賞」による模範的な取組の表彰等を通じて、県内外の観光客から「是非もう一度来たい」と思われる県を目指した取組を実施。

(事例 2)

・イスラム圏からの外国人旅行者誘致に向けた官民連携した取組【千葉市】

千葉市は、外国人旅行者の誘致による地域経済活性化を目指し、県や県内経済団体、企業等と連携して、「千葉市海外インバウンドツーリズム推進協議会」を平成 25 年 11 月に設置。当面の誘致ターゲットとして、ビザ発給要件が緩和された東南アジア諸国からの観光客を想定し、イスラム教徒の食習慣や礼拝等、戒律に基づく生活習慣について、観光産業関係者の理解を深めるための講演等を実施。

2-2-3.地域資源の活用・融合・ブランド化を支える広域的な取組の方向性

地域資源の活用等は、当該地域資源が存在し、また、発掘された地域において、官民を挙げた取組を推進することが有効である。

一方、地域資源の活用を巡って現在地域が直面している課題には、活用できる資源や予算・財政面の制約から単独地域での対応が困難なものもある。対応については、単独地域のみならず、複数の自治体が広域的に連携し、またそれに国も協力することで、効果的・効率的に対処することが必要である。

例えば、既存の地域資源を新たに域外・海外の市場において競争力をもち得るものに磨き上げていくにあたっては、より市場ポテンシャルの高い他地域の流通・加工事業者や、専門人材（デザイナー、商品バイヤーなど）との圏域を越えたマッチングを、広域連携の下に支援することが有効である。また、観光資源を活かしたプログラムの開発や、観光客の誘致についても、相互に機能を補完しうる近隣都県・都市が相互に協力することで、更なる効果・効率の向上が期待できる。さらに、関連する人材の育成や確保についても、広域的に取り組むことで、育成対象の拡大や多種多様な才能の確保が可能となる。

以上を踏まえ、地域資源の活用等は、都県・政令市の相互協力・連携、又はより広域的な行政機関となる国が関与した広域連携の下に推進されることが望まれる。

2-2-3-1.高品質で魅力ある産品・サービスの開発

農林水産品や鉱工業品に更なる付加価値を加え、高品質で魅力ある商品として展開するため、既に各地域においては、農商工連携や医福食農連携等による農業の 6 次産業化等、異業種連携による地域資源活用の取組が進められている。

例えば、農商工連携においては、首都圏の有名レストランが東北地域の漁業協同組合と連携し、特産の海産物を使った新メニューや加工食品の開発を行う等、都県域を越えた展開が始まっている。今後、農業の 6 次産業化や農商工連携等の異業種連携による取

組においては、国内市場のみならず海外市場への展開も見据えた競争力の高い商品開発・流通に向けて、新たな生産技術や品質保持技術を有する企業等、ポテンシャルの高い事業者同士の県域を越えたマッチングを、広域的な連携の下に推進していくことが必要である。

<農林水産物・食品の輸出に向けた支援>

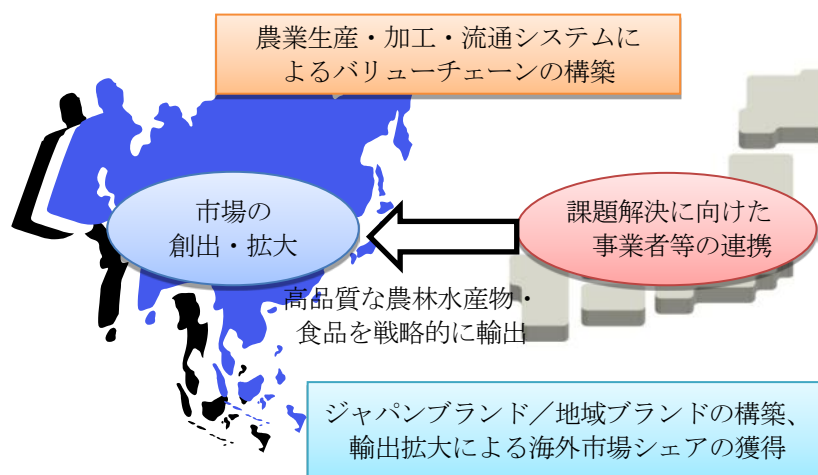
我が国農林水産業・食品産業の発展のためには、アジアをはじめとする世界の経済成長を取り込むことが必要であり、輸出の拡大に取り組むことが重要な課題となっている。また、日本再興戦略においては、平成 32 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円とする目標を掲げ、今後、「国別・品目別輸出戦略」に基づく取組を推進していくこととしている。

このため、農林水産省では、日本国内や諸外国における商談会、輸出セミナーをはじめ、有力な海外の食品見本市への出展支援など、農林漁業者、食品企業等の輸出促進のための活動を支援している。

<グローバル農商工連携推進事業>

経済産業省は、地域の基幹産業である農林水産業の成長産業化、特に、農林水産物・食品の輸出促進に向けて、商工業の技術・ノウハウ等を活用する農商工連携を通じ、農業生産・加工・流通のシステムの構築と海外市場におけるブランド構築を図る民間事業者・研究機関等による連携の取組を支援している。具体的には、民間事業者・団体、大学等研究機関、地方自治体等から構成される、地域を核としたコンソーシアムが戦略品目を選定し、①先端技術を活用したグローバルな大規模農業生産・加工・流通の統合されたシステムによるバリューチェーンの構築、②ターゲット市場のニーズを捉えたブランド構築等による需要の拡大をトータル・パッケージで行う実証事業を補助している。

[図表 13] グローバル農商工連携事業の事業イメージ



観光資源の活用においては、観光客の誘致に加え、観光客の滞在時間をより長くすることやリピート（再訪）率を高めることで、地域経済への波及効果を確保することが課題となっている。そのためには、滞在交流型の観光プログラムの提供が必要であるが、単独地域内に、訪問客の多様なニーズに対応するための充実した観光資源や関連する施設（宿泊、食事のための施設）、利便性の高い交通インフラを備えた地域は決して多くない。

このため、相乗効果が期待できる近隣の都県や都市が相互に協力し、互いの観光資源や関連する施設を組み合わせた周遊コースを開発する等、地域間連携の下、内外の訪問客にとってより魅力的で注目度の高い観光プログラムを提供することが、上記した課題の解決に有効である。

<観光圏整備のための支援>

観光庁では、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進し、交流人口の拡大による相互理解の増進や地域の活性化を図るため、観光旅客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊する等、地域の住民と観光旅客との交流を促進する滞在交流型観光の振興を推進するべく、観光地を相互に戦略的に連携させた「観光圏」を認定している。この観光圏に基づき、国内外からの観光旅客を対象とする二泊三日以上の滞在に対応可能なエリアを形成することにより、海外の観光地と比較しても十分な魅力をもつ国際競争力の高い魅力ある観光地「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを進めている。観光圏認定地域に対しては、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を補助・支援している

さらに、MICEの誘致・開催の促進については、充実したMICE施設の整備推進と、会議場、展示場など地域ごとに強みのある施設を広域に連携させた取組、近隣観光地との連携による魅力あるアフター・コンベンション・メニュー（会議終了後の余暇イベントのメニュー。都市型観光と自然・文化遺産観光のセット、観光バスによるツアー連携等）の開発等が重要である。

2-2-3-2.新しい市場の開拓

海外も視野に入れた市場の開拓（産品の輸出、外国人観光客・MICEの誘致など）に当たっては、新たに市場へ投入する産品・サービスの特性を見極めるとともに、綿密な情報収集・市場分析を通じてユーザーとなるターゲット層を特定し、これをターゲットとした販売促進戦略を策定することが必要であるが、単独地域において、こうした周知なマーケティングを行うことは高度な専門性を要する。

そのためには、例えば、JETRO（独）日本貿易振興機構）や JNTO（独）国際観光振興機構）等の専門機関との連携を一層推進し、これら機関が提供する市場データや

支援サービスを活用することにより、新しい市場の開拓に向けた取組を促進することが期待される。

また、日本に在住する知日派外国人で、地域資源を活用したビジネスに豊富な知見を有するプロデューサー人材と連携し、外国人の目線から地域資源の新たな魅力の掘り起こしと付加価値の高い商品開発について助言を受けるような取組も有益である。

さらに、こうして策定されたマーケティング戦略に基づき、国内外において実施される地域資源のプロモーション活動（国際見本市や旅行博への出展やフェアの開催等）や実展開（商品の販売・流通やサービスの提供）は、前記した観光プログラムの開発と同様、単独地域での対応のみならず、当該地域資源に関連する近隣複数都県・都市が一体的に実施することで、より注目度が高まる等の効果が期待される場所であり、特に、広域的な連携の下に関東地方の官民観光関係者が一体となった取組を戦略的に進めることが重要である。

これらに加えて、外国人旅行者に目的地として選んでもらい、ストレス無く旅行を楽しむことで満足度を向上させ再来訪を促進するために、旅行者が安心して快適に移動・滞在・観光することができる環境を整備することが必要である。このため、広域的な連携の下、訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する情報、ノウハウ等の集約・共有を図るための取組を戦略的に進めることが重要である。

<地域における観光資源の海外プロモーションへの支援>

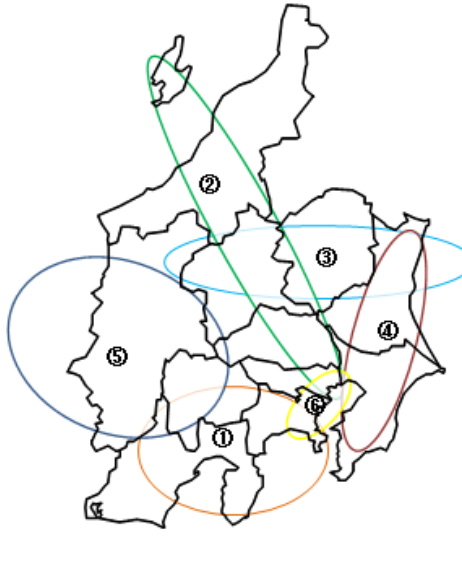
JNTO（（独）国際観光振興機構）では、平成 25 年度より地域における観光資源海外展開への支援を強化している。地方自治体、観光協会、民間事業者等からの訪日促進に関する相談を受け付ける「地域コンサルティング窓口」を本部に開設するとともに、地方運輸局と連携した地方相談会の開催、海外市場目線に立った観光資源掘り起こしやプロモーション戦略・実施計画の策定に関するコンサルティングの受託等を実施している。

<ビジット・ジャパン地方連携事業>

観光庁では、訪問地の多様化を図り、増加するリピーター需要へ対応するとともに、インバウンドに取り組む自治体間の連携を促し、滞在日数の長い外国人旅行者のニーズに即した誘客を実現するため、都道府県の枠を越えて自治体等間において広域で取り組む訪日プロモーション活動（観光の魅力を発信するための事業や魅力的な訪日旅行商品の造成及び販売支援並びに青少年交流の拡大に向けた事業等）を支援する「ビジット・ジャパン地方連携事業」を実施している。関東運輸局では、平成 25 年度の重点市場を、東アジア（中国、韓国、台湾、香港）、欧米（フランス、ドイツ、米国）、東南アジア（インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ）に設定し、これら重点市場に向けて関東地方の自治体が行う活動（「成田・羽田便活用によるタイ・シンガ

ポール・マレーシアからの誘客強化事業」「縦断ゴールデンルートを活用した外国人観光客誘客事業」「富士山エリア周遊モデルコース形成及び認知度向上事業」など 21 件) を支援した。

〔図表 14〕 関東地方におけるビジット・ジャパン事業一覧



連携先	事業名・概要
① 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会	・米国・仏国メディア招聘 ・富士山エリア周遊モデルコース形成及び認知度向上事業 ・中国著名人活用PR(ブログ及び雑誌)事業 ほか
② 群馬県、埼玉県、新潟県、民間事業者	・縦断ゴールデンルートを活用した外国人客誘客事業
③ 北関東三県広域観光推進協議会	・韓国旅行者・メディア・ブLOGGER 招聘による旅行商品造成・情報発信事業
④ 茨城・千葉国際観光テーマ地区推進協議会	・シンガポールメディア・旅行者者招請事業
⑤ 中央内陸県連合広域観光推進協議会	・シンガポール旅行会社と連携した山国紀行ツアー造成事業
⑥ 横浜市、横浜観光コンベンションビューロー、神奈川県、川崎市、大田区、品川区ほか	・成田・羽田便活用によるタイ・シンガポール・マレーシアからの誘客強化事業(メディア・旅行会社の招請、現地旅行博出展)

<訪日外国人旅行者の受入環境整備>

観光庁では、訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供し、訪日外国人旅行者の満足度を高め、リピーターの増加を図るため、平成 25 年度、横浜や富士河口湖・笛吹など全国 13 地域の戦略拠点・地方拠点において、先進的・モデル的な事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図った。また、関東運輸局では、平成 25 年度、関東 7 地域の観光地等に日本在住の留学生等を受入環境整備サポーターとして派遣し、受入環境整備が遅れている部分を外国人目線から明確にし、改善策を提案してもらうことで、自主的な訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進した。

2-2-3-3.ユーザーに向けた戦略的な情報発信の強化

地域資源のユーザーに向けた情報発信は、マーケティング戦略に基づいて実施すべき重要なプロモーション活動であり、その展開については、地域活性化のための海外向け放送コンテンツの積極的な展開や最適な情報媒体(紙媒体、テレビ、ラジオ、Web サイト、SNS 等)も活用し、多面的かつ多言語により実施することが効果的である。

これら情報発信には、単なる宣伝効果のみならず、地域資源のブランド価値確立に向けたイメージ形成の効果も期待されることから、特に、海外向けの情報発信に当たっては、この分野に専門的な知見を有する JETRO や JNTO 等政府系機関と連携しつつ、周

到な戦略づくりを行うことが必要である。また、広域的な連携に基づく地域のブランド化においては、情報発信についても関係する地域が一体的に実施することが有効である。

<広域連携による観光資源の情報発信>

国のビジット・ジャパン地方連携事業を活用し、都県の枠を越えた「広域」で連携した海外からの誘客促進プロモーションが各地域で行われている。

神奈川県、山梨県、静岡県等の行政機関及び民間事業者が連携し、富士箱根伊豆地域及びその周辺地域における国際観光の一体的な振興と、外国人観光客の一層の誘致を図る「富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会」では、平成25年度は、富士山の世界遺産登録を好機とすべく、国内において富士山の知名度の高い米国とフランスよりメディア関係者を招聘し、富士山をハイライトに、連携3県の代表的な観光地である横浜、鎌倉、箱根、富士五湖、沼津ほか静岡県東部地域を巡る4泊5日の取材旅行を実施し、地域の魅力をPRした。また、外国人旅行者にニーズの高い無料Wi-Fi環境整備を進め、外国人観光客の滞在・周遊、購買を促進するため、山梨県、神奈川県と静岡県で「Fujisan Free Wi-Fi プロジェクト」を発足し、Wi-Fiを活用した一体的な施策を3県で推進することとした。

<放送コンテンツの海外展開による地域観光資源のプロモーション支援>

クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信を促進するため、日本関連コンテンツのローカライズ(字幕・吹き替え・現地規格への対応等)・プロモーション支援、テレビ番組の国際共同制作、(一社)放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)等を通じた、海外のテレビ番組枠の確保、海外で日本関連コンテンツの放送等を行ういわゆる「ジャパン・チャンネル」への支援、いわゆる「ジャパンモール」の海外展開への支援等により、総務省をはじめ関係省庁と民間企業が連携して、日本ブランド向上及び観光促進に資する関連コンテンツの継続的海外発信の促進に取り組んでいる。

<知日派外国人を核とした情報発信>

関東経済産業局では、多様かつ個性的な地域資源の認知度の向上及び日本ブランドの浸透を図るため、我が国に長期間滞在する親日外国人や首都圏の大使館や外資系企業に在籍する外国人等、発信する日本ブランドと発信先の海外現地の双方をよく知る高度人材を中核として、受け入れ先の目線に適したマーケティング・情報発信を実施している。

【図表 15】 知日派外国人を核とした情報発信のイメージ



2-2-2-4. 地域資源活用の担い手となる人材の確保・育成

これまでにない規模で外国人観光客の来訪が予想される 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催は、外国人観光客増加の好機であることから、関東地方の都県・政令市がそれぞれの特徴を活かしながら、観光資源の活用を担う人材を対象に、観光客の接遇に必要なスキルの習得や、ホスピタリティの醸成等を進めることで、東京オリンピック・パラリンピック後の確実なリピーター確保につなげていくことが重要である。

さらに、「2-2-3-1. 高品質で魅力ある産品・サービスの開発」で述べたとおり、経営資源に限りのある小規模事業者等にとっては、高品質で魅力ある産品・サービスの開発や、海外を含めた新たな市場開拓に向けたマーケティング、国内外におけるビジネス・パートナー探しなど、地域資源活用に欠かすことのできない活動に自力で取り組むことは非常に困難であり、これらについて豊富な経験とノウハウを有する専門家（プロデューサー人材、コーディネーター人材）による支援が必要とされるが、真に優れた支援人材の確保は容易ではない。そのため優れた専門人材については、これを関東地方における産業支援の共有のインフラとすべく、人材の確保・育成から、支援を必要とする事業者とのマッチングまでを広域的な連携の下に実施することが期待される。

< かながわ観光大学シンポジウム >

関東運輸局では、観光分野の人材育成、観光を通じた地域の活性化と観光産業の振興に資するため、神奈川県と神奈川県内に観光分野の学部・学科等を有する大学で組織する「かながわ観光大学推進協議会」との共催により、観光分野における産学官連携事業として「かながわ観光大学シンポジウム」を開催している。

かながわ観光大学推進協議会では、開催地を移動しながら、その開催地域を現場キャンパスとして開校し、人材育成事業等を実施し地域の取組を支援する「かながわ移

動観光大学」を実施。「かながわ観光大学シンポジウム」では、この「かながわ移動観光大学」の実施結果を報告するとともに、毎年テーマを変えながら、産学官の観光関係者や観光に関心のある一般の方の参加のもと、有識者をパネリストとして迎え、観光に対する期待、可能性、課題等について幅広く議論するパネルディスカッションを行っている。

<観光地ビジネス創出の総合支援>

観光庁では、平成 24 年度補正予算「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」において地域の魅力ある観光資源を活かした旅行商品化の取組を推進してきたが、平成 25 年度補正予算「観光地ビジネス創出の総合支援」では、当該取組を活用し、観光地の魅力となりうる資源を見直し、旅行商品化を通して、観光地域づくりの主体の自主財源の確保を促進し、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営に誘導することにより、観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援することとしている。具体的には、以下の事業を実施予定。

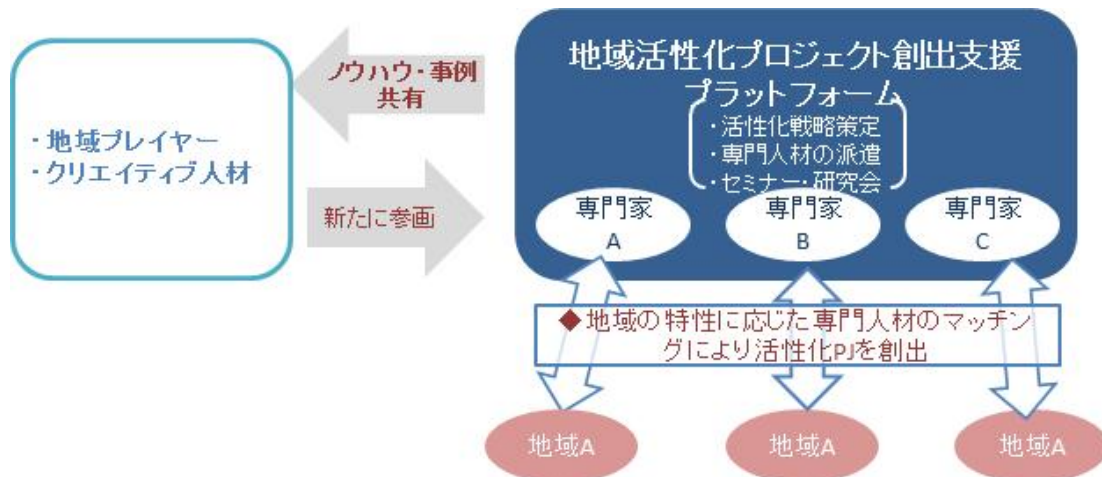
- ①収益を生み出すことができる売れる旅行商品の開発
- ②観光地づくり及び商品化の目利きによる現場研修（OJT）と座学を通して、観光地づくりの担い手にノウハウを蓄積
- ③自主財源の確保、運営の独立等の目標を設定し、自立的経営による観光地づくりを促進

<“CREATIVE-KANTO”によるプロジェクト支援>

関東経済産業局では、首都圏に多数存在する各分野の最前線で活躍するクリエイティブ人材や専門企業と地域事業者等をつなぎ、分野や地域を越えた新たな高付加価値なプロジェクト創出を支援する分野横断的なプラットフォームを構築している。

地域資源の発掘からマーケットへの流通、国際展開までの各段階における専門人材をネットワーク化して、地域の状況に応じて、最適な人材の派遣や戦略の策定、関係者による協議の場を設置する等して、地域や分野を越えた連携プロジェクトを創出・支援。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見通して策定する同局の活性化戦略と連動した取組を検討することとしている。

[図表 16] “CREATIVE-KANTO” によるプロジェクト支援



<価値創造人材を核とした取組>

関東経済産業局では、シェフと地域プロデューサーとがタッグを組み、地域の「食材」だけではなく、「ものづくり技術」、「伝統文化」などの魅力を組み合わせて、新たなコンセプトやストーリーを構築することにより、世界に通用する日本食の楽しみ方を提案する『Global Neighbor Kitchen in KANTO』を開催。地域の選りすぐりの地域資源（食材、地酒、器、道具、テーブルウェア等）を世界に向けて発信している。また、ものづくり中小企業が集積する地域において展開が進んでいる工場見学等のオープンファクトリーの取組について、地域を越えて連携を促進することにより、ノウハウの共有や各地域への交流人口の増加を促進していく。

[図表 17] 『Global Neighbor Kitchen in KANTO』イメージ

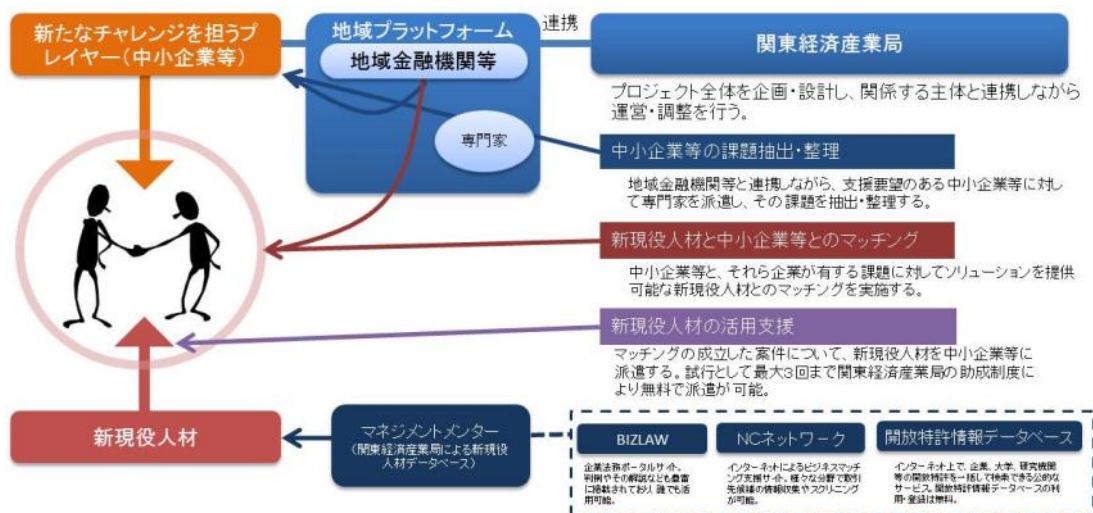


<新現役（OB）人材の活用>

大手企業の退職（予定）者の中には、永年培った知識・経験・人的ネットワーク等を活かし、企業支援、地域活性化に貢献したいとの意欲を有する「新たな現役＝新現役」人材が多数存在している。こうした人材を有効活用していくことが地域資源活用による地域経済活性化を推進する上でも重要である。

関東経済産業局では、こうした新現役人材を蓄積し、地域資源活用等にチャレンジする中小企業等プレイヤーとの効果的なマッチングを行うことにより、地域資源活用の取組を推進している。

[図表 18] 新現役人材の活用促進



2-3. エネルギー基盤の強化に向けた取組

2-3-1. エネルギー基盤の現状（強み）・課題

関東地方の産業競争力を強めるためには、災害時も含めたエネルギーの安定供給及びエネルギー・コストの低減を図ることが重要である。

我が国最大のエネルギー消費地域である首都圏域の経済・産業活動を支えるエネルギー基盤として、ガス、電力、石油等のエネルギー供給拠点及び石油コンビナート等が東京湾に集中的に立地するとともに、茨城県・静岡県内太平洋沿岸地域や新潟県内日本海沿岸地域にも一部の供給拠点が整備されている。

東日本大震災の際には、関東地方でも電力供給不足による計画停電や石油供給困難が市民生活・産業活動に大きな影響をもたらした。

最近公表された首都直下地震の被害想定では、首都直下地震等の発生する確率は 30 年以内に 70%と想定されており、災害の発生により首都圏にとどまらず日本全体のエネルギー供給が相当長期にわたり大きく毀損されるおそれがある。

このため、既存エネルギー供給拠点の強化を図るとともに、エネルギー供給拠点の分散化、ガスパイプライン等のエネルギー供給ラインの整備が必要である。

以下、エネルギー供給インフラ毎に現状と課題を整理する。あわせて、エネルギー資源の調達についても現状と課題に言及する。

2-3-1-1. エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備

2-3-1-1-1. 広域ガスパイプライン等

(1) 広域ガスパイプライン

天然ガスは、今後もその役割を拡大していく重要なエネルギー源であり、その供給基盤には一段と高いレベルのセキュリティが不可欠である。

東日本大震災では、津波によって仙台市ガス局の LNG 基地が被災するなど、製造設備等の被害が生じた。当初は、仙台への都市ガス供給が長期間停止することも危惧されたが、新潟から仙台を結ぶ広域天然ガスパイプラインの存在がバックアップ的機能を果たし、震災後約 1 ヶ月で復旧を完了することができた。

しかしながら、現状の天然ガスパイプラインは、ガス事業者が大消費地の中心に供給拠点を設け、沿線ガス需要と事業採算性を勘案し、整備主体にとって合理的に整備を行ってきたため、それぞれの供給区域は整備主体ごとに分断されており、大都市間や LNG 基地間を連結するパイプラインの整備は十分に進んでいない状況にある。また、連結されたパイプラインであっても、例えば、国際石油開発帝石(株)のパイプライン(東京ライン)から東京ガス(株)供給区域へのバックアップ率が 1%程度となっている。

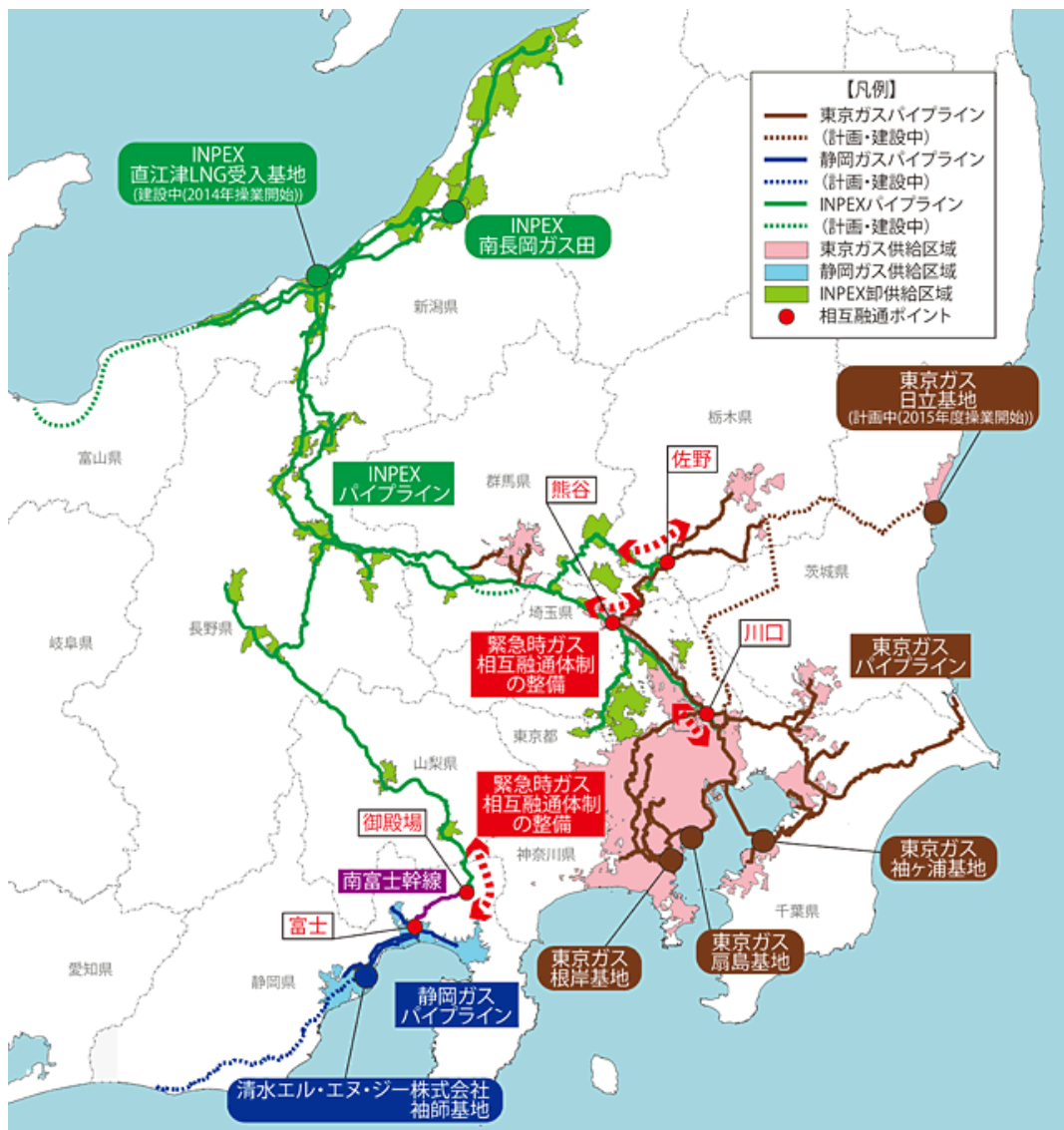
このように、首都直下地震等のセキュリティの観点では、首都圏のエネルギー・バックアップに対応し得る天然ガスパイプラインの広域ネットワークが未整備である。

(2) ガス供給施設

関東圏における LNG の輸入量は、全国輸入量の約 52%であり、そのうち東京湾岸の千葉県及び神奈川県を取扱量が 84%を占めている。

このように、LNG 基地等のガス供給施設は、需要地への近接性や隣接する基地との一体運用など、事業採算性や効率面でのメリットを追求した整備が進んできたため、大需要地の近くである東京湾岸を中心に一極集中している状況にある。これは、一極集中した LNG 基地が何らかの事象で同時に供給停止に陥った場合、大都市圏において大幅な供給上の制約が生じる危険性があるということであり、セキュリティの面から万全な体制とはなっていない。

〔図表 19〕 関東圏の広域パイプラインネットワーク及びガス供給施設



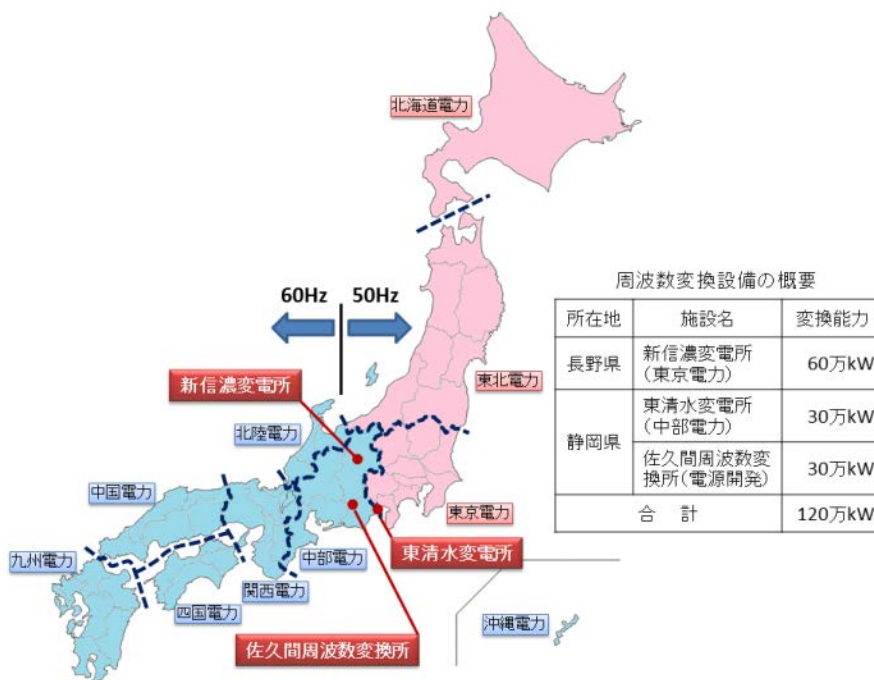
〔注〕：平成 24 年 6 月 22 日付け、東京ガス(株)、静岡ガス(株)、国際石油開発帝石(株)のプレスリリース資料から転載。図中「INPEX 直江津受入基地」の建設中との表記のところ、2013 年に竣工・共用を開始。「東京ガス日立基地」の計画中との表記のところ、現在建設中。

2-3-1-1-2.電力関連設備

(1) 周波数変換設備等

日本の電力は創生期の設備導入の経緯から、東日本で 50Hz、西日本で 60Hz と周波数が異なっており、周波数が異なる電力流通網を接続するには、周波数変換設備で変換する必要がある。現在、東西の電力流通網は、周波数変換設備を通じて送れる電力量は 120 万 kW にとどまっている。また、各電力会社は地域ごとに電力流通システムを構築しており、地域間連系線の容量制約により、震災時に広域的な供給力の活用が十分図られない状況である。このため、東日本大震災では、太平洋側の多くの発電所が被災停止し、広域的な系統運用が十分にできていなかったことから、不足する電力を送電することができず、東京電力管内において計画停電を実施することとなった。さらに、2011 年 7 月から 9 月には電力供給不足による停電を避けるため、電気事業法第 27 条に基づく電気使用制限が発動され、国民生活や産業活動に大きな支障を与えた。

〔図表 20〕 周波数変換設備の現状

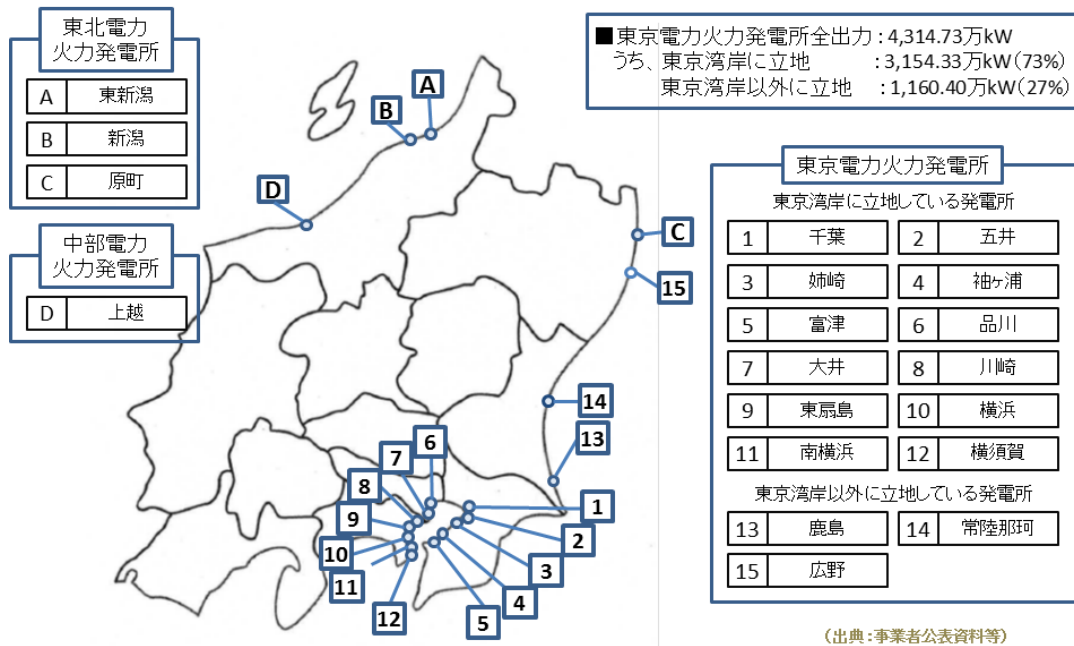


(2) 内陸型発電所及び分散型電源

電力の大消費地である首都圏に電力を供給するため、関東地方の大型火力発電所は太平洋側、特に、東京湾岸に集中して立地しており、内陸には立地しておらず、日本海側においても立地は少ない状況となっている。例えば、東京電力の大型火力発電所は 15 箇所あるが、全て太平洋側に立地している。そのうち 12 箇所が東京湾岸に立地しており、火力発電所全出力の 73% を占めている。また、日本海側には東北電力、中部電力の火力発電所が立地しているが、発電所は少ない状況である。

一方、需要地に設置する分散型電源の一つであるコージェネレーションシステムは、LNG、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン等の方式により発電するとともに、その際に生じる排熱も同時に利用する高効率なエネルギーシステムであり、燃料が確保できれば単独で稼働が可能で、災害発生時には地域において一定のエネルギー供給を確保することが期待できる。現在の関東地方の導入量は約 380 万 kW で、今後の更なる導入が期待される場所である。

〔図表 21〕 電力会社の火力発電所の立地状況



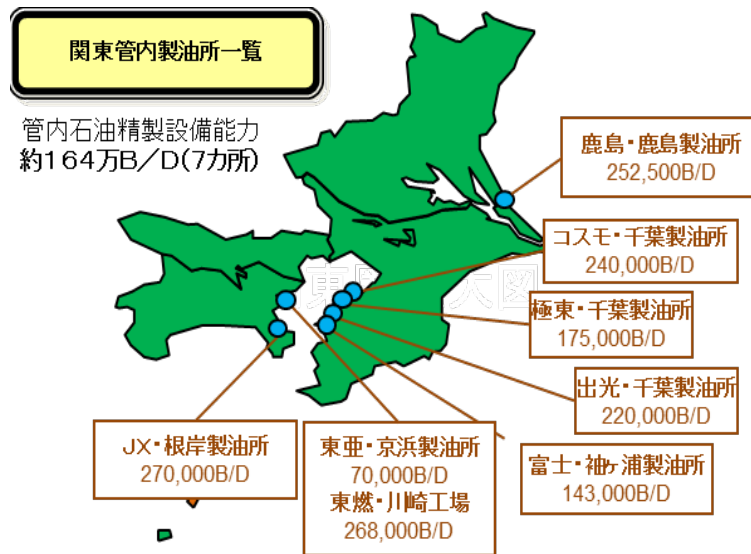
2-3-1-2.石油コンビナート等

(1) 石油コンビナート等の強化及びエネルギー供給機能の分散化

我が国のエネルギー供給拠点は太平洋ベルト地帯に集中し、首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合、広範囲にわたり、相当な期間、供給困難が発生するおそれがある。

首都圏の石油コンビナート等は、エネルギー・素材産業の一大集積地として我が国の経済を支える重要な地区であり、首都圏、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にある石油精製能力は全国比約 79% (内、関東は約 38%) であり、関東の製油所機能の約 8 割は東京湾岸に集中している。サプライチェーンについては、最新の被害想定を踏まえると、エネルギー供給機能の分散化や石油コンビナート等の耐震性強化等、災害時でも供給継続を可能にする入出荷設備等の整備が遅れている。

[図表 22] 関東地域の製油所 (2014 年 4 月見通し)



*全国 23 製油所・約 393 万 B/D

(2) 石油コンビナート等の国際競争力強化

我が国の石油コンビナート等は、東アジアで新たに建設が進んでいる大規模な石油コンビナート等と比べ、規模の経済、エネルギー効率、生産の柔軟性等の面で見劣りするとの指摘がある。また、首都圏の石油コンビナート等にはエネルギー供給施設や基礎素材産業（化学・鉄鋼等）が集積し我が国の産業競争力を支える重要な役割を担っているが、国際競争の激化、内需の縮小等による立地企業の競争力低下に伴うコンビナート機能の低下が懸念されている。

このため、石油関連産業や基礎素材産業が国際展開を図る中で競争力を備えるためには、石油コンビナートに立地する製油所・石油化学工場、製鉄所等について、統合運営・事業再編を通じ設備の最適化や製造原価の抑制を進め、総合的かつ抜本的な生産性の向上を進める必要があるが、「資本の壁」や「地理的な壁」が存在するため進んでいない。

(3) 石油製品の備蓄体制の一層の整備

我が国は、石油の安定供給を確保するため石油の備蓄体制を構築し、海外の石油生産国の情勢不安により原油等の輸入が途絶された場合においても一定期間において十分な備蓄量を確保してきたが、東日本大震災では、製油所の機能が低下し石油製品の出荷が不足する事態が生じた。このため、災害時における石油製品の供給不足に対処するための体制の整備を行い、新たに石油製品の備蓄を加え、備蓄体制の強化を図ってきたところである。

石油製品は原油と比べ長期間保存すると製品に劣化が生じることから、石油製品の

備蓄は流通在庫の一部として民間製油所等において蔵置している。このことから、製油所等が立地する東京湾岸に石油製品の備蓄が集中することとなり、災害時のリスク分散化が進んでいない。

2-3-1-3.エネルギー資源の調達

我が国周辺海域におけるメタンハイドレートは相当の量が存在していることが見込まれており、開発によってエネルギー自給率を高め、エネルギー価格を低減することができる可能性がある。

また、我が国は、原油の83%、LNGの29%を中東地域から調達（2012年）しているなど、エネルギー資源のほとんどを海外に依存しており、中東地域の情勢によりエネルギー供給に大きな影響を受ける等、諸外国に比べ高価でエネルギーを調達している。このため、複数の主要な資源の多様化、分散化等により、安定的かつ経済的な資源の調達方法の見直しが始まっている。

2-3-2.エネルギー基盤の強化に向けた取組の方向性

2-3-2-1. エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化

2-3-2-1-1. 広域ガスパイプライン等

(1) 広域ガスパイプライン

首都直下地震等に備えるためのエネルギー・バックアップの観点から、東京湾岸以外の太平洋側（茨城県や静岡県のLNG基地等）や日本海側（新潟県のLNG基地等）と首都圏を結節する広域天然ガスパイプライン整備の早期化や計画化を推進する。

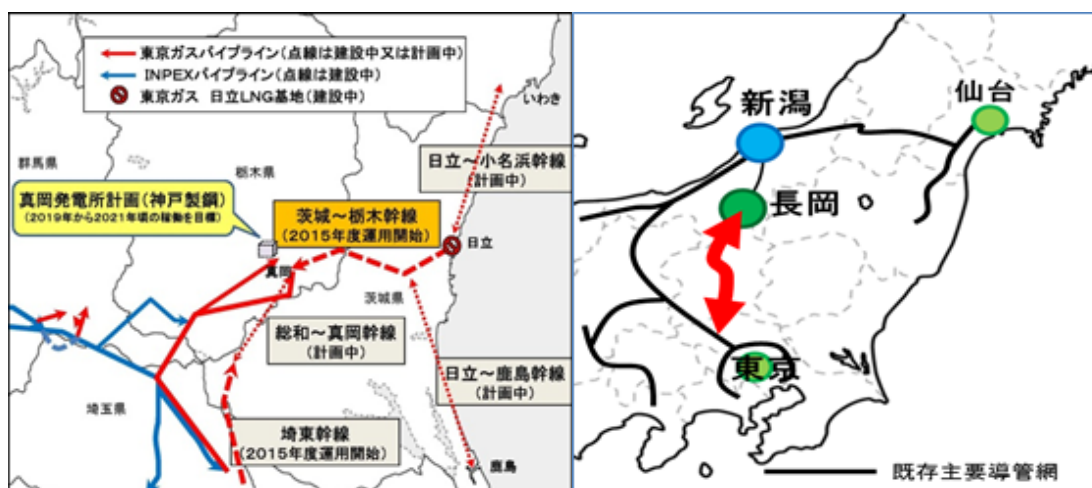
整備の促進に向けて、ガスパイプライン整備に係る規制制度の見直しにより、工期の短縮化等による整備コストの低減を進める。

また、事業採算性を高めるための沿線需要確保に向けて、LNG火力発電施設やコージェネレーション導入施設との一体的整備の促進や、パイプライン未整備地域におけるLNGサテライト⁶の普及推進による需要開拓等を進める。

さらに、ガスパイプラインの整備促進には、地方自治体とガス事業者の連携体制の構築が有効である。例えば、茨城県と東京ガス(株)とが、天然ガスインフラ整備の推進・加速について、相互に協力を行いながら検討する体制を構築している事例があるが、こうした連携体制の整備を推進する。

⁶ LNGサテライト
LNG貯蔵・気化送出設備のことを指す。

[図表 23] 首都圏エネルギー・バックアップのための広域パイプライン整備イメージ



(2) ガス供給施設

首都直下地震等大規模災害時における首都圏へのエネルギー・バックアップを想定し、その機能を担う地域（東京湾岸以外の太平洋側や日本海側）の天然ガス供給・貯蔵施設（LNG 基地、枯渇ガス田（新潟県）等）の整備・機能強化を推進し、補完体制の強化を図る。

LNG 基地については、例えば、東京ガス(株)が既存の東京湾岸基地のバックアップ及び首都圏のガス供給の安定化を図るため太平洋側に日立 LNG 基地を建設している事例があるが、こうした LNG 基地の分散化の取組を推進する。

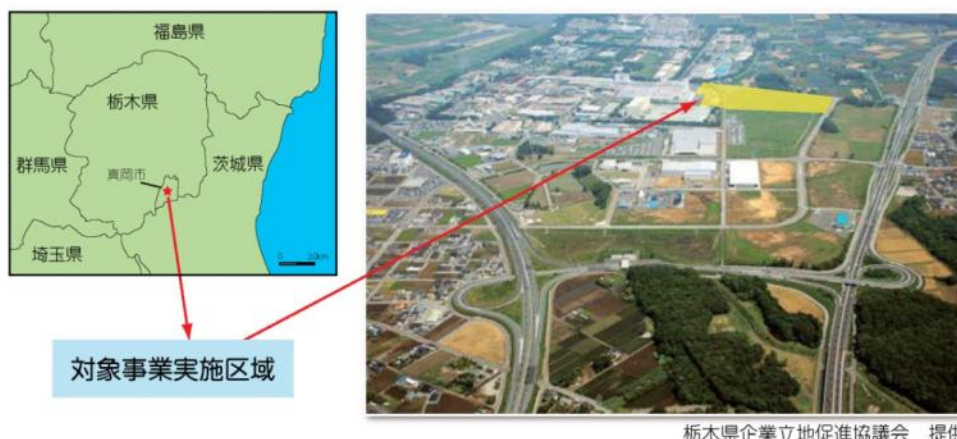
枯渇ガス田については、相当な貯蔵能力を有する枯渇ガス田を、輸入 LNG 気化ガスの地下貯蔵を施設として活用しようとするものである。需給ギャップの平準化等による LNG タンク等新たな貯蔵施設の施設設備投資の回避効果が期待できるとともに、広域天然ガスパイプラインネットワークに組み込むことによりバックアップ機能を果たすものであり、その活用を推進するとともに、そのために必要な法制度の整備等を進める。

2-3-2-1-2.電力関連設備

(1) 周波数変換設備等

電力ひっ迫時の広域的な電力融通を円滑に行うため、周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの早期増強を図る必要がある。そのため、送電線等の建設にかかる制度の見直し等を進め、工期の短縮を図ることが必要である。

[図表 25] (株)神戸製鋼所 神鋼真岡発電所建設計画



栃木県企業立地促進協議会 提供

資料「神鋼真岡発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし (株)神戸製鋼所)」

2-3-2-2.石油コンビナート等の施設の強化

(1) 石油コンビナート等の強化及びエネルギー供給機能の分散化

今後起こりうる首都直下地震等を想定し、関係自治体や事業者等による緊密な連携の下、国土交通省による湾岸整備事業等とも連携しつつ、石油コンビナート地区の強靱化（製油所における非常用電源増強や耐震・耐液状化、製油所間での供給バックアップ機能等の強化）を進め、災害時の供給継続や災害を想定した機能の分散化や耐震性等の強化等災害に強い石油コンビナート等を構築する。

現在、川崎市が防災の推進に当たって事業者、県、国等との関係機関と連携した取組を検討しており、このような連携の構築が今後の方向として考えられる。

[図表 26] 川崎臨海部防災協議会の取組

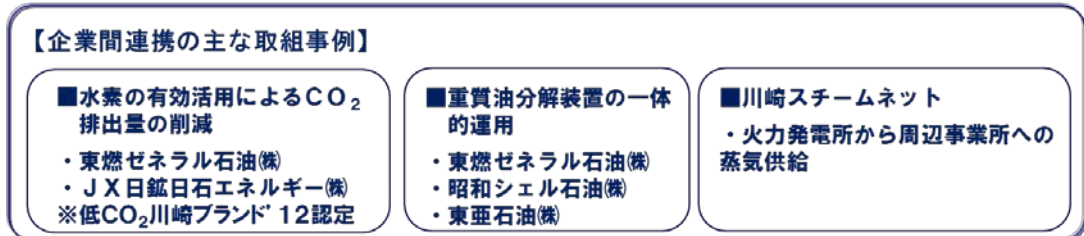


(2) 石油コンビナート等の国際競争力強化

石油コンビナート等が担うエネルギー・素材の安定供給機能を確保するためには、平時からしっかりとした経営基盤が確保されている必要があり、生産活動の効率化や高付加価値化、これらの一層の展開を図る企業間の連携、海外の市場開拓につながる取組を進め、国際競争力の強化を図る。

現在、神奈川県、横浜市、川崎市、素材・エネルギー関連企業等により「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を設立し、環境技術が集積している川崎臨海部の特徴を生かした、水素・熱・副生ガスや施設等の共同利用を目指した生産活動の効率化や資源・エネルギーの有効活用につながる取組を検討しており、今後の方向を示す事例となっている。

〔図表 27〕 川崎臨海部の企業間連携事例

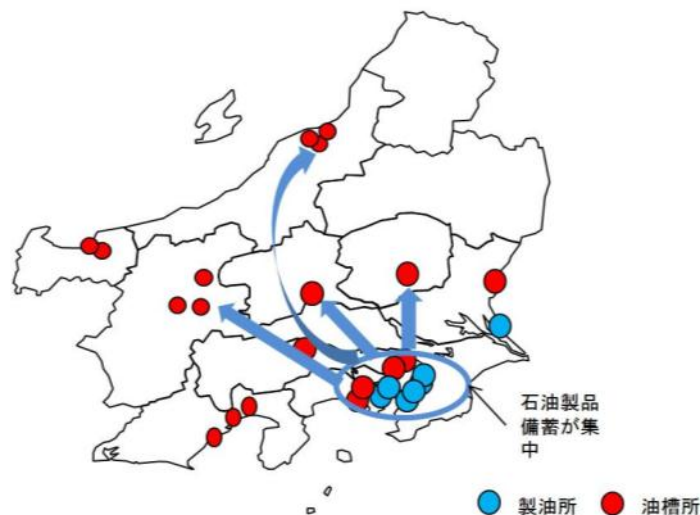


(3) 石油製品の備蓄体制の一層の整備

東日本大震災では、全国 27 製油所のうち仙台製油所等、東日本の 6 製油所が操業を停止し、石油精製能力は震災前の約 7 割まで低下する事態となった。また、東北地方等の多くの油槽所も操業を停止した。

今後起こりうる首都直下地震等を想定し、国の各種支援制度を活用しながら、関係自治体や事業者等による緊密な連携の下、エネルギーのバックアップ拠点として位置付ける等、地域特性を十分考慮して石油製品の備蓄を内陸部及び日本海側へ分散化する。

〔図表 28〕 首都圏エネルギー・バックアップのための供給設備多重化・分散化イメージ



2-3-2-3. エネルギー資源調達元の多角化等

安定的かつ低廉な資源確保のためには、国産資源（メタンハイドレート等）の開発や

新たな資源国からの調達を含めた調達元の多角化を進めることが必要である。

国産資源（メタンハイドレート等）の開発を促進する。具体的には、平成25年度に表層型メタンハイドレートの資源量把握に向けた調査を実施、調査結果を踏まえ、有望地点では平成26年度以降に地質サンプルの取得を実施する予定となっている。

また、シェールガス生産が拡大する米国からのLNG輸入を始め、ロシア・アフリカ等からの天然ガス輸入等多角化を早期に進めることが重要であって、あわせて、調達方法の多様化（国際パイプラインの検討など）を進めることが重要である。

3. 交通インフラ等整備の方向

3-1. 産業競争力の維持強化のためのインフラ整備の重要性

交通インフラについては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部開通を契機に周辺地域に食品産業等の工場や大規模な物流拠点が立地する等を一例に経済効果が着実に生まれてきており、陸・海・空のインフラの整備促進は関東地方全体の産業競争力強化のために極めて重要となっている。

平成 25 年 12 月に「好循環実現のための経済対策」が閣議決定され、2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、交通・物流ネットワーク等の都市インフラの刷新・整備を加速させると位置付けられており、三大都市圏環状道路や空港・港湾等へのアクセス道路等の切れ目ないネットワークとしての重点的整備等を実施することとされている。

医療や航空機・介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）等の産業集積や特区については各地に点在しており、交通インフラの更なる充実によって医療機器は本郷地域や医学系学会と地域のものづくり企業のネットワーク強化、航空産業における既存グループと他地域の連携による広域での一貫生産能力の構築や介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）産業集積地域間相互の連携強化が促進される。

さらに、都県域を越えた戦略産業集積（クラスター）ネットワーク形成や地域を越えた特区間の連携や試験研究機能の広域連携による相互利用、目利き人材の広域育成・活用の取組、地域資源の広域連携での活用・融合・ブランド化やインバウンド需要を呼び込むための広域観光ルートの設定においても地域間のアクセス向上に資するインフラ整備は重要であると考えられる。

加えて、成長産業や地域資源に関わる産業がサプライチェーンや旅客交通ネットワークを強化し、海外市場に販路を求めるためにも交通インフラと国際空港等国際的な人流・物流施設の充実と更なるアクセスを強化していくことも必要であると考えられる。

あわせて、首都直下地震等の災害発生時においても、エネルギーの安定供給を図り、首都圏の経済活動を維持するために、東京湾岸に集中している石油製品等のエネルギー供給拠点と消費地との輸送路の確保を図るとともに、バックアップ機能を担う他地域からの輸送路の確保が重要である。また、災害発生後、速やかにエネルギー原料（LNG・石油製品等）及び緊急物資の輸送を行うため、東京湾及びその代替機能を果たす港湾施設の機能強化が重要である。特に、港湾施設の機能強化は、護岸崩壊に起因する土砂及び貨物等の流出による航路の閉塞を防止する観点からも重要である。また、貨物等の流出により航路が閉塞された場合は一刻も早い航路啓開が重要である。

3-2.交通インフラの整備の方向

3-2-1.成長分野・地域資源の活性化のためのインフラ整備

関東地方の陸・海・空の拠点結び、国際的なアクセスを強化することで、内陸型製造業や研究開発型企業の集積及び産業クラスター間の連携や地域資源の活用促進等産業競争力強化のためにも首都高速中央環状線、東京外かく環状道路（外環道）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の首都圏三環状道路を始めとする高速道路ネットワークを整備促進することが重要である。

介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）等の集積促進や広域連携、成長産業や地域資源の活用促進等、国際アクセスを強化するために、さがみ縦貫道路や高速横浜環状南線・横浜湘南道路等の圏央道を整備促進する。

また、各地域における航空産業等の産業集積間における輸送時間の短縮、研究開発や人的交流・地域間交流の活発化、産業イノベーションの創出を図っていくために中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、新東名高速道路、三遠南信自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道、磐越自動車道を整備促進する。地域の国際競争力強化や地域資源活用促進に資するために、東関東自動車道水戸線、館山線、国道127号富津館山道路や高速横浜環状北線・北西線を整備促進する。

地域間の交流促進のために、地域高規格道路の茨城西部・宇都宮広域連絡道路、常総・宇都宮東部連絡道路、上信自動車道等や一般国道の国道138号、国道357号、国道464号等を整備促進する。

鉄道については、介護・福祉機器（生活支援ロボットを含む。）関連産業の集積や東京・名古屋へのアクセス時間短縮による企業立地促進を図っていくためにリニア中央新幹線を整備促進する他、輸送力の増強や鉄道コンテナの活用という視点も踏まえ、鉄道インフラを整備促進する。

港湾については、東日本の生活と産業を支える京浜港は、国際コンテナ戦略港湾として、更なる国際競争力強化を図っていく。また、茨城港常陸那珂港区の取扱量増大による港湾選択の多様化、国際拠点港湾である千葉港や国際バルク戦略港湾として指定されている木更津港、静岡県中西部のものづくり産業を支える物流港湾拠点である御前崎港の更なる活用や、日本海側対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込み地域経済の活性化に資する新潟県新潟港、直江津港の活用と機能強化等も重要である。

空港については、羽田・成田といった国際空港の機能強化及び都心直結線等両空港と都市間のアクセス強化に向けた具体的な検討や首都圏の空港機能を補完するため、横田飛行場、茨城空港、静岡空港の活用を促進することが重要である。

その他、上記以外においても、広域での連携強化を図っていくために有用なインフラ整備を図っていくことが重要である。

3-2-2.エネルギー基盤強化のための交通インフラ整備

東京湾岸のエネルギー供給拠点から消費地までの既存輸送路の耐震性等の強化を図るとともに、他地域からの首都圏のバックアップに資する輸送路を整備促進する。

東京湾及びそのバックアップ機能を果たす港湾について港湾施設の耐震性等の機能の強化を図る。これらの機能の強化により、港湾機能の維持に加え航路確保が図られる。

具体的には首都高速中央環状線、東京外かく環状道路（外環道）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の首都圏三環状道路や東関東自動車道水戸線、高速横浜環状北線・北西線を整備促進する。

また、災害に強い高速道路ネットワーク構築の一環として日本海側と太平洋側を結ぶ幹線道路の機能強化するために、中部横断自動車道、上信越自動車道及び磐越自動車道を整備促進する。

群馬・新潟県境間で唯一危険物積載車両が通行可能な国道 17 号を整備促進する。

さらに、災害時のエネルギー拠点へのアクセス強化のために国道 357 号及び臨港道路東扇島水江町線を整備促進する。

港湾については、非常時においても東京湾への物流ネットワークを確保するため、航路や港湾の防災機能の強化を図るとともに、茨城港、鹿島港、新潟港、直江津港等首都圏の港湾の代替となる港湾機能の強化を図ることが重要である。

4. 取組を実現するに当たっての課題（国等への提言）

ここまで、関東地方の産業競争力強化の視点から、成長分野、地域資源分野については、「ヘルスケア」、「先端ものづくり」、「環境・エネルギー関連」、「クリエイティブ」、「農林水産・食品」、「観光」を戦略産業として位置付け、取組の方向性を示してきた。

また、エネルギー基盤の強化では、首都直下地震等が発生した際の首都圏のバックアップを図るためのエネルギー供給ライン・供給設備の多重化・分散化、石油コンビナート等強化の必要性を示したところである。

本章では、これらの取組を実現するため「規制緩和」、「財政・税制面等」、「エネルギー基盤整備」において、今後、対応が必要と考えられるものについて提言としてまとめている。

4-1. 規制改革に関する提言（成長産業、地域資源）

関東地方の産業競争力を強化するためには、先に掲げた地方自治体ごとの取組、より広域的な取組を着実に進めていくことが必要であるが、その取組を進める上で制約となるいくつかの規制が存在する。

国全体での規制見直しの取組としては、昨年6月に規制改革実施計画が閣議決定され、「全ての規制は必要性をもって導入されたものであるが、経済環境や新技術の開発等に応じた規制の見直しが行わなければ、イノベーションや生産性向上の機会が縮小し、消費者もその恩恵を受けることができなくなる」との観点から、「エネルギー・環境分野」「健康・医療分野」等における規制改革の内容とフォローアップ体制が示された。現在も規制改革会議の下に、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」のワーキング・グループが設置され、必要な検討が進められている。

また、国における総合特区・構造改革特区は、区域を限定した規制の特例の突破口となる制度である。さらに、昨年12月に成立した産業競争力強化法においては、企業自らが安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、企業単位で規制の特例措置を申請できる「企業実証特例制度」が創設された。あわせて、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新分野進出等の取組を行えるよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」が創設された。

現在制約となっている規制等を乗り越えて、新たな成長産業支援を行うためには、これらの制度によって規制の適切な見直しが行われることを切望する。

関東地方産業競争力協議会の中で課題として取り上げられた規制については、これら国全体の取組においても取り上げられているものもある。以下では、各分野の産業競争力を強化するために必要となる先に示した取組の制約となる規制の主なものについて記載し、その課題解決に向けた取組について国に提言を行う。

なお、規制改革については複雑な利益調整・考量が伴うために深掘りをして検討を続

ける必要もあることから、関東地域における産業競争力強化のための規制改革を実現していくためには、関東地方産業競争力協議会として、本戦略のフォローアップの過程を通じて検討を継続することが重要である。

4-1-1. 成長産業分野において必要となる規制改革

医療機器の迅速な開発や再生医療への投資がより円滑に行われるための規制緩和、燃料電池自動車等の次世代自動車への投資の阻害要因を除去するための規制緩和に加えて、イノベーションを生み出す土壌となる戦略的産業集積（クラスター）の形成を促進するための規制緩和について、検討がなされるべきである。

(1) ヘルスケア産業

医療機器、革新的医薬品、機能性食品、介護・福祉・健康増進サービス等における開発・事業化を促進するためには、薬事承認の迅速化・簡素化、一般健康食品の機能性表示の容認等に係る規制緩和に加えて、ビッグデータ・ビジネスの普及を図るため、個人情報の匿名化措置に関するガイドライン等の整備を検討すべきである。【関連法令：薬事法、医師法、健康増進法、個人情報保護法等】

(具体例)

・承認申請に関する薬事法の規制

薬事法第14条第3項により、薬事承認申請のデータは、厚生労働大臣の定める基準（臨床試験の実施の基準：GCP）に基づいた治験のデータの添付が必要となっている。そのためGCPの水準をクリアしている臨床研究のデータでも、治験結果として利用することができず、改めて同じ試験を行わなければならない。

特に治験データの取得に時間がかかる症例数が少ない難病等については、責任体制の明確化、計画書の策定や研究薬の適正管理等GCPが求める管理体制の下で得られた臨床研究のデータを薬事承認申請に活用できるよう、早期薬事承認取得のための規制緩和を検討すべきである。

・特区域内における保険料率設定の特例

高齢者に対する健康維持・増進活動を効率的に行うためには、健康行動をしている高齢者に対してインセンティブを与えることが有効である。そのインセンティブの一つとして、個人が支払う保険料を彼らの行動によって変化させる方法があるが、現在の健康保険法においては保険者に対して一律な保険料率を課している。保険者が被保険者に対して、行動変容を促すため、特区の域内における保険料率の設定に関して柔軟な運用や類似の制度（健康行動ポイント付与制度）の実施について認可を検討することが必要である。

- ・ 住所地特例について

現状の介護保険制度では、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置が設けられている。一方、医療保険制度上では、施設等入居後に 75 歳を迎えた場合に国民健康保険の住所地特例が後期高齢者医療に引き継がれない（施設所在地の後期高齢者医療広域連合が医療保険者となる）といった問題が指摘されており、制度間の整合性を図る必要がある。

- ・ 遠隔医療拡大のための遠隔診療の範囲の明確化

情報技術を活用して地域を越えた診療の支援（遠隔診療）を行う場合、遠隔医療の基本的な考え方や医師法 20 条等との関係から留意すべき事項を示した平成 9 年の厚生労働省の通知（平成 9 年 12 月 24 日付健政発 1075 号厚生省健康政策局長通知）によってその運用が規定されている。柔軟な運用が認められているものの、民間事業者等にとっては不明確なところがあり、認められた遠隔診療の範囲に対して十分な確信が持てず、リスクを恐れて新規参入を抑制してしまう場合がある。このため、実施可能な遠隔診療の範囲を定めた具体的なガイドラインを整備するなど導入促進に向けた環境整備を強化することが必要である。

- ・ 医療機器の製造販売促進

医療機器製造販売業許可を取得するには、3 年間の従事経験を有する品質保証責任者を選任する必要がある。

しかしながら、ある部品メーカーでは、医療機器に活かすことができる高い技術力を有しているものの、責任者の条件を満たす社員がおらず、また、外部からの招聘も難しいことから、品質保証責任者の確保が難しい。このことが、医療機器分野への新規参入に際して大きな障壁となっている。

そこで、医療機器製造販売業許可の要件である品質保証責任者について、最もリスクの低い第 3 種製造販売業においては、省令に定める 3 年間の従事経験に関する項目について緩和又は撤廃を検討する必要がある。

(2) 先端ものづくり産業（航空宇宙・次世代自動車産業等）、環境・エネルギー関連産業

燃料電池自動車や水素エネルギー供給インフラ等の開発・普及を促進するためには、圧縮水素自動車燃料装置用容器や水素スタンド設置等に係る基準の整備を進めるべきである。【関連法令：高圧ガス保安法、消防法、建築基準法、道路交通法等】

(具体例)

- ・ 地域における水素ステーション整備の支援と規制緩和の推進

平成 27 年の燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に水素ステーションの整備が進められているが、普及拡大のためには財政支援のほかに規制緩和が必要である。

例えば、高圧ガス設備に対し保安距離の確保を義務付けているが、「都市型」あるいは「保安距離短縮型」という区分で保安距離の概念を外した設備があり、既に圧縮水素スタンド等についての基準を整備しているが、今後都市型圧縮水素スタンドに液化水素貯槽を設置することが検討されていることから、液化水素貯槽も「都市型」の基準を整備し市街地に建設できるようにするほか、水素スタンドをガソリンスタンドとの併設ができるようにする等の基準を整備し、水素スタンドの普及や整備費の縮減につなげるべきである。

(3) 戦略的産業集積（クラスター）の形成

再生利用できない耕作放棄地等の農地を企業用地として転用することで、関連産業の企業立地を促進し、戦略的産業集積（クラスター）の形成を図ることが重要である。よって、スピードを重視する企業ニーズに対応できるよう農地転用等に係る規制緩和を検討すべきである。また、国が都道府県間で優良農地を確保する仕組みや産業集積から得られた法人税等を耕作放棄地対策として地方交付税等で補填するなど耕作放棄地対策支援の拡充を検討すべきである。【関連法令：農地法、農業振興地域整備法、空港管理規則等】

4-1-2. 地域資源分野において必要となる規制改革

複数地域の連携による観光振興を促進するための規制緩和に加え、海外からの観光客増加や地域資源の需要拡大につながるような規制緩和について、検討がなされるべきである。

(1) 観光産業、農林水産・食品産業

複数の地域が連携した観光振興を促進するためには、観光圏認定要件の緩和を検討すべきである。また、魅力ある観光資源や農林水産品・食品等を外国人に広く周知し、日本の文化・伝統・技術等を理解・普及させるためには、外国人への査証発給要件や在留資格等に係る規制緩和を検討すべきである。【関連法令：観光圏整備法、出入国管理法等】

(具体例)

- ・植物工場の推進に向けた建築基準法等の規制緩和

完全人工光型及びドーム型植物工場等は、①建築基準法上「建築物」として取り扱われ、一般の建築に関する基準が適用される、②消防法上も「建築物」として消防用施設の設置が義務付けられるといったこと等が、普及の障害になっている。

そこで、植物工場の普及のためには、①農地に設置する場合は、建築基準法上の建築物としての規定の適用除外や緩和等、②建築実態に合った消防用設備の柔軟な基準の適用といった措置が必要である。

- ・農業、食関連産業のための規制緩和

6次産業化を推進するために農家レストランを農振法上の「農業用施設」に位置付けるとともに、食品製造業者と農家が共同出資して設立する農業生産法人において、食品製造業者の資金面での支援を得て積極的に食品開発を推進できるよう、農業生産法人への出資要件等の緩和を検討すべきである。

4-1-3. その他共通的事項

地域産業の発展を将来担っていくことができる優れた人材を輩出するため、学校の教員について社会人経験者等の幅広い登用を進めるべきであり、特別免許状や特別非常勤講師制度の一層の活用等対応の検討が必要である。

4-2. 財政・税制面等での提言（成長産業、地域資源）

デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すため、政府は、昨年10月に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（経済政策パッケージ）」を、同12月に「好循環のための経済対策」を閣議決定した。これらの対策では、成長力底上げのための政策として、先端設備等の設備投資促進、ベンチャーファンドへの投資等促進税制の創設を始め、中小企業投資促進税制、研究開発税制の拡充を行うこととしている。さらに、新たな経済対策として、中小企業に重点を置いた投資補助金等の設備投資支援、競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発、地域活性化のための農業の6次産業化の推進、復興、防災・安全対策の加速等の実行ための予算措置の必要性について述べている。加えて、日本経済の成長のためには、海外展開のみならず、日本に投資を呼び込む対内直接投資促進に向けた取組の強化が重要である。

上記取組を、関東地方の産業競争力強化につなげて行くためには、関東地方産業競争力協議会における財政・税制面等での検討結果を国及び関係機関に求めていくことが重要である。また、財政・税制面等に関する問題意識を関係者間で共有しつつ、関東大での成長力の底上げにつながる取組を着実に実施していくことが必要である。

4-2-1. 成長分野の育成支援

戦略策定に当たり、関東地方において新たに戦略産業（ヘルスケア産業、先端ものづくり産業、環境・エネルギー関連産業、クリエイティブ産業、農林水産・食品産業、観光産業）を設定し、取組の方向性を示したところであるが、これら戦略産業の取組を積

極的に進めていくことは、最終的には関東大での成長力の底上げにつながるものと考えている。

一例として、今後、首都圏を中心に超高齢化社会を迎え、医療・介護の需要が増大していく中で、医療機器関連産業の発展が期待されている。これを受けて、医療機器メーカーや医療従事者と優れたものづくり中小企業との交流機会を設けて新しい製品開発を試みてもらう等、中小企業等が連携しつつ新しい分野での取組に果敢に挑戦出来るよう、更なる環境の整備が求められていることから、関連する財政・税制面等での検討が望まれる。

財政・税制面等での検討が必要なものとしては、例えば、競争的研究開発資金等への地域特性を生かす支援の導入や普及を加速させる必要がある製品の市場確立に向けた初期需要の創出支援、国補助事業への自治体関与の強化、都県や政令市が独自制度と一体的に実施できるような国の補助金の一部交付金化、設備投資に関する財政・財政面での支援強化、日本に優れた技術や新たなノウハウをもたらす外資系グローバル企業の研究開発拠点を含めた企業立地に関する財政・税制面での支援強化、企業の存続に関する税制面での支援強化、特区制度等への地域意見の反映拡大、地域単位だけではなく産業分野単位の特区制度、公設試験研究機関等の機能強化、国の研究機関等との連携強化、中小企業の海外展開支援の強化、産業人材育成支援策の強化、産業応用に資する情報提供体制の検討・整備、各産業に横断的に関わる情報通信技術（ICT）分野の支援強化等が考えられる。

（具体例）

・ 公設試験研究機関等の相互利用の促進

一部の自治体間では公設試験研究機関の相互利用が進んでおり、保有機器の一括検索等が可能なポータルサイトも構築されているが、関東地方全域では明確な相互利用の仕組みはできていない。

そこで、企業が目的に応じて各都県政令市の公設試験研究機関や国の研究機関の保有機器を利用できるよう、国による一括検索システム等の構築、利用料金の域外割増設定の廃止等、公設試験研究機関等の相互利用の仕組みを創設することが必要である。

・ 参入障壁の高い産業における中小企業等への支援強化

バイオ関連産業は、研究開発に多くの資金・人材が必要であるが、事業化までに至る例が極めて少なく、バイオベンチャーの多くは、資金不足と人材不足の2つの課題を有している。また、航空機産業は、厳しい技術水準や品質管理能力が求められるだけでなく、初期投資から資金回収までの期間が他産業に比べて長期になる傾向がある。

こうした参入障壁の高い産業においては、資金面での公的支援、大学・研究機関等との産学連携支援、コーディネータの適正配置による事業化・販路開拓支援等について、十分配慮する必要がある。

・独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の体制強化

日本再興戦略では、革新的医薬品・医療機器の実用化を促進するため、2020年までに審査ラグ「0」を目指すとしており、平成26年度予算案において、PMDA職員を34名増員するとの計画は評価する。しかしながら、革新的医薬品・医療機器の実用化による地域経済の活性化のみならず国際競争力の強化の観点からも、更なる体制の強化・充実を検討する必要がある。

4-2-2.地域資源の活用・融合・ブランド化

関東地方には、農林水産品、鉱工業品（伝統工芸、技術等）、自然、歴史・文化的遺産等多種多様な地域固有の資源が存在している。

一例として、各地の地域資源（農林水産品、鉱工業品等）と、優れた加工等の技術を持った事業者との連携により付加価値の高い商品開発を行い、海外マーケットを対象に販売する等、地域の資源を活用して独自性のある取組を行っていくためには、更なる環境の整備が求められていることから、関連する税制・財政面等の検討が望まれる。

財政・税制面等での検討が必要なものとしては、例えば、独自性があり国際競争力を兼ね備えた商品開発・ブランド化・販路開拓等への支援強化、2020年オリンピック・パラリンピック等の機会を活用した外国人旅行者への対応強化（観光案内板、無線公衆LAN等の施設整備、共通パス等の利便性向上等）、観光・MICE振興等への支援強化、企業ノウハウの活用・農業の6次産業化の推進、意欲ある多様な担い手が農業を展開するための環境整備、諸外国における日本製品の輸入規制や冒認出願等への対応強化、各産業に横断的に関わる情報通信技術（ICT）分野の支援強化等が考えられる。

4-3.エネルギー基盤整備への提言

4-3-1. エネルギー供給ライン・エネルギー供給設備の多重化・分散化

4-3-1-1.広域ガスパイプライン等

(1) 広域ガスパイプライン

エネルギー・バックアップのための広域ガスパイプラインの整備は、国が前面に立ち、具体的なルートの全体計画を策定し、エネルギー事業者や周辺地方自治体の協力により推進していくべきである。あわせて、都市計画、道路、農地等関係規制制度の見直しとともに、国が定めた重要な広域パイプラインに対して集中的に財政的支援を行うべきである。

(具体例)

- ・ 広域ガスパイプライン整備に関する規制制度の見直し

広域ガスパイプラインの新增設を促進するには、以下の規制制度の見直しを進める必要がある。

- ① 都市計画法に基づく開発行為許可については、政令により、電気事業、電気通信事業及び一般ガス事業等公益上必要な建築物は許可が不要とされているが、ガス導管事業は開発行為許可の対象となり、手続に長期間を要しているところであり、ガス導管事業についても許可を不要とすることを検討すべきである。
- ② 道路法に基づく道路占用については、電気事業、電気通信事業及び一般ガス事業等は義務占用の特例が認められているが、ガス導管事業は特例が認められていないため、許可取得に時間を要するとともに、整備ルート最適化等が困難な場合がある。国土交通省からガス導管事業者の道路占用手続の円滑化に関する事務連絡が発出されているものの、運用の徹底が図られていない場合もあり、ガス導管事業についても法令レベルで義務占用の特例を認めるべきである。
- ③ 農地法に基づく農地転用許可については、ガス導管の測定設備や検査設備について許可を不要とする省令改正がなされたところであるが、広域ガスパイプラインの整備に必要なその他のガス工作物についても対象を広げるべきである。

(2) ガス供給施設

エネルギー・バックアップのための天然ガス供給・貯蔵施設（LNG 基地、枯渇ガス田（新潟県）等）の整備・機能強化は、国が前面に立ち、エネルギー事業者や周辺地方自治体の協力により推進していくべきである。あわせて、必要な法制度の整備を始めとした、天然ガス供給・貯蔵施設の整備・機能強化を促進するための支援を講ずるべきである。

(具体例)

- ・ 枯渇ガス田利用に係る関連法の整備

枯渇ガス田については、その貯蔵能力を輸入 LNG 気化ガスの地下貯蔵に活用し、広域天然ガスパイプラインネットワークに組み込むことによって、エネルギー・バックアップの機能が期待される。しかしながら、現在我が国では輸入 LNG 気化ガスを地下貯蔵するための法的枠組みが設けられていないため、活用に向けた具体的な検討等が進んでいない。枯渇ガス田の地下貯蔵施設としての活用を推進するた

め、必要な法制度の整備を進めることを検討すべきである。

4-3-1-2. 電力関連設備

(1) 周波数変換設備等

電力ひっ迫時の電力融通を円滑に行うため、周波数変換設備や地域間連系線等の重要な送電設備について、国が指定し、関係府省の連携により早期増強を図るべきである。

(具体例)

- ・ 周波数変換設備の増強

総合資源エネルギー調査会 総合部会 電力システム改革専門委員会の下に「地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会」が設置された。同研究会の平成24年4月の中間報告書では「周波数変換設備については、2020年度を目標に、90万kWの強化（120万kW→210万kW）を行い、さらに、費用対効果に留意し、政策的観点から踏まえ、それ以降できるだけ早期に、周波数変換設備の容量を300万kWまで増強する。」こととしている。

90万kWの強化について、2020年度までに整備を実現するためには、行政の取組による後押しが期待されている。また、300万kWまでの更なる増強については、政府において適切な検討の場を設け、具体的な政策的支援のあり方等、政策的な観点から可能な限り早期に判断がなされることが望まれている。

(2) 内陸型発電所及び分散型電源

災害時におけるエネルギーの安定供給の確保及びエネルギー供給施設の耐災害性の向上に国や産業界が一体となって取り組むべきである。特に、内陸型火力発電所等の重要なエネルギー基盤に関しては、国が指定する等集中的に支援すべきである。また、分散型電源の導入促進を積極的に行うべきである。

(具体例)

- ・ 内陸型火力発電所等の電源の地域分散化の推進

現在、栃木県真岡市において、(株)神戸製鋼所が出力140万kW級の内陸型の大型火力発電所建設計画を進めているところであるが、燃料インフラ、冷却効率等コスト面でのハンディキャップがあり、さらには、現行の電力入札評価や託送料金制度では、経済性が支配的な評価要素との指摘がされている。このため、内陸型火力発電所等の重要なエネルギー基盤に関して、国が指定するなどして、電力インフラの強靱化につながる電源立地の分散を後押しする仕組みが求められている。

4-3-2.石油コンビナート等の施設の強化

(1) 石油コンビナート等の強化及びエネルギー供給機能の分散化

首都直下地震等における被害拡大の防止及びエネルギーの安定供給・早期回復の観点から、液状化・津波浸水対策等に関する生産施設、配管、岸壁等工場全体の耐震性等の強化策に対する支援策を継続・拡充すべきである。さらに、災害時の緊急支援物資やエネルギー供給に必要な海上入出荷施設の強化等の減災対策を講じることによって災害に強いコンビナートを構築すべきである。あわせて、関係法令の技術基準の妥当性を検証し見直しを行うとともに、石油タンクの長周期振動対策としてスロッシング抑制技術の調査・研究、施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供、石油コンビナート等の施設の総点検に対する財政的支援等を講じ、施設改修へのインセンティブの検討等、産業保安対策を強化すべきである。

また、大規模災害に対応するため、関係省庁による対策検討、調整の場を設置した一元的な防災対策を推進すべきである。

(具体例)

・石油製品の出荷機能の強化

首都直下地震・南海トラフ地震等に備え、被災地域の製油所で石油精製機能が相当期間停止した場合であっても、救助・復旧活動等に不可欠なガソリン、灯油等の石油製品を安定的に出荷させるための能力を維持することが必要である。これまでも製油所での常用発電機、非常用情報通信システム（衛星通信等）、ドラム缶石油充填出荷設備）の導入を支援してきたが、今後、海上入出荷施設等の強化等、減災対策をさらに講じる必要がある。

・高圧ガス設備の耐震補強

東日本大震災の被害を踏まえ、球形貯蔵ブレース補強等や重要既存高圧エネルギーガス設備の耐震補強対策の取組に対して費用の一部を支援しているところであるが、今後、その拡充を検討するとともに継続的な支援を行う必要がある。

(2) 石油コンビナート等の国際競争力強化

日本経済や国民生活を支えるエネルギー・素材の供給機能にかんがみ、石油コンビナート等の競争力強化に向けた生産活動の効率化や国際競争力を有する石油化学高付加価値品等の設備投資、これらの一層の展開を図る企業間連携の取組等への支援を強化すべきである。また、石油製品や優れた環境技術等の海外輸出に対する支援を強化すべきである。さらに、多くが操業を開始してから40年以上経過している石油コンビナートの老朽化設備の補修及び省エネルギー効果の高い生産設備への転換の投資に対して財政上や税制上の支援を強化するとともに、規制緩和についても積極的に取り

組むべきである。

(具体例)

・精製能力集約強化学業

国内外の厳しい需給・競争環境の下、平時・災害時を問わず安定供給を担保するには、需給・競争環境に対応した設備の最適化を進めることが必要である。

このため、国は石油精製業者が精製機能の集約強化を進める際、原油処理に係る装置の廃止費用、製油所の既存設備を活用した関連業務の操業のための工事費用、製油所の土地を利用した新事業実施のための土壌改良費や事前調査（F/S）費等について補助してきた。平成 26 年度は日本の石油コンビナートが国際競争をする上での前提条件の不利を克服すべく、コンビナート内外の複数製油所等の統合型運営に基づき、高付加価値な石油精製・石油化学等設備の共用・増強・集約化や、非効率設備の廃棄等による設備最適化を促進し、石油産業の供給構造改善を支援することとしている。

今後さらに、老朽化設備の補修及び省エネルギー効果の高い生産設備への投資に対して財政上や税制上の支援を強化する必要がある。

・土壌汚染対策法の自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し

平成 22 年の改正土壌汚染対策法の施行により、人為的原因による汚染土壌に加え、自然的原因による汚染土壌も規制対象に追加された。

このような規制の追加は、立地企業の調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など、新たな負担を強いるものであり、土地の有効利用や新たな設備投資を行う阻害要因となり、効率的な生産活動の妨げとなる。

こうした中、国においては、土地汚染対策法施行規則を改正する環境省令の改正により、自然的原因による汚染土壌に係る土地の扱いについて緩和措置を講じるとともに、平成 23 年に「規制・制度改革に係る追加方針」が決定される等の対応がされているところであるが、埋立地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。

コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域については、自然的原因による汚染土壌の取扱いについて、立地企業に対する一層の負担軽減を図る必要がある。

(3) 石油製品の備蓄体制の一層の整備

災害時におけるエネルギーの安定供給を図るため、エネルギー拠点として日本海側に、原油を効率的に処理可能な次世代型製油所や石油製品備蓄基地を整備すること等を検討する。また、石油製品の備蓄の増強及び内陸部へ備蓄拠点を整備し分散化を進めるために、国家備蓄については、国が石油元売会社等と連携の上具体的な検討等を

行うべきである。さらに、新たなタンクの増設を視野に入れ、民間会社の設備投資に対する補助金等の支援の拡充も検討すべきである。

(具体例)

- ・石油製品備蓄体制の分散化

石油製品の国家備蓄は 2014 年度までに 4 日分の備蓄を進めてきたが石油精製業者等の石油タンクは所在地に地域的な偏りがあり、また、内陸部の油槽所は貯蔵規模が小さく、製品備蓄拠点としての整備に至っていない。平成 26 年度はタンク等の備蓄石油製品の貯蔵・供給に係る設備の導入・改修工事費を補助し、地域間格差を是正することにより、非常時の石油安定供給を一層確実なものとしている。今後、さらに内陸部に新たなタンクを増設し備蓄量を増強する等、太平洋側に集中する備蓄拠点を日本海側や内陸部へ分散するよう整備していくことが必要である。

4-3-3. エネルギー資源調達元の多角化等

メタンハイドレート等の国産資源のエネルギー・鉱物資源の開発によってエネルギーの自給率を高めることができる可能性があり、国土強靱化等の観点からも国の政策により国と産業界が一体となって進めるべきである。

また、我が国は先進国の中でもエネルギー・コストが高い現状にあり、早急に安価なエネルギーの調達元を確保することが必要である。このため、ロシアから日本海を渡って日本に運ぶパイプラインを建設し、安価な天然ガスを調達すること等を含め、エネルギー資源調達元の多角化等を検討すべきである。

(具体例)

- ・国産資源の開発

メタンハイドレートは東部南海トラフ海域において、我が国の天然ガス消費量の約 10 年分の原始資源量が賦存していると推定されており、2013 年 3 月にはガス生産実験を実施した。実験を踏まえて、今後、民間企業が主導する商業化に向けて技術開発等の整備をする必要がある。

あわせて、2013 年に賦存が確認された日本海側の表層型メタンハイドレードについても、調査・開発を推進する必要がある。

5. まとめ

我々、関東地方の1都10県8政令指定都市の知事及び市長、民間委員及び有識者委員は、オブザーバーとして国の出先機関など21機関の参画を得つつ、平成25年11月から4ヶ月という短い期間ではあったが、国と地方が一体となって関東地方の産業競争力を強化する戦略について、お互いの知見を集めて積極的に議論を行った。その成果として、以上のとおり、関東地方の産業競争力強化のために関係者が実行すべき方向性や取組を取りまとめた。

本文に記載したように、関東地方の産業競争力強化のためには、

- ① これまで幾多の困難を乗り越え磨いてきた高い製造技術を活かしヘルスケア産業、先端ものづくり産業を育成する等、新たに柱となる成長産業を創出する「成長分野の育成」、
- ② 高付加価値・高品質等の魅力を活かし切れていない農林水産・食品、観光地等地域資源について国内外の消費者への訴求力を高め販路開拓を行う「地域資源の活用・融合・ブランド化」、
- ③ これらを支えるとともに、大規模災害時等のバックアップ機能を強化するため、エネルギー供給ライン・設備の多重化・分散化、石油コンビナート等施設の強化を図る「エネルギー基盤の強化」、

の3分野について、個々の企業・産業集積・行政等の努力が重要であることはもちろんのこと、行政区域を越えて小異を捨てて大同につき関東大で「連携」を実現していくことが「鍵」となることを確認した。

あわせて、これらの取組を促進するために重要となる、

- ④ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等首都圏交通ネットワークの整備促進等交通インフラ等のあり方、
- ⑤ 規制改革、財政・税制面等についての国等への提言、
についても取り上げた。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定という弾みをこれらの産業競争力強化の取組等に活かしていく視点の重要性を確認した。また、さらに俯瞰すれば、これら取組は、同大会開催時に、高齢化等課題先進国である我が国が高いQOLを実現した明るい近未来像を世界に示していけるようにするとの視点から重要であるということを確認したい。

本戦略を真の産業競争力強化につなげるためには、当然のことながら、実行・実現していくことが重要である。このため、協議会の構成員である経済界、都県・政令市、国等が

一体となって、関東大の「連携」プロジェクトを始めとした具体的取組を直ちに開始したい。同時に、これを促進するよう、オブザーバーである国（地方支分部局）が戦略の記載内容に沿った取組を実行することを切望する。

また、確実な実行・実現のためには、適切なフォローアップを行うことが肝要である。2015年度までは半年に一回程度、本戦略で定めた取組の実施状況をフォローアップし、その時々状況に応じ、戦略の改定を含めた対応を図ることとしたい^(注)。

最後に、今後の実行に向け、協議会構成機関・委員やオブザーバーである国（地方支分部局）が、自らの役割や特性を十分に認識しつつ、広域的な視点を持ちながら、関東地方の産業競争力強化を図るために相互に「連携」し、本戦略を実行していくことで、世界で輝く関東を実現し、ひいては、日本経済の再興に貢献するとの強い想いを新たにしたい。

(注)

日本再興戦略では、その中短期工程表において、地方産業競争力会議は、2013年度から当面3年間（2015年度まで）は半年に一回程度、定期的にフォローアップ・改定を行い、2016年度以降は、2017年度までの緊急構造改革期間中推進していくこととしている。

本戦略のフォローアップの具体的方法としては、2015年度までは、半年に一回程度、関東地方産業競争力協議会の構成機関（都県・政令市、国出先機関等）は、本戦略で定めた取組に関する各々の進捗状況の把握と課題の抽出を行うとともに、取組実現のために必要な対応を検討し、これらをお互いに確認する。この際、必要に応じて、本協議会として改定を行うこととする。

関東地方産業競争力協議会 委員名簿

(敬称略、民間委員は50音順、◎は座長)

石井 俊昭	(株)千葉銀行顧問 (千葉県商工会議所連合会会長)
市川 浩一郎	不二越機械工業(株)代表取締役社長 (長野県テクノ財団理事長)
鬼澤 邦夫	(株)常陽銀行代表取締役会長 (茨城県経営者協会会長)
加藤 正芳	(株)加藤電器製作所代表取締役社長 (山梨県機械電子工業会会長)
小宮山 宏	(株)三菱総合研究所理事長 (プラチナ構想ネットワーク会長)
櫻井 透	(株)静岡銀行顧問 (静岡商工会議所副会頭)
佐々木 謙二◎	関東商工会議所連合会副会長 (日本発条(株)相談役)
曾我 孝之	中屋商事(株)代表取締役社長 (群馬県商工会議所連合会会長)
中村 彰太郎	(株)中村製作所代表取締役 (栃木県商工会連合会会長)
福田 勝之	(株)福田組代表取締役会長 (新潟県商工会議所連合会会頭)
増田 文治	(株)マスダック代表取締役社長 (埼玉県経営者協会副会長)
村越 政雄	(株)ムラコシ精工代表取締役社長 (東京都商工会連合会会長)
山田 長満	(株)経理バンクホールディングス代表取締役社長 (神奈川県商工会議所連合会副会頭)
橋本 昌	茨城県知事
福田 富一	栃木県知事
大澤 正明	群馬県知事
上田 清司	埼玉県知事
森田 健作	千葉県知事
舩添 要一	東京都知事
黒岩 祐治	神奈川県知事
泉田 裕彦	新潟県知事
横内 正明	山梨県知事
阿部 守一	長野県知事
川勝 平太	静岡県知事
清水 勇人	さいたま市長
熊谷 俊人	千葉市長
林 文子	横浜市長
福田 紀彦	川崎市長
加山 俊夫	相模原市長
篠田 昭	新潟市長
田辺 信宏	静岡市長
鈴木 康友	浜松市長

関東地方産業競争力協議会 オブザーバー名簿

岡崎 俊一	関東総合通信局長
坂本 正喜	関東財務局長
石井 信芳	関東信越厚生局長
伊岐 典子	東京労働局長
藤本 潔	関東農政局長
安藤 久佳	関東経済産業局長
深澤 淳志	関東地方整備局長
原 喜信	関東運輸局長
戸田 和彦	東京航空局長
高橋 康夫	関東地方環境事務所長
黒瀬 泰平	信越総合通信局長
木村 順吾	東海総合通信局長
中山 厚	東海財務局長
岡本 浩二	東海北陸厚生局長
齊藤 政満	北陸農政局長
野田 徹	北陸地方整備局長
八鍬 隆	中部地方整備局長
和辻 健二	北陸信越運輸局長
池田 善一	中部地方環境事務所長
佐竹 俊哉	日本政策投資銀行地域企画部長
長島 信之	日本貿易振興機構関東貿易情報センター所長